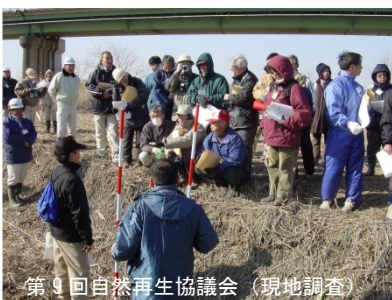


「荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想」改訂（案）
荒川太郎右衛門地区自然再生事業

自然再生全体構想



第9回自然再生協議会（現地調査）



第14回自然再生協議会（全体討議）



第14回自然再生協議会
（ワークショップ）

平成18年5月

（令和元年●月一部改訂）

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会

はじめに

かつての荒川は緩やかな関東平野の中を、時には激しく、時にはのんびりと、蛇行を繰り返しながら流れていた。ところが、東京がわが国の中心になり、また、多くの洪水に見舞われる中、1930年代にまっすぐな河川に改修を余儀なくされた。その後、戦後の混乱期、高度成長期、バブル期を経て、河道は低下し、河の周辺には、ごみが捨てられ、飛行場がつくられ、河の周りは轟音をたてるバイクの集積所になっていった。そんな中でわずかに残された「珍しい」動植物を、腫れ物にさわるように眺めなければならない。かつてはそこで思う存分魚とりをし、水遊びに興じ、夕暮れ時の川辺を散歩した荒川の昔ののどかな流れは、今や人々の記憶の中にのみ留められているに過ぎない。

数百年に一度起こるような自然の猛威に対し、人類の力が如何に些細なものであるかは、今更ふれる必要もないことである。しかし、一方では、人間のもつ時間スケールは自然のそれと比べれば極めて短い。人との関わりを避けられない自然にとって、数百年に一度の変化を待っているゆとりはない。かつてそこに生きた人々がもう一度その自然に触れるためには、自然のもつ時間スケールはあまりにも長すぎる。それどころか、今の子供たちが、成人し、老い、死んでいく時間と比較しても、自然はあまりにのんびりしすぎている。

そうした人との関わりを考えたとき、人が変えてしまった自然を、今度は人が手を差し伸べて、少しでも回復を早めてやることは、元々全く異なる時間スケールをもつ人と自然が共生していく上で極めて重要なことである。瀕死の状態にある自然にとって、人の手が差し伸べられることは、その自然が、短期間に息を吹き返し、従前の姿を取り戻すための重要な栄養剤になる。その後で、元気になった自然が、今度は自分の思うままに姿を変え、人々の心の中にゆとりという空間を形作っていくことだろう。

元来、日本の自然の多くは、里山にみられたように、人々の生活の中に入り込み、人と自然が一体となって調和のとれた形を作ってきたものである。特に、大都市近郊の自然は、自然だけで独立して存在していくことは不可能であるし、自然が住民の中うまく根を張って、また、住民が自然を育てていくことが不可欠だ。荒川太郎右衛門地区自然再生地には、そうした都市近郊の自然再生のあり方を考えていく礎を築いていくことも求められている。我々は古来より、河川の周辺に居住し農耕を営んできた。そうした中で、頻繁に洪水の被害に苦しめられながらも、それによってもたらされる氾濫原が肥沃な土地に変遷し、そこに豊富な生態系が形成されることを幾度となく経験してきた。洪水と豊かな自然の創生が表裏一体のものであることを直に肌で感じ取ってきた。こうした人類の長い経験からみれば荒川太郎右衛門地区自然再生事業は、人間の都合で行う洪水対策で生じる人工の氾濫原に豊かな自然を再生させて共生を図るといふ、我々が生きる営みのなかで智恵を育みながら築いてきた、この風土における自然との本来のつきあいかたと見えよう。

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 会長

浅 枝 隆 (埼玉大学大学院教授)

平成 18 年 5 月

自然再生全体構想について

自然再生全体構想とは自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号(12 月 11 日 公布)平成 15 年 1 月 1 日施行)第 8 条に基づき、国の定めた自然再生基本方針(平成 15 年 4 月 1 日閣議決定)に即して、自然再生の対象となる区域、自然再生の 目標、協議会参加者の役割分担、その他自然再生の推進に必要な基本的事項を 定めるものである。

また、具体的な事業内容等については、自然再生全体構想に基づき今後、事 業実施者が策定する自然再生事業実施計画により進められることとなる。

なお、自然再生全体構想は、今後のモニタリング結果によっては、自然再生 協議会の合意により見直される事もあり得るものである。平成 31 年(2019 年)● 月の一部改定では、コウノトリ等を指標としたエコロジカル・ネットワークへ の取り組み課題を目標に追加するとともに、情報の時点更新を行ったものであ る。

荒川太郎右衛門地区自然再生事業

自然再生全体構想 目次

第1章 自然再生の対象となる区域	1
第1節 荒川流域の概要及び自然再生の対象となる区域	1
(1) 荒川流域の概要	1
ア. 荒川の概要	1
イ. 気候と地形	1
(2) 自然再生の対象となる区域	3
ア. 荒川中流域の河道	3
イ. 自然再生の対象となる区域	4
第2節 荒川流域及び太郎右衛門自然再生地の歴史の変遷	6
(1) 荒川流域及び治水の歴史	6
ア. 近世以前	6
イ. 明治44年(1911年)から昭和20年代まで	6
ウ. 昭和30年代から現在	7
エ. 荒川流域	8
(2) 太郎右衛門自然再生地周辺の歴史	14
ア. 太郎右衛門河岸と太郎右衛門渡し	14
イ. 太郎右衛門自然再生地の旧流路	14
ウ. 太郎右衛門自然再生地周辺の環境・土地利用変化	15
第3節 太郎右衛門自然再生地の現況	16
(1) 流況・水質	16
ア. 荒川の流況・水質	16
イ. 太郎右衛門自然再生地周辺の流況・水質	18
ウ. 太郎右衛門自然再生地の旧流路縦断図並びに堆積土厚	18
エ. 太郎右衛門自然再生地への水供給状況	20
(2) 生態系	22
ア. 植生	22
イ. 動物	22
ウ. 太郎右衛門自然再生地及び周辺で確認された希少動植物	22
(3) 土地利用	28
ア. 土地利用の変遷	28
イ. 太郎右衛門自然再生地の土地利用状況	28
(4) 治水・河川環境に関する計画	28
ア. 荒川水系河川整備基本方針	28

イ．荒川水系河川整備計画	29
ウ．荒川水系河川環境管理基本計画	30
(5) その他当該地区に係わる構想等	31
ア．自然環境の総点検等に関する協議会	31
イ．荒川エコロジカル・ネットワーク	31
第4節 太郎右衛門自然再生地の課題	33
(1) 自然環境の課題	33
ア．乾燥化(開放水面の減少)	33
イ．ハンノキ林の高木・壮齡樹化	37
(2) その他の課題	38
第2章 太郎右衛門自然再生地の自然再生目標と自然再生事業の概要	39
第1節 自然再生目標	39
第2節 自然再生目標を達成するための施策	49
第3章 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会組織及び役割分担	55
第1節 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱	55
第2節 協議会委員名簿	60
第3節 役割分担	61
第4章 その他必要な事項	62
第1節 荒川全体の自然再生について	62
第2節 太郎右衛門自然再生地の荒川本川の自然再生について	62
第3節 エコロジカル・ネットワークに向けた施策について	62
第4節 河川敷の盛土に対する考え方について	63
第5節 水質汚染及び騒音に対する考え方について	64
参考資料	
・自然再生全体構想の追補の経緯	1
・自然再生推進法のあらまし(パンフレット)	2

第1章 自然再生の対象となる区域

第1節 荒川流域の概要及び自然再生の対象となる区域

(1) 荒川流域の概要

荒川は、埼玉県秩父山地にその源を發し、埼玉県中央部の平野を流下し、東京湾に注ぐ、幹川流路延長 173km、流域面積 2,940km² の一級河川である。高密度に發展した首都圏を氾濫区域として抱えているとともに、その社会・経済活動に必要な多くの都市用水や農業用水を供給しており、日本の政治・経済の中枢を支える重要な河川である。

流域の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥型の太平洋型気候であり、平均年間降水量は 1,400mm 程度となっている。流域の地形は、北西側に秩父山地が存在し、南東側は関東平野に連なる低平地になっている。

ア. 荒川の概要

荒川はその源を埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳（標高 2,475m）に發し源流部で大洞川、中津川、赤平川等を合わせ秩父盆地を北流して長瀬溪谷を流れた後、埼玉県大里郡寄居町において南東に流向を変え関東平野に入り、武蔵野台地の北西端から埼玉県中央部の平野を流下し、途中市野川、入間川等の支川を合わせて、下流部の東京都区部と埼玉県の低地を流れ、東京都北区志茂において隅田川を分派して東京湾に注ぐ、幹川流路延長 173km、流域面積 2,940 km² の一級河川である。その流域は、東京都と埼玉県にまたがり、さいたま市などを含む 77 市区町村からなり、流域内の人口は、日本の人口の約 8%にあたる約 1,020 万人で、その多くは、中下流部の沖積低地、台地、丘陵に集中している。

荒川は、江戸時代以降の産業、経済、政治、文化、社会の發展の礎となっただけでなく、その後の急激な人口・資産の増加、産業の集中を受け、高密度に發展した首都圏を氾濫区域として抱えているとともに、その社会・経済活動に必要な多くの都市用水や農業用水を供給しており、日本の政治・経済の中枢を支える重要な河川である。

イ. 気候と地形

荒川流域の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥型の太平洋型気候であり、年間降水量は 1,200～1,800mm 程度、平均年間降水量は 1,400mm 程度となっている。月別にみると上流では 8～9 月に降水が多く、下流の東京では 9～10 月に降水が多い。

荒川流域の地形は、北西側に秩父山地が存在し、南東側は関東平野に連なる低平地になっている。秩父山地は、水源である甲武信ヶ岳や石灰岩を多く産出する武甲山（標高 1,304m）等からなり、これらに囲まれ秩父盆地が位置している。また、寄居町付近を扇頂部とする扇状地が熊谷市付近まで広がり、そこから下流では沖積低地が大宮台地と武蔵野台地の間を縫うように広がっている。下流の沖積低地は、深いところで 50m 以上に及ぶ沖積層が厚く分布しており、その大部分が標高 3m 以下の低平な土地である。

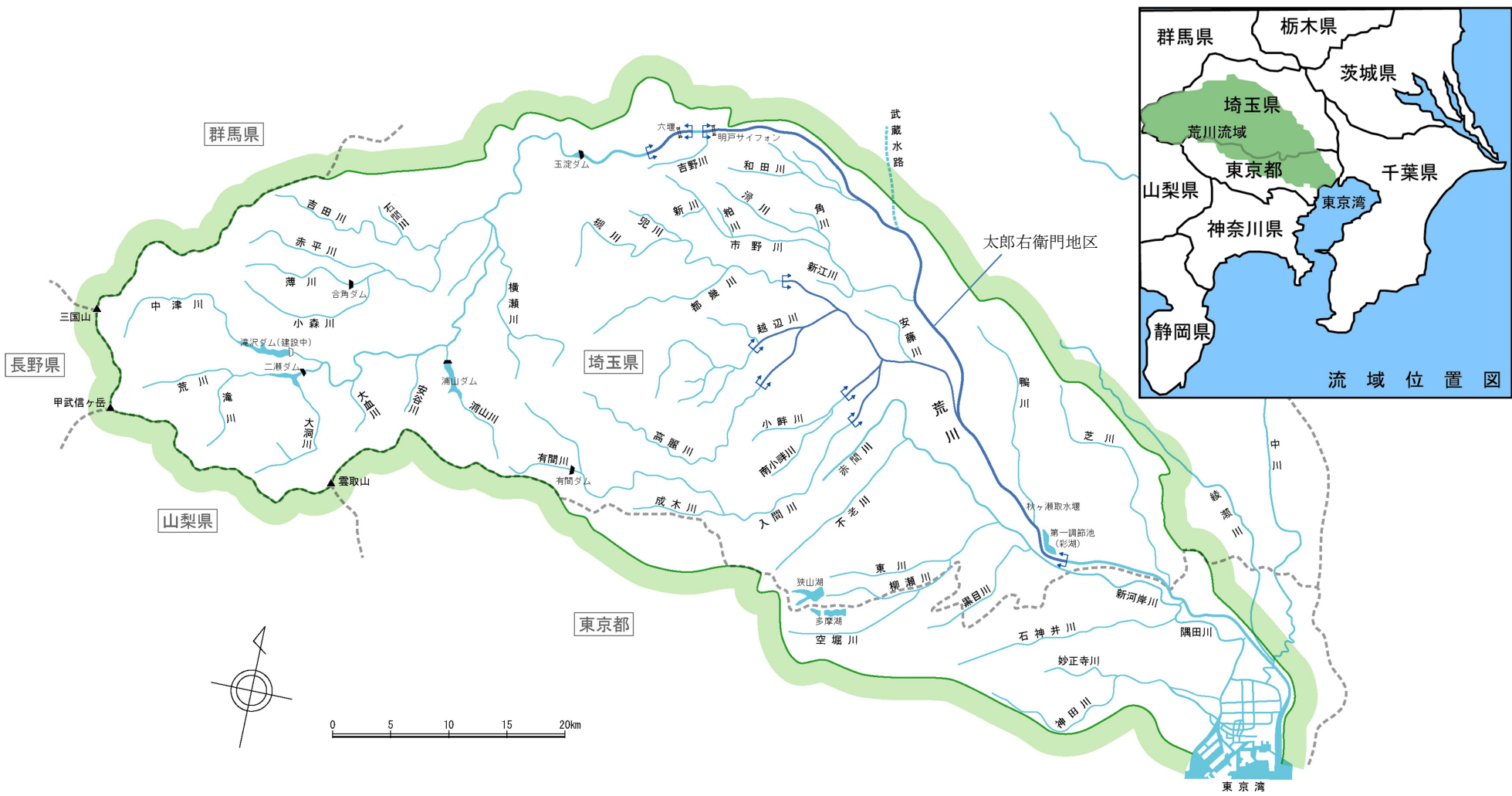


図 1-1 荒川流域図

(2) 自然再生の対象となる区域

荒川中流域において、大芦橋付近(69km 付近)から下流は、本来は蛇行した河川であった。この周辺では、洪水時の流路の安定化と遊水効果を高めるための横提が築かれた。河川敷には、かつては平野部で普通に見られた湿地や農村環境の面影を留める良好な自然が残っている。

自然再生全体構想では、太郎右衛門橋下流約 4km 区間(約 50.4~54.0km)を自然再生の対象となる区域とし、その名称を「太郎右衛門自然再生地」とする。

ア. 荒川中流域の河道

荒川中流域では、寄居から熊谷付近まで、砂礫が堆積している上に流路が乱変しており、寄居を扇頂とする扇状地形が形成され、寄居の下流約 10km の地点より両岸には堤防が築かれている。

和田吉野川と合流する大芦橋付近(69km 付近)から下流では、縦断勾配が 1/1,000 以下の緩やかな低地河川であり、本来は蛇行した河川であった。この周辺では、勾配が緩く、有効な遊水効果が望めるため、洪水時の流路の安定化と遊水効果を高めるための横提が築かれた。

市野川、入間川と合流した後、河川幅は約 1.5km となり低水路幅約 140m で流下する。

荒川上流河川事務所管内の荒川本川の高水敷の内、約 60%が国有地以外の土地(民有地・約 50%、公有地・約 10%)として分布している。

荒川中流域には、伝統的な水田や畑、素掘りの水路、屋敷林などが複雑に入り組んだ「多自然農地」や、蓮沼地区、太郎右衛門地区及び三ツ又沼地区などには荒川旧流路に由来する池や湿地といった自然が比較的多く点在している。このように荒川中流部の河川敷には周辺の都市化を免れ、かつては平野部で普通に見られた湿地や農村環境の面影を留める良好な自然が残っている。

イ. 自然再生の対象となる区域

自然再生全体構想では、「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」の協議に基づき、荒川中流域において良好な湿地環境が残る太郎右衛門橋下流約4km区間(約50.4～54.0km)を自然再生の対象となる区域とし、その名称を「太郎右衛門自然再生地」とする。

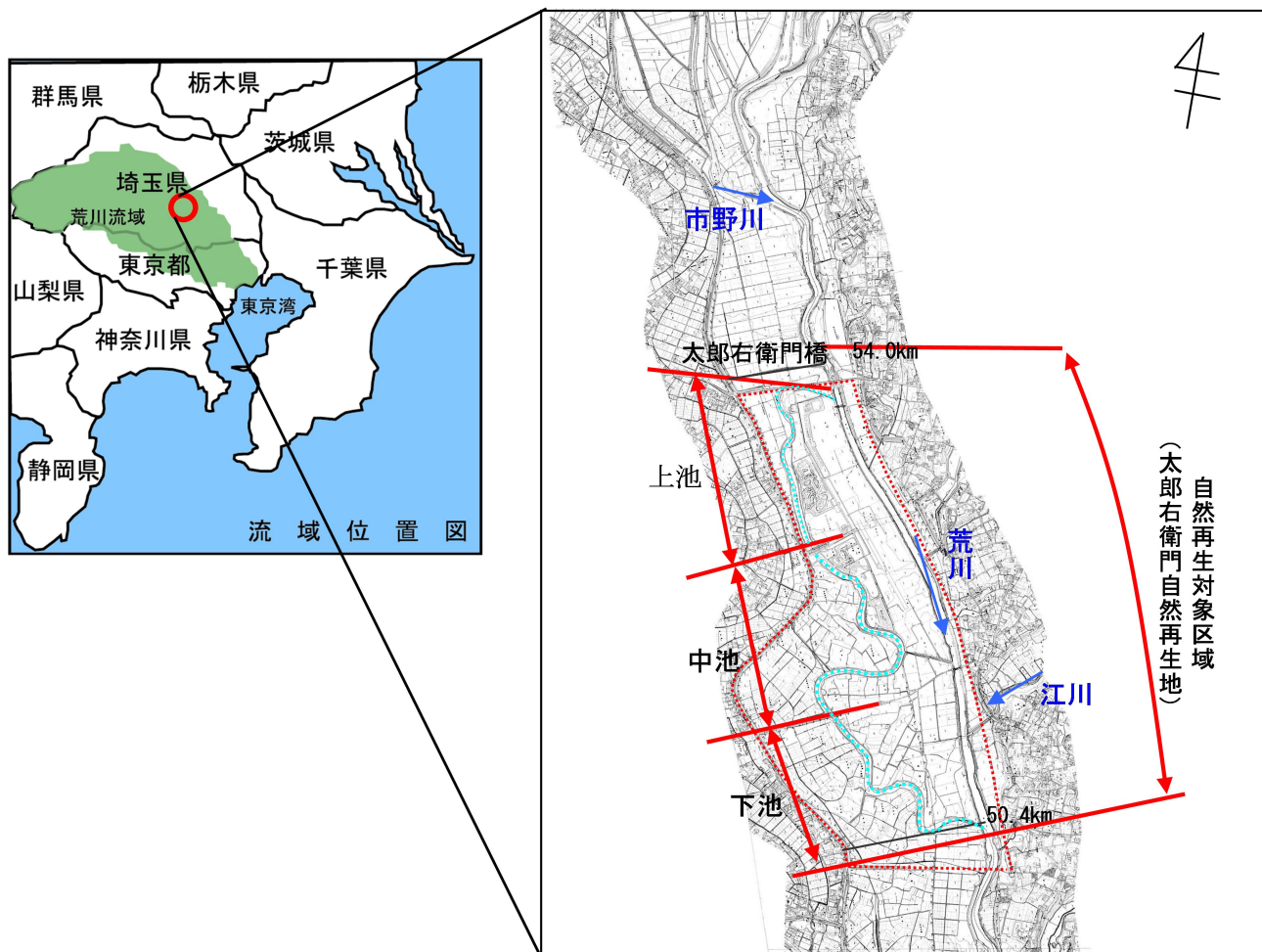


図 1-2 自然再生の対象となる区域の位置図

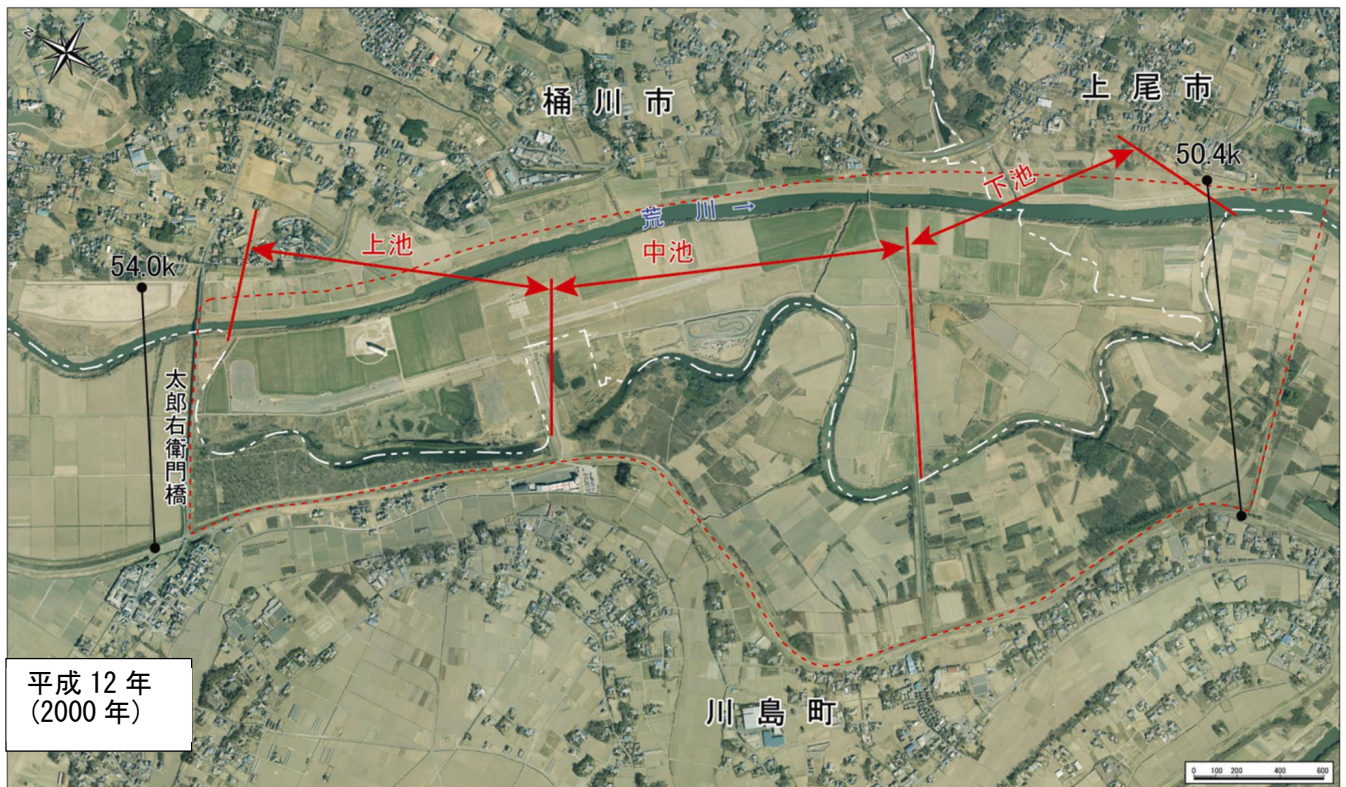


図 1-3 太郎右衛門自然再生地の空中写真

第2節 荒川流域及び太郎右衛門自然再生地の歴史の変遷

(1) 荒川流域及び治水の歴史

近世以前の荒川は、源流から熊谷市付近までは、現在と同様の川筋を流れ熊谷市付近から大宮台地の東を流下し、古利根川に合流し東京湾に注いでいた。寛永6年(1629年)に新川を開削して、利根川と荒川を分離し、荒川の本流を入間川の支川であった和田吉野川と合わせ隅田川に合流させ、東京湾へ注ぐ流路に変えた。

明治44年(1911年)から直轄事業として、岩淵地点から河口に至る約22kmの放水路事業に着手し、昭和5年(1930年)に完成した。岩淵地点から熊谷に至る区間は、築堤や低水路整備、河道拡幅と併せ、広大な川幅を利用した横堤の築造による遊水機能の確保により、下流の洪水を軽減させる工事に着手し、昭和29年(1954年)に竣工した。

昭和36年(1961年)には荒川総合開発計画の一環として二瀬ダムが完成した。平成11年(1999年)には浦山ダム、平成16年(2004年)には荒川第一調節池、平成23年(2011年)には滝沢ダムが完成し、一定の洪水調節容量を確保してきている。

ア. 近世以前

近世以前の荒川は、源流から熊谷市付近までは、現在と同様の川筋を流れ熊谷市付近から大宮台地の東を流下し、古利根川に合流し東京湾に注いでいた。荒川はその名のとおりに「荒ぶる川」であり、扇状地末端の熊谷市付近より下流でしばしば流路を変えていた。

治水対策としては、中流部では川島領及び吉見領の大囲堤に代表される囲堤等の築造、増強等が行われ、下流部の隅田川では、徳川家康が入府後、本格的に浅草付近の右岸側に日本堤、左岸側に隅田堤を漏斗状に築造することにより、洪水時には上流で氾濫させ、江戸の町を守ってきた。

その後、寛永6年(1629年)に伊奈忠治により久下村地先(現熊谷市)において新川を開削して、利根川と荒川を分離し、荒川の本流を入間川の支川であった和田吉野川と合わせ隅田川に合流させ、東京湾へ注ぐ流路に変えた。この一連の工事は後に「荒川の西遷」と言われ、現在の荒川の骨格が形成された。

イ. 明治44年(1911年)から昭和20年代まで

明治以降の治水事業としては、明治43年(1910年)8月洪水の大被害を契機として、明治44年(1911年)に岩淵地点における計画高水流量を4,170m³/sとする改修計画を策定し、同年から直轄事業として、岩淵地点から河口に至る約22kmの放水路事業に着手し、昭和5年(1930年)に完成した。一方、岩淵地点から熊谷に至る区間は、明治43年(1910年)、大正2年(1913年)、大正3年(1914年)の洪水を契機に、大正7年(1918年)に荒川上流改修計画を策定した。築堤や低水路整備、河道拡幅と併せ、広大な川幅を利用した横堤の築造による遊水機能の確保により、下流の洪水を軽減させる工事に着手し、昭和29年(1954年)に竣工した。この工事で27箇所の横堤が築造され、現在も25箇所が存在し、いまなお治水機能を発揮している。また、御成橋のかかる鴻巣市、吉見町付近に約2.5kmの日本最大の川幅を有する広大な河道が設けられた。

昭和16年(1941年)及び昭和22年(1947年)の大洪水では、岩淵水門の付近等において計画高水位を大幅に上回ったため、昭和26年(1951年)から水位の上昇に対処して暫定的に低水路拡幅及び堤防の嵩上げを行ってきた。

ウ. 昭和 30 年代から現在

昭和 34 年(1959 年)9 月の伊勢湾台風による災害に鑑み、昭和 35 年(1960 年)に東京湾高潮対策計画が策定され、昭和 36 年(1961 年)から高潮堤防が築造された。

昭和 36 年(1961 年)には荒川総合開発計画の一環として二瀬ダムが完成した。

昭和 39 年(1964 年)の新河川法施行に伴い、昭和 40 年(1965 年)に荒川上流改修計画を踏襲した荒川水系工事实施基本計画を策定した。明治 40 年(1907 年)及び明治 43 年(1910 年)の洪水を踏まえ、計画高水流量は、寄居において $5,570\text{m}^3/\text{s}$ 、下流岩淵までの遊水調節により $1,400\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、岩淵において $4,170\text{m}^3/\text{s}$ とした。さらに、隅田川に $830\text{m}^3/\text{s}$ を分派して、その下流では河口まで $3,340\text{m}^3/\text{s}$ とした。また、隅田川の計画高水流量は、新河岸川の合流量 $170\text{m}^3/\text{s}$ を合わせ、 $1,000\text{m}^3/\text{s}$ とした。この計画は、昭和 22 年(1947 年)のカスリーン台風をはじめ計画を上回る洪水にたびたび見舞われたこと、荒川流域において急速に都市化が進展し、ひとたび洪水氾濫に見舞われた場合に想定される被害が激増したことなどから、社会的な重要度を鑑み、昭和 48 年(1973 年)、利根川水系に匹敵する計画規模に変更した。

昭和 48 年(1973 年)の改定では、基準地点を寄居から岩淵に変更し、基本高水のピーク流量を $14,800\text{m}^3/\text{s}$ とした。下流部の市街化等の制約から、下流部への負担を抑制する必要があり、大半を洪水調節することとし、岩淵において計画高水流量を $7,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを超える流量は、上中流部で洪水調節を行うこととした。荒川は、地形地質及び社会的条件もあり大規模なダム建設の適地に乏しかったことから、中流部の広大な高水敷を活用した調節池を上流ダム群と一体となったものとして位置づけ、洪水調節量を $7,800\text{m}^3/\text{s}$ とした。また、隅田川については、東京への一極集中に伴う流域の急激な市街化に伴い、河道で分担できる流量が限界になっていたため、荒川からの分派量を $830\text{m}^3/\text{s}$ から $0\text{m}^3/\text{s}$ とし、同じく急激な都市化の進んだ新河岸川、石神井川、神田川等の支川流域の流出増や内水量を見込んで、河口において $2,100\text{m}^3/\text{s}$ とする工事实施基本計画の改定を行った。

昭和 63 年(1988 年)に計画規模を上回る洪水の対策として高規格堤防の整備を工事实施基本計画に位置づけた。

平成 11 年(1999 年)には浦山ダム、平成 16 年(2004 年)には荒川第一調節池、平成 23 年(2011 年)には滝沢ダムが完成し、一定の洪水調節容量を確保してきている。

エ. 荒川流域

<入間川と支川>

入間川及びその支川については、昭和8～10年(1933～1935年)に実施された内務省による調査・計画が基本となり、昭和18年(1943年)に改修計画を策定した。改修計画の骨子は、旧堤の拡幅補強を主体とした河道計画や、入間川、越辺川、小畔川の三川合流部の背割堤による下流側への付け替えであり、昭和18年(1943年)から本格的に、築堤、護岸等を施工し河道を整正した。

昭和29年(1954年)には、入間川、越辺川、小畔川の三川合流部である落合橋までの下流については三川合流工事と共に改修工事が完成された。

その後、平成11年(1999年)8月洪水による浸水被害を受け、入間川・越辺川等緊急対策特定事業を実施した。

<新河岸川>

新河岸川については、昭和54年(1979年)に総合治水対策特定河川に指定され、調節池の整備や雨水の地下浸透促進等、流域での対策と合わせて治水安全度の向上を図っている。

その後、昭和57年(1982年)8月に流域内の関係機関の合意のもとに新河岸川流域整備計画を策定(平成17年(2005年)3月改定)し総合的な治水対策を講じてきた。

平成19年(2007年)3月に策定した荒川水系河川整備基本方針(以下「河川整備基本方針」という。)において、基準地点岩淵における基本高水のピーク流量については $14,800\text{m}^3/\text{s}$ とし、計画高水流量は、洪水調節施設により洪水調節して、寄居において $7,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、支川入間川等の流量を合わせ、中流部における洪水調節施設により洪水調節して、岩淵において $7,000\text{m}^3/\text{s}$ 、小名木において $7,700\text{m}^3/\text{s}$ とし、河口まで同量とした。

<隅田川>

派川隅田川の計画高水流量は荒川本川からの分派量を $0\text{m}^3/\text{s}$ とし、新河岸川、石神井川、神田川等の支川の流量を合わせ河口において $2,100\text{m}^3/\text{s}$ とした。入間川及びその支川の計画高水流量は、小ヶ谷において、 $2,000\text{m}^3/\text{s}$ として越辺川の流量を合わせて菅間において $4,500\text{m}^3/\text{s}$ とした。越辺川の計画高水流量は入西において $1,050\text{m}^3/\text{s}$ とし、支川高麗川、都幾川等の流量を合わせ、洪水調節施設により洪水調節して、入間川合流点において $2,800\text{m}^3/\text{s}$ とした。

表 1-1 主要洪水と洪水被害

洪水発生年	原因	被害状況
大正 6 年 9 月 (1917 年)	台風	死者・行方不明者 576 人 床下浸水 50,514 戸 床上浸水 132,002 戸 全半壊・流失 6,833 戸
昭和 13 年 8 月 (1938 年)	台風	死者・行方不明者 85 人 床下浸水 71,583 戸 床上浸水 47,617 戸 全半壊・流失 2,967 戸
昭和 16 年 7 月 (1941 年)	台風	床下浸水 22,024 戸 床上浸水 6,098 戸 全半壊・流失 50 戸
昭和 22 年 9 月 (1947 年)	カスリーン台風	死者・行方不明者 109 人 床下浸水 79,814 戸 床上浸水 124,896 戸 全半壊・流失 3,428 戸
昭和 33 年 9 月 (1958 年)	台風第 22 号	死者・行方不明者 42 人 床下浸水 370,385 戸 床上浸水 135,189 戸 全半壊・流失 969 戸
昭和 49 年 8 月 (1974 年)	台風第 14、16、18 号	死者・行方不明者 1 人 床下浸水 3,162 戸 床上浸水 168 戸
昭和 57 年 7 月 (1982 年)	台風第 10 号	死者・行方不明者 4 人 床下浸水 20 戸
昭和 57 年 9 月 (1982 年)	台風第 18 号	死者・行方不明者 1 人 床下浸水 12,363 戸 床上浸水 6,931 戸 全半壊・流失 4 戸
平成 11 年 8 月 (1999 年)	熱帯低気圧	床下浸水 1,741 戸 床上浸水 622 戸 全半壊・流失 2 戸
平成 19 年 9 月 (2007 年)	台風第 9 号	床下浸水 12 戸 床上浸水 1 戸

※昭和 33 年(1958 年)洪水までは「埼玉県の気象百年」(気象庁)、「東京市史稿」(東京都)、「東京都水害誌」(東京都)、
「東京都水防計画(資料編)」(東京都)をもとに作成

※昭和 49 年(1974 年)洪水以降は「水害統計」(建設省河川局及び国土交通省水管理・国土保全局)をもとに作成



<明治 43 年(1910 年)の洪水の状況>



<昭和 22 年(1947 年)カスリーン台風による洪水の状況>



<平成 11 年(1999 年)の洪水の状況>

年代	西暦	近世以前	1910年	1920年	1930年	1940年	1950年	1960年	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年
	年号	近世以前	大正元年～		昭和元年	昭和10年～	昭和20年～	昭和30年～	昭和40年～	昭和50年～	平成元年～	平成10年～	平成20年～
社会的状況			●第二次世界大戦 (昭和16年～昭和20年)				●政府減反政策 (昭和45年～)			●阪神・淡路大震災 (平成7年)	●東日本大震災 (平成23年)		
水系全体	河川改修治水等	1629年に荒川の西遷。洪水を繰り返す河川であった。明治43年大洪水。	●第一次改修工事: 荒川放水路 (明治44年～昭和5年)		●第二次改修工事: 荒川放水路 (大正7年～昭和29年) : 川の直線化、横堤の建設			●武蔵水路通水 (昭和39年)		●高水敷開放計画: 多目的利用化 (昭和49年～)		●浦山ダム完成 (平成11年)	●荒川第一調節池完成 (平成16年)
	その他	古くから人が住む里山環境であった。	砂利採取				●カスリーン台風 (昭和22年)		●二瀬ダム完成 (昭和36年)	●玉淀ダム完成 (昭和39年)	●狩野川台風 (昭和33年)	●台風第10号 (昭和57年)	●砂利採取規制 (昭和50年代～)
太郎右衛門自然再生地	河川改修		●本川が直線化される。				●太郎右衛門地区の横堤 (昭和9年～11年)						
	環境		●旧流路は止水環境化				乾燥化進行			●全体構想 (平成16年)		●実施計画書 (平成23年)	
	高水敷	周辺は稲作が盛んであった。	水田				●ホンダエアポートなど利用 (昭和39年頃～)		畑作増加 (昭和45年頃～)		●樹林化進行 (昭和45年頃～)		放棄水田が増加、土地改良による盛土、嵩上げ

図 1-4 荒川及び太郎右衛門自然再生地の年表

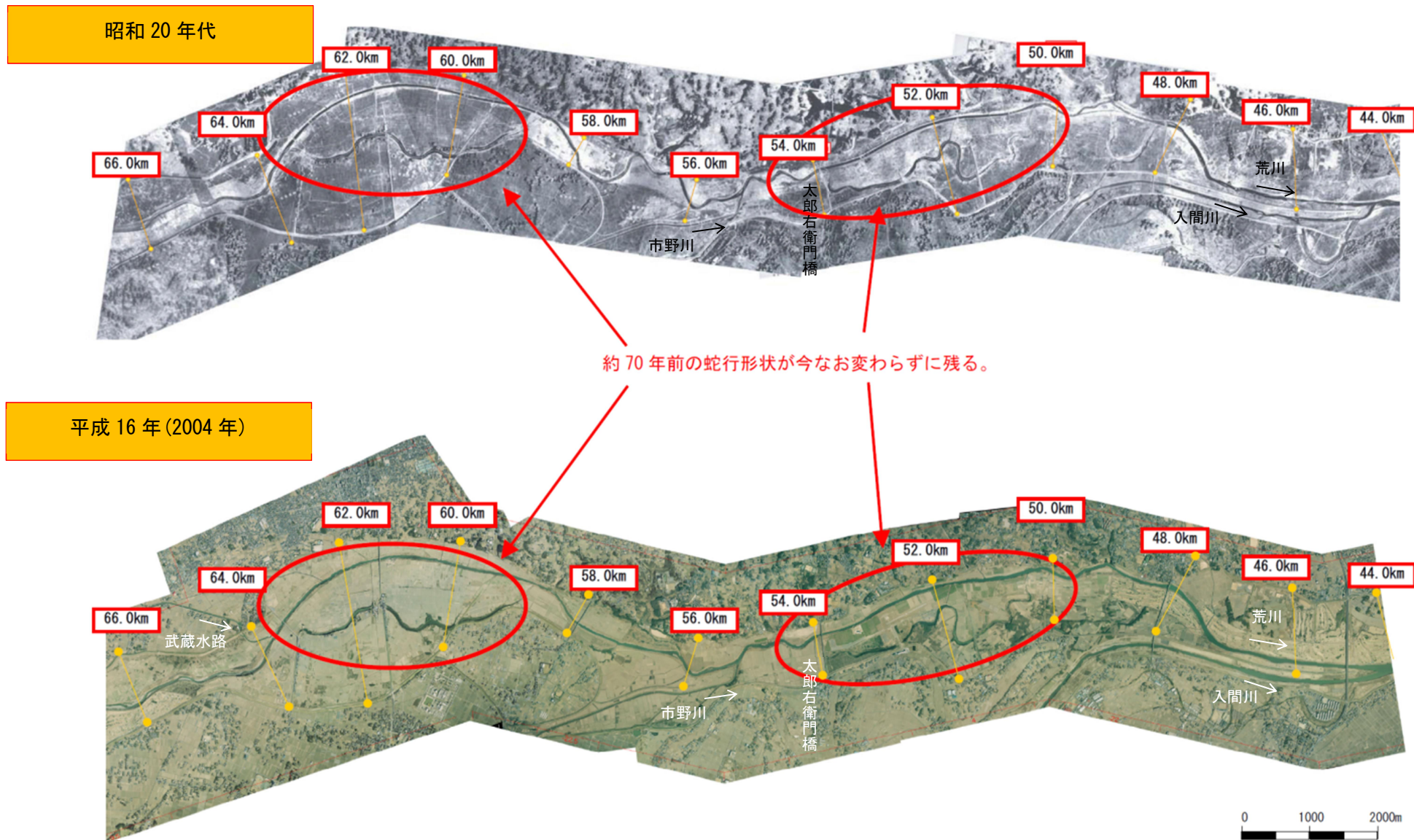


図 1-5(1) 荒川空中写真(44~66km)

平成 23 年 (2011 年)

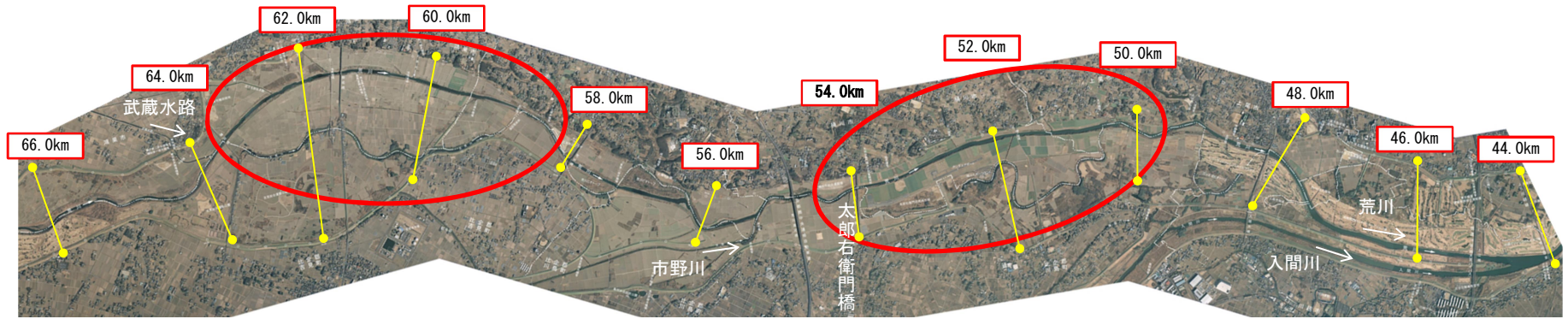


图 1-5 (2) 荒川空中写真 (44~66km)

(2) 太郎右衛門自然再生地周辺の歴史

荒川の西遷以降、江戸への川を使った舟運による物資の輸送が盛んとなり、港の役割を担う「河岸」が荒川沿いの町や村の各所に出来た。太郎右衛門橋付近には、人や馬の川向こうへの移動のために渡船場として「太郎右衛門渡し」が存在していた。

太郎右衛門自然再生地の旧流路は、1930年代の河川改修事業により捷水路が整備された結果生じたもので、以前の荒川本流である。

太郎右衛門周辺の荒川本川では昭和29年(1954年)までの河道の直線化以降(第二次改修)、昭和30年代の砂利採取により河床が著しく低下した。

ア. 太郎右衛門河岸と太郎右衛門渡し

荒川の西遷以降、江戸への川を使った舟運による物資の輸送が盛んとなり、港の役割を担う「河岸」が荒川沿いの町や村の各所に出来た。舟運で活躍したのは船底が平で瀬の浅い川でも通れた高瀬舟である。事業地付近には江戸中期より「太郎右衛門河岸」が存在し、石油・塩・石炭等を移入し、米・下駄・瓦等を移出していたが、昭和5年(1930年)頃廃業したといわれている。

また、太郎右衛門橋付近には、人や馬の川向こうへの移動のために渡船場として「太郎右衛門渡し」が存在していたが、明治時代に入ると賃銭橋がこの地域に架かり、昭和15年(1940年)には渡しはなくなったといわれている。

イ. 太郎右衛門自然再生地の旧流路

太郎右衛門自然再生地の旧流路は、1930年代の河川改修事業により捷水路が整備された結果生じたもので、以前の荒川本流である。捷水路の整備と時を同じくして、荒川河道内に遊水効果を高めるための横提が築かれ、蛇行していた旧流路は2本の横提により3つの池(上池、中池、下池)に分断され、現在の形状となった。

ウ. 太郎右衛門自然再生地周辺の環境・土地利用変化

太郎右衛門周辺の荒川本川では昭和 29 年(1954 年)までの河道の直線化以降(第二次改修)、昭和 30 年代の砂利採取により河床が著しく低下し、また高度経済成長期には水質が悪化した。河床の低下は昭和 30 年から 40 年代がピークとなったが現在では沈静化し、また、水質も昭和 50 年(1975 年)頃以降回復してきている。

昭和 45 年(1970 年)以前は、太郎右衛門自然再生地周辺には水田が広がっていたが、減反政策の影響により、畑作への転向(土地改良)や放棄水田が増加した。

荒川の河川敷は、昭和 49 年(1974 年)の高水敷開放計画を受け、多目的利用が盛んになったが、当該地区では昭和 39 年(1964 年)頃からホンダエアポート、モトクロス場などへの土地利用の転換が行われた。

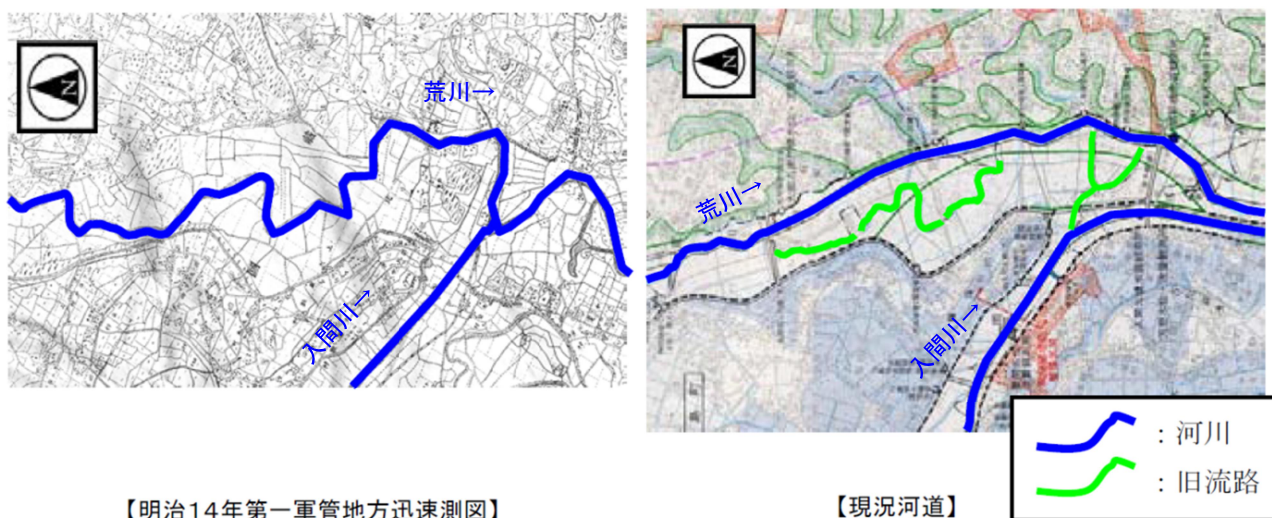


図 1-6 太郎右衛門自然再生地の荒川流路の変遷

第3節 太郎右衛門自然再生地の現況

(1) 流況・水質

ア. 荒川の流況・水質

<流況>

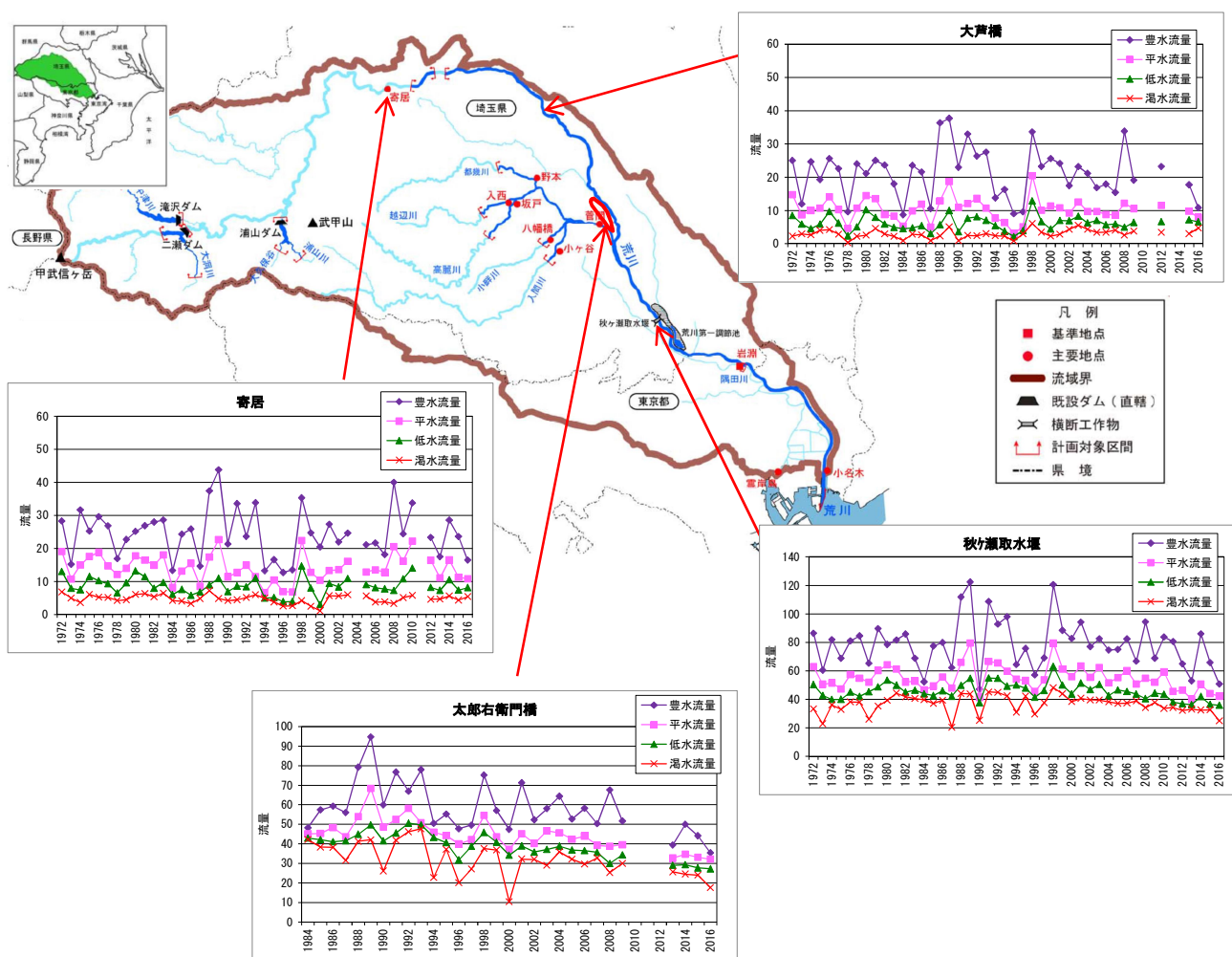
河況係数(最大流量/最小流量)は、荒川の寄居では約 649 で、利根川の栗橋の約 73 に比べて大変大きい数字となり、荒川は流量変動の激しい河川であり、洪水の制御が難しい河川といえる。

荒川本川の寄居での平水時の流況は 10~20m³/s 程度であるが、太郎右衛門橋までに武蔵水路、市野川等と合流し、太郎右衛門橋での平水時の流況は 30~50m³/s となる。

表 1-2 流量観測地点各流況の平均値* (単位: m³/s)

観測所	最大流量	豊水流量	平水流量	低水流量	渇水流量	最小流量
寄居	1,853	24.5	14.1	8.59	4.73	3.56
大芦橋	1,749	21.2	10.4	6.23	3.02	2.30
太郎右衛門橋	1,239	58.4	44.5	38.73	31.94	26.79
秋ヶ瀬取水堰	2,323	78.8	55.2	45.56	36.66	22.71

*昭和 47~平成 28 年(1972~2016 年)の平均(一部観測のない年を含む)



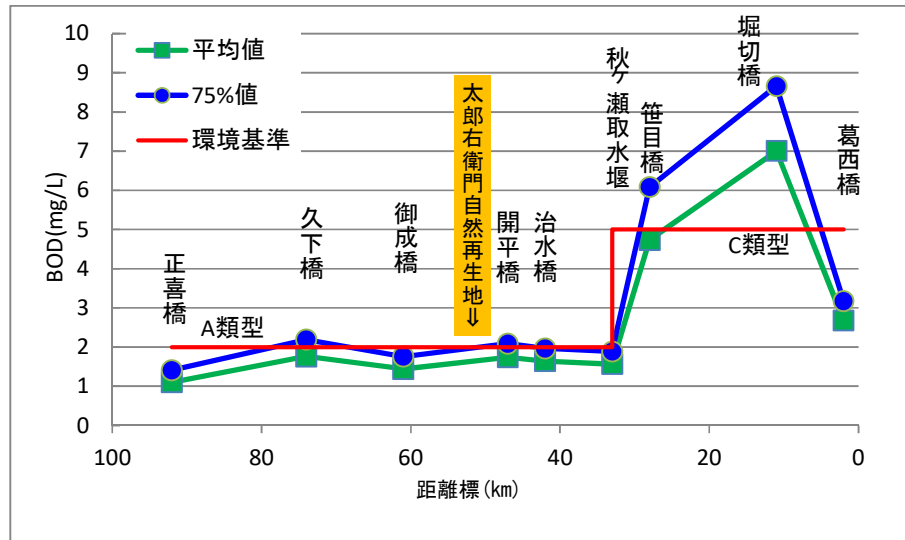
※データは水文水質データベースより算定(空白部分は観測なし)、地図は荒川水系河川整備計画より転記

図 1-7 荒川の流量観測地点及び流況

<水質>

荒川の水質は、環境基準に基づき、二瀬ダム(150km)下流の中津川合流点付近から秋ヶ瀬取水堰までがA類型(BOD 2mg/L以下)、秋ヶ瀬取水堰より下流がC類型(BOD 5mg/L以下)となっている。

秋ヶ瀬取水堰より上流は、概ね環境基準以下か同等の水質となっているが、感潮域となる笹目橋付近から下流では、環境基準を上回る地点がある。



埼玉県内の類型指定状況〔河川・一般項目〕
(平成 29 年 4 月現在)
(2017 年)



※図の出典は埼玉県 HP

図 1-8 荒川の水質観測地点及び荒川本川の水質(昭和 33~平成 28 年(1958~2016 年))

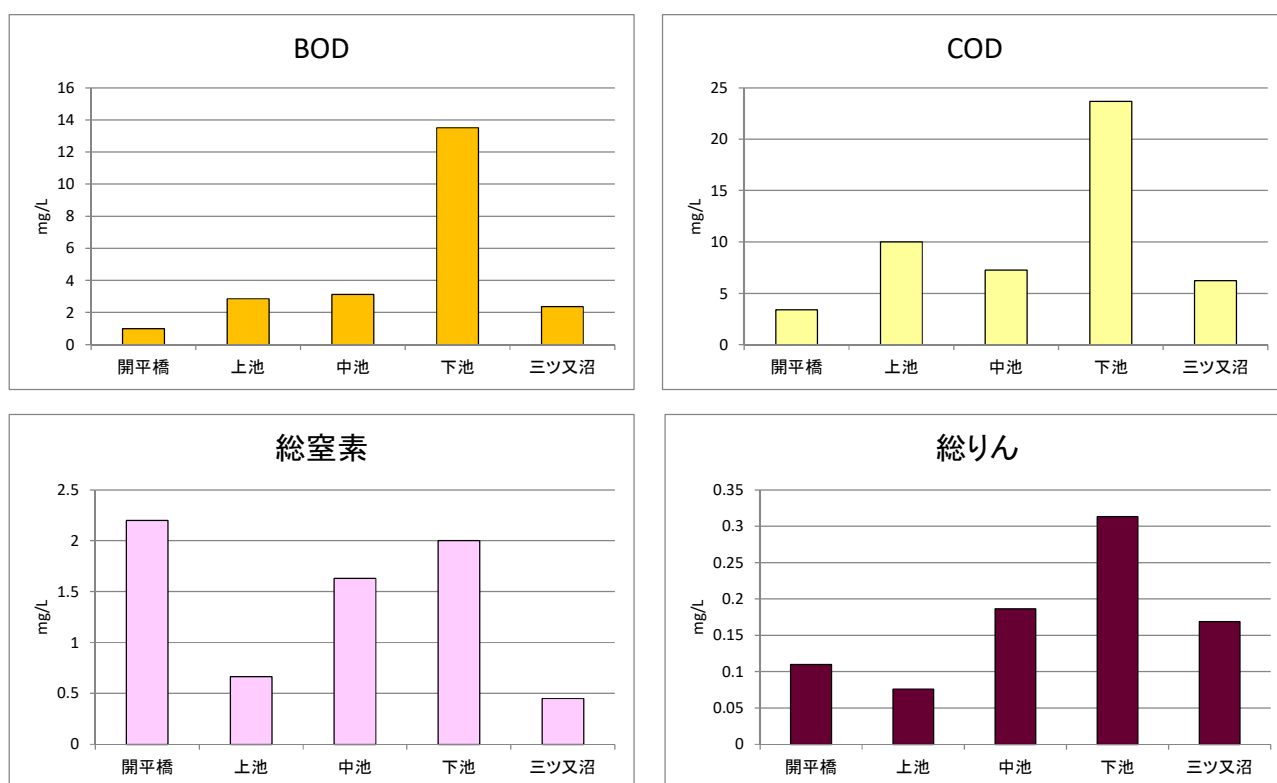
イ. 太郎右衛門自然再生地周辺の流況・水質

<流況>

荒川本川の水量は、約 64km 地点では平水時約 10m³/s であるが、63.5km 地点で武蔵水路からの導水約 40m³/s と合流し、太郎右衛門橋付近(約 54km 地点)では平水時で約 50m³/s ある。太郎右衛門自然再生地周辺(約 50km から 54km 地点)では、武蔵水路からの導水によって、渇水時でも 10~40m³/s の流量が維持されている。

<水質>

河川の有機汚濁を示す BOD と湖沼の有機汚濁を示す COD は、太郎右衛門自然再生地の下流に位置する荒川本川の開平橋と太郎右衛門自然再生地内の旧流路(上池、中池、下池)及び三ツ又沼ビオトープの池を比較すると、いずれも本川の方が低い値を示している。富栄養化の原因となる項目のうち、総りんは概ね BOD・COD と同様の傾向で上池を除き本川の方が低い値を示しているが、総窒素では逆に本川の方が高い値を示している。



※本川(開平橋)：平成 28 年度(2016 年度) 年間 12 回の平均

旧流路：平成 28 年度(2016 年度) 上池 1 地点、中池 2 地点、下池 2 地点、年 6 回観測の平均

三ツ又沼：平成 28 年度(2016 年度) 年間 6 回の平均

図 1-9 太郎右衛門自然再生地周辺水質

ウ. 太郎右衛門自然再生地の旧流路縦断面図並びに堆積土厚

平成 15 年度(2003 年度)の測量及びボーリング調査によって得られた縦断面図及び旧流路内に堆積している土砂等の厚みを次頁にまとめた。

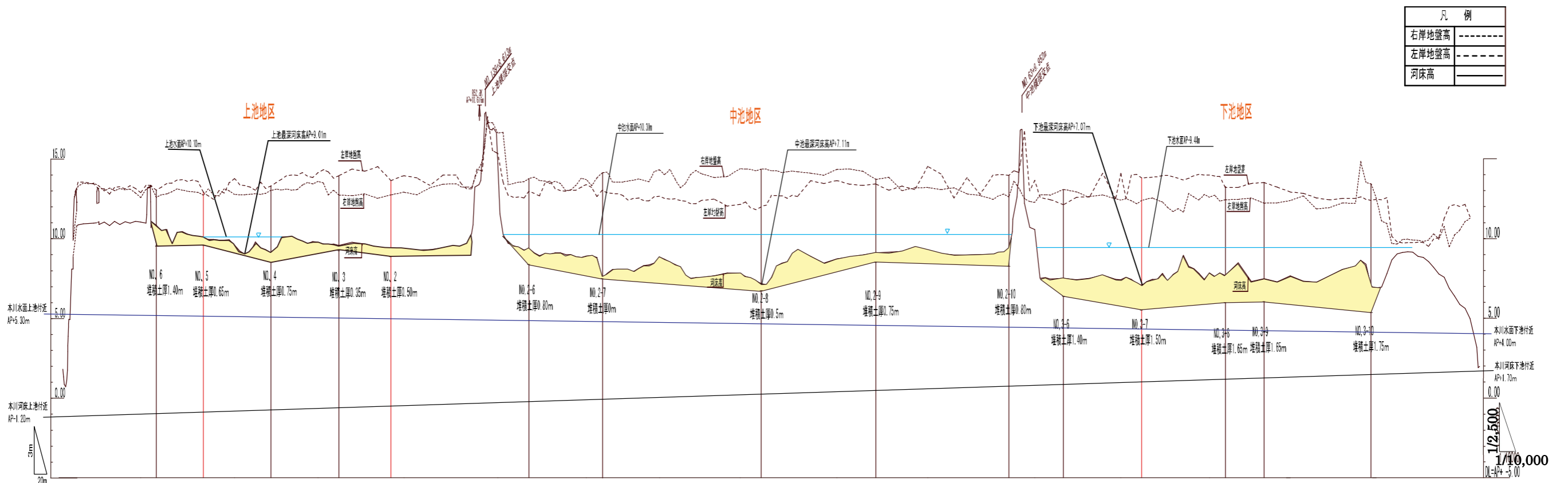
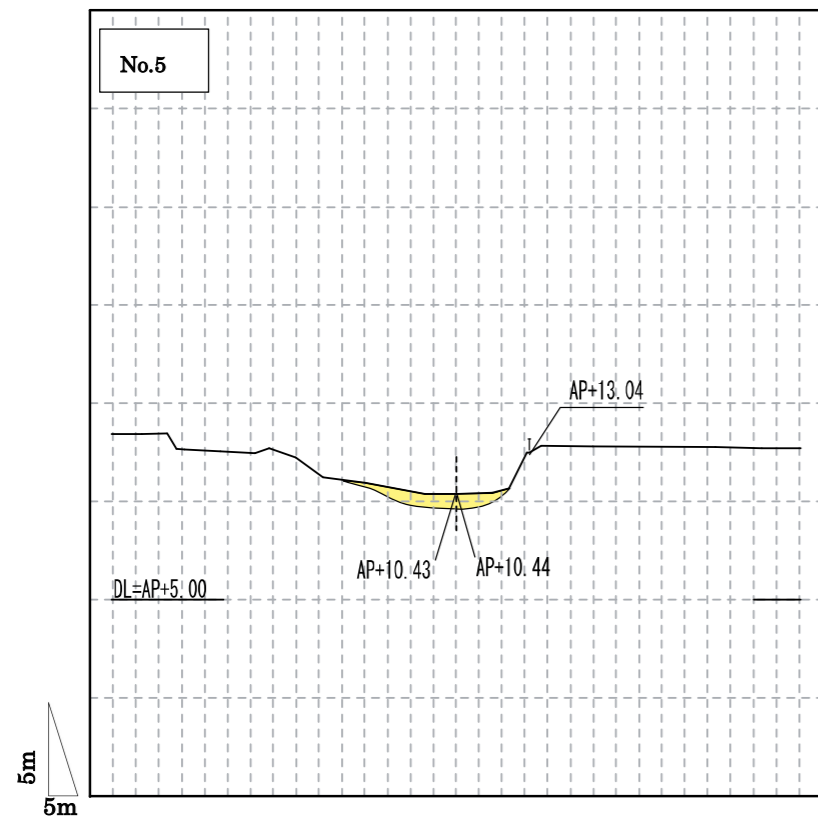


図 1-10 旧流路縦断面図 (堆積土厚)

堆積土



堆積土の縦断面図は、ボーリング結果の堆積土厚をつなげ、縦断面測量図に重ねたものであり、ボーリング調査地点間の堆積土厚は実際と異なる場合がある。

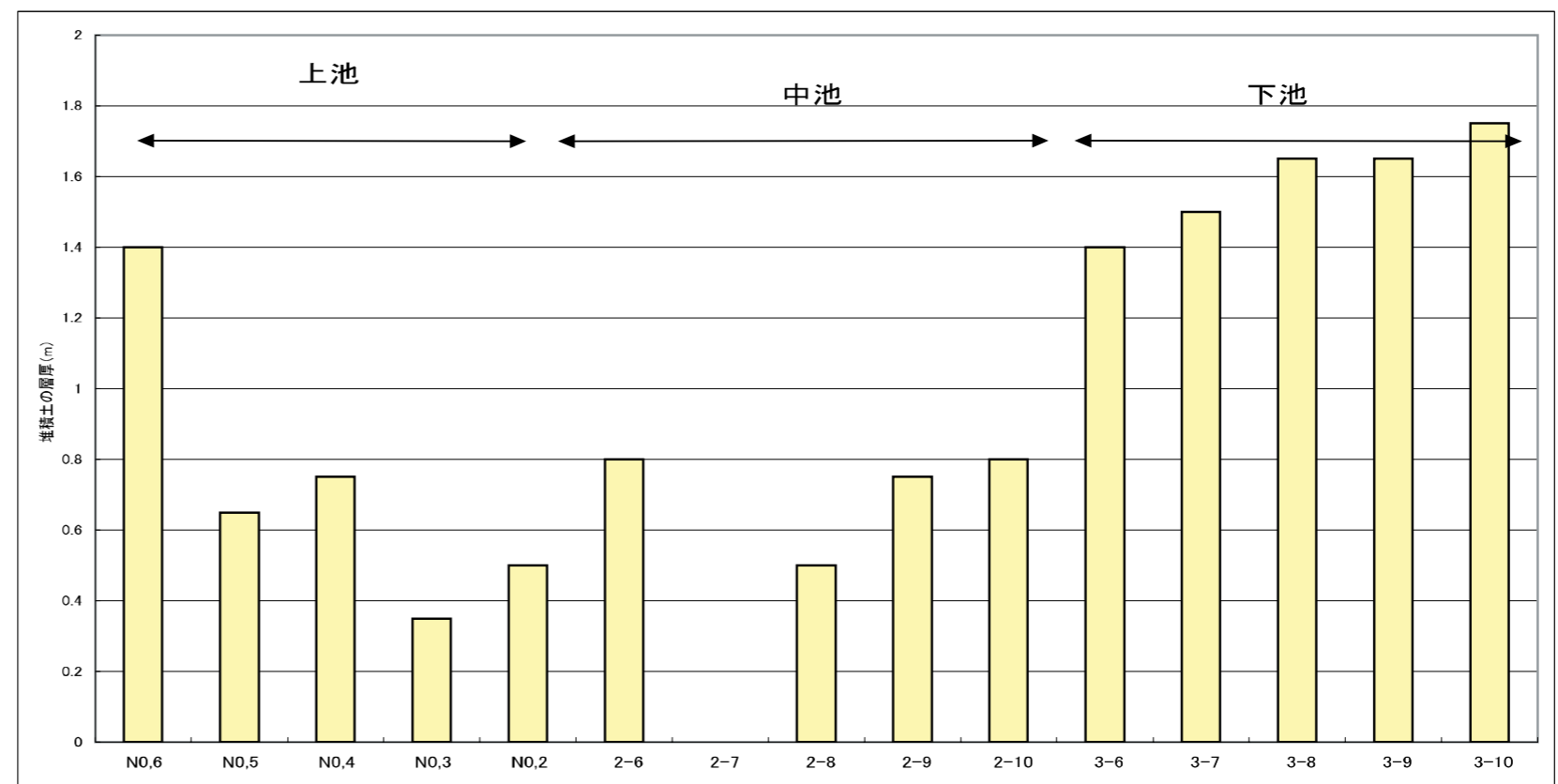


図 1-11 ボーリング調査地点毎の堆積土厚

エ. 太郎右衛門自然再生地への水供給状況

・高水時

平成 8～29 年(1996～2017 年)までの太郎右衛門橋水位観測所のデータを基に、上池及び下池への本川水の流入頻度を求めた。

上池では旧呑口であった平成 22 年(2010 年)までに 9 回と新呑口を整備した平成 23 年(2011 年)以降に 7 回の流入があった。平成 23 年(2011 年)以降に旧呑口であった場合は 3 回しか流入しない結果だったため、新呑口の整備により 4 回多く流入する効果となっていた。

なお、下池では 30 回の流入があったと考えられる。

表 1-3 上池及び下池への流入頻度

—	流入回数(H8～H29)	条件
上池 旧呑口 (平成 8～22 年)	9 回	呑口敷高 A. P. +10.9m
上池 新呑口 (平成 23～29 年)	7 回 (旧呑口の場合 3 回)	呑口敷高 A. P. +10.3m
下池	30 回	本川接続部河床高 AP+9.17m

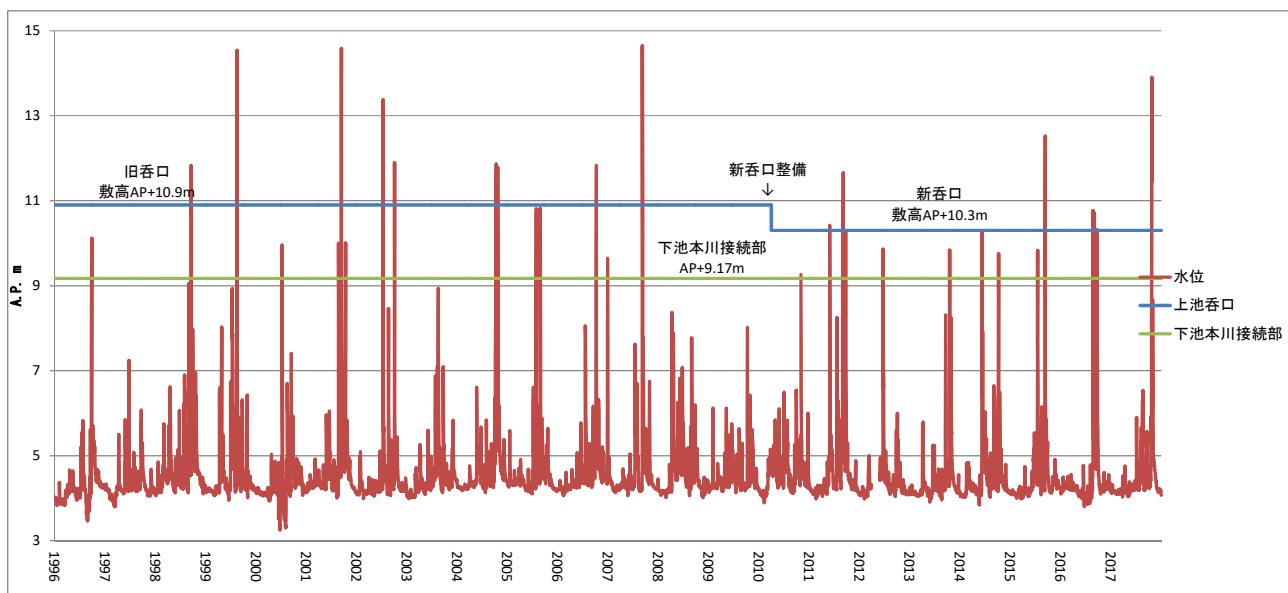


図 1-12 太郎右衛門橋水位観測所での日水位変化
平成 8～29 年(1996～2017 年)

・農業用水路

農業用水による旧流路への水供給の経路として、中池では赤城樋管からの流入(非灌漑期 0.03m³/s:29L/s) 平成 15 年(2003 年)12 月 22 日調査)、下池では灌漑期に水田の落ち水の流入が考えられる。上池には農業用水の落ち水等の流入は確認されていない。

・地下水位

太郎右衛門自然再生地の池、特に上池ではかつて湧水によって豊かな水域が形成されていたとされる。

平成 15 年度(2003 年度)のボーリング結果による地下水位の観測結果では、高水敷の地下水位は観測時点(9～10 月)では地表面から約 0.5m～約 4m 付近にある。

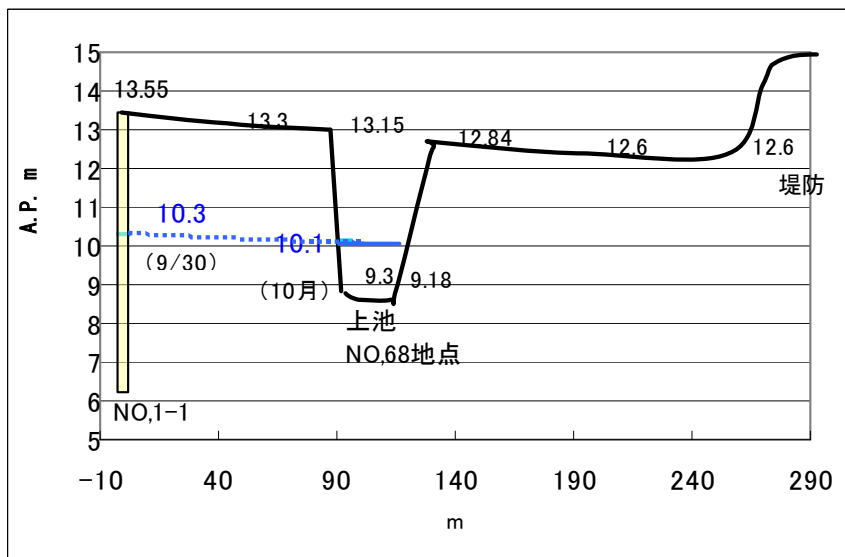


図 1-13 上池周辺の地下水の状況

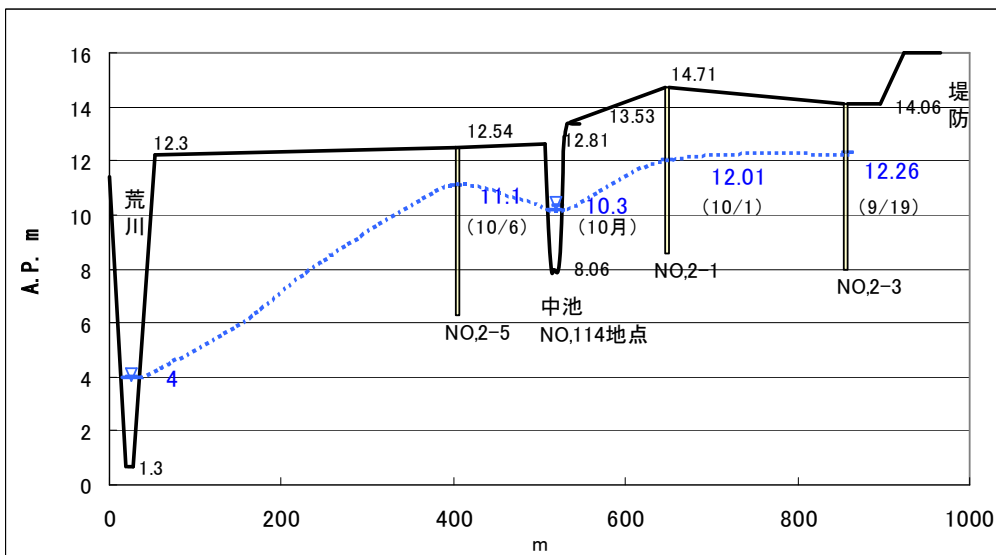


図 1-14 中池周辺の地下水の状況

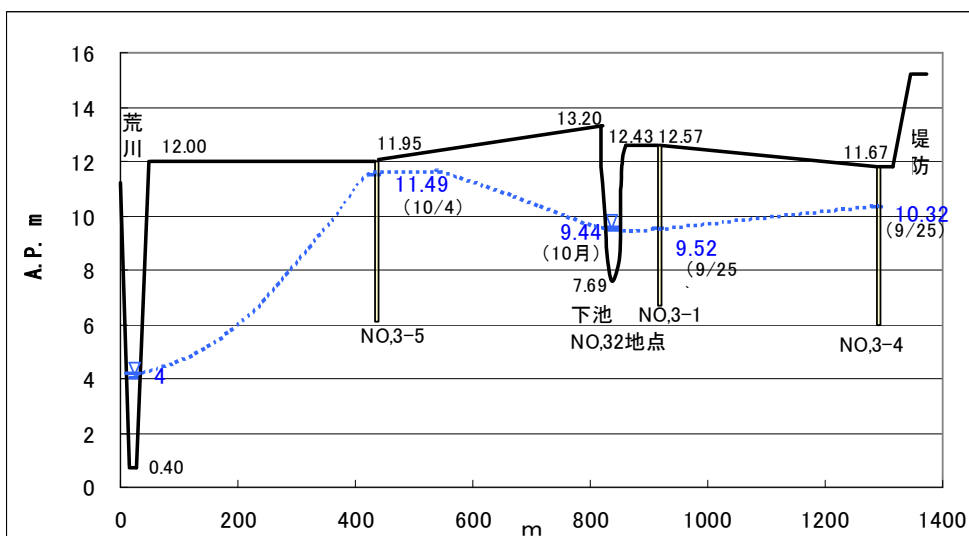


図 1-15 下池周辺の地下水の状況

(2) 生態系

ア. 植生

太郎右衛門自然再生地に生育している植物は、水生植物であるヒシや河畔林としてのハンノキなどの湿生植物を中心に確認されている。

旧流路周辺の自然植生は、主に旧流路の右岸側に集中している。太郎右衛門自然再生地の特徴的な植生群落としては、上池部分のオギ群落、中池の周辺の湿性地で見られるムクノキ-エノキ群落、乾燥地で見られるクヌギ群落、下池の周辺のハンノキ群落、上池及び下池周辺の湿性地で見られるヨシ群落があげられる。

イ. 動物

太郎右衛門自然再生地に生息している動物は、両生類・爬虫類ではヤマカガシや水田や池に見られるトウキョウダルマガエルなどが、哺乳類ではヨシ原やオギ原を生息環境とするカヤネズミやまとまった自然地を生息地とするホンドキツネなどが確認されている。

鳥類では、開放水面を餌場とするカイツブリやカワセミ、水辺を餌場として利用するバンやアオサギ、樹林地を生息地や餌場として利用するウグイスやオオタカなどが確認されている。

また、昆虫で確認されている内、湿地を代表するシオカラトンボなどのトンボ類やハンノキを食草とするミドリシジミなどチョウ類が確認されている。

魚類では緩やかな流れの場所を好むナマズやミナミメダカなどが、甲殻類・貝類では緩やかな流れの場所を好むヌカエビやマルタニシなどが確認されている。

※ア.とイ.の詳細については「生態系モニタリング報告書」を参照
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/araajo/araajo00615.html>)

ウ. 太郎右衛門自然再生地及び周辺で確認された希少動植物

太郎右衛門自然再生地では表 1-4 に示すとおり、10 類 107 科 184 種の希少動植物が確認されている。このうち、ミナミメダカやタコノアシなど環境省レッドリストに掲載されている種は 61 種で、埼玉県レッドデータブックには 176 種が掲載されている。(なお、埼玉県レッドデータブックについては改訂前のみ掲載種も含めて整理した)

また、当該地の生物に詳しい方 5 名と、かつて当該地で釣りをしていた方 3 名へのヒアリング調査により、当該地で昭和 16～45 年頃(1940～1970 年頃)に見られた生物として、ニホンアナグマやミナミメダカなど 22 種の希少種が確認された。

表 1-4(1) 太郎右衛門自然再生地で確認された希少種

確認種			NO.	希少種の指定状況		昭和15～45年頃 (1940～1970年頃) に見られた種※4			平成8～平成17年度 (1996年～2005年) 確認種 ※5			平成18～平成29年度 (2006年～2017年) 確認種 ※6			生息・生育環境
類	科	種※1		環境省RL※2	埼玉県RDB ※3	上池	中池	下池	上池	中池	下池	上池	中池	下池	
哺乳類	トガリネズミ科	ホンシユウジネズミ	1		※7		●				●			河畔、水辺、林縁の草地や低木林に生息する。	
	ウサギ科	キュウシユウノウサギ	2		※7						●	●	●	河畔、樹林、草地に生息する。林縁近くや低木林を好む。	
	ネズミ科	ホンシユウカヤネズミ	3		※7				●	●	●		●	草地に生息する。ヨシ、オギなどに球巣を作る。	
	イヌ科	ホンドタヌキ	ホンドタヌキ	4		※7	●	●		●	●	●	●	●	樹林地から田畑及び住宅地近くまで生息する。
			ホンドキツネ	5		※7	●	●		●	●	●	●	●	農耕地や森林、原野、集落地が混在する環境を好む。
	イタチ科	ニホンアナグマ	6		※7	●						●	●	●	森林や灌木林に生息し、巣穴は斜面や大岩、木の根元を利用する。
鳥類	キジ科	ウズラ	7	VU	CR/CR							●	●	乾燥草原地に生息する。	
	クイナ科	クイナ	8		-/VU		●		●		●		●	●	冬鳥として渡来し、河岸や池沼のヨシ原などの湿地環境に生息する。
		ヒクイナ	9	NT	CR/-		●			●	●				夏鳥として渡来し、水生植物が繁茂した水辺に生息する。
		バン	10		VU/-					●	●		●	●	湿地に生息し、開放水面を餌場とする。
		オオバン	11		DD/-					●	●		●		広い湿地植物帯で繁殖する。開放水面で水草を餌とし、開放水面で採食する。
	サギ科	ヨシゴイ	12	NT	VU/-					●	●		●		夏鳥として渡来し、ヨシ原などの湿地で繁殖する。
		コサギ	13		NT2/-					●	●		●	●	水田や河辺で魚やカエルを捕食する。
	カッコウ科	ホトギス	14		(RT)/-					●	●		●	●	夏鳥として渡来し、低地から山地の森林に生息する。主にウグイスに托卵する。
		カッコウ	15		NT2/-					●	●	●	●	●	夏鳥として渡来し、モズやオオヨシキリ、ホオジロに托卵する。
	チドリ科	タゲリ	16		-/NT2					●	●	●	●	●	冬鳥として渡来し、水田等湿地で越冬する。
	シギ科	オオジシギ	17	NT	(CR)/-								●		旅鳥として渡来し、湿った草原に生息する。
		タシギ	18		-/NT2								●	●	冬鳥として渡来し、水田、河川、内陸の湿地等に生息する。
		イソシギ	19		NT2/-								●		河川、湖沼および水田などに生息する。
	タマンギ科	タマンギ	20	VU	CR/CR		●	●							広い水田地帯で繁殖・越冬する。
	タカ科	トビ	21		DD/-					●	●	●	●	●	水辺から山地まで広く分布し、動物の死骸や魚、カエル、トカゲなどの小動物を捕食する。
		ツミ	22		NT2/-								●		低地から山地に生息し、樹林地で繁殖する。
		ハイタカ	23	NT	(DD)/VU									●	低地から山地に生息し、樹林地で繁殖する。
		オオタカ	24	NT	VU/NT2					●	●	●	●	●	平地から低山の樹林に生息する。アカマツなど大木に営巣し、主に小鳥類を捕食する。
		サシバ	25	VU	CR/-					●					夏鳥として渡来し、樹林地で繁殖する。湿地でカエルなどを捕食する。
		ノスリ	26		DD/NT2					●	●	●	●	●	低地から山地で繁殖し、河川敷や耕地などで越冬する。
	フクロウ科	アオバズク	27		VU/-							●			夏鳥として渡来し、平地、山地の大木に営巣し、昆虫類を餌とする。
		コミズク	28		-/VU					●	●				冬鳥として渡来し、河川敷や水田など広い草原で越冬する。
	カワセミ科	カワセミ	29		LP/-					●	●	●	●	●	河川や湖沼などに生息し、小魚やエビなどを捕食する。
	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	30		NT2/-					●	●	●	●		川沿いの岩壁等に営巣し、平野でモグラやネズミ、小鳥、カエルなどを捕食する。
	シジュウカラ科	ヤマガラ	31		CR/-									●	山地の広葉樹林や混交林に生息する。
	ウグイス科	ウグイス	32		(RT)/-					●	●	●	●	●	藪をとまなう低木林、林縁などに生息する。
	ムシクイ科	センダイムシクイ	33		(NT2)/-						●				夏鳥として渡来。低山帯から山地の落葉広葉樹林に生息する。
	ヨシキリ科	オオヨシキリ	34		NT2/-					●	●	●	●	●	夏鳥として渡来。ヨシ原を中心に生息する。
		コヨシキリ	35		EN/-						●	●			夏鳥として渡来。ヨシ原などの湿性草地を中心に生息する。
	ムクドリ科	コムクドリ	36		(DD)/-								●		春秋に、平野から丘陵地の樹林や耕地、住宅地とその周辺に生息する。
	ヒタキ科	アカハラ	37		(NT2)/-					●	●	●	●	●	夏は山地帯から亜高山帯、冬は低地帯の明るい林に生息する。
		ルリビタキ	38		-/NT2								●	●	夏は亜高山帯、冬は低山帯の樹林地に生息する。
		コサメビタキ	39		EX/-						●	●			夏鳥として渡来し、平地から山地の林に生息する。
		キビタキ	40		(RT)/-					●		●			夏鳥として渡来。丘陵から山地の林に生息する。
		オオルリ	41		(RT)/-						●	●	●	●	夏鳥として渡来。低山帯から亜高山帯の樹林に生息し、溪流沿いに多い。
	アトリ科	ベニマシコ	42		-/NT2					●	●	●	●	●	冬鳥として渡来し、河川沿い、湿原周辺の灌木地、藪地などに生息する。
	ホオジロ科	ホオジロ	43		NT2/-					●	●	●	●	●	平地から山地の林、草地、農耕地などに生息する。
		ホオアカ	44		CR/-								●		草原やヨシ原などに生息する。
		ミヤマホオジロ	45		-/NT2									●	冬鳥として渡来し、平地から山地の林に生息する。
		アオジ	46		(DD)/-					●	●	●			冬鳥として渡来し、林やヨシ原、人家の庭などに生息する。

表 1-4 (2) 太郎右衛門自然再生地で確認された希少種

確認種			NO.	希少種の指定状況		昭和15～45年頃 (1940～1970年頃) に見られた種※4			平成8～平成17年度 (1996年～2005年) 確認種 ※5			平成18～平成29年度 (2006年～2017年) 確認種 ※6			生息・生育環境
類	科	種※1		環境省RL※2	埼玉県RDB ※3	上池	中池	下池	上池	中池	下池	上池	中池	下池	
爬虫類	イシガメ科	イシガメ	47	NT	DD				●					河川や湖沼等の水域に生息する。近年減少傾向にある。	
		クサガメ	48		※7				●	●	●	●	●	河川や湖沼等の水域に生息する。	
	カナヘビ科	ニホンカナヘビ	49		(RT)				●	●	●	●	●	田畑や草むら、公園の緑地などに生息する。	
	ナミヘビ科	シマヘビ	50		VU						●				水田や畑などの耕作地や河川敷などに生息する。
		アオダイショウ	51		NT2					●	●		●	●	田畑や草むら、河川敷などに生息する。
		ジムグリ	52		VU						●		●		森林に生息し、朽木や落ち葉の下に潜む。
		ヒバカリ	53		NT2						●			●	森林に生息し、水辺でカエルや小魚を捕食する。
		ヤマカガシ	54		NT1					●					主に水田や湿地などの水辺に生息する。
クサリヘビ科	マムシ	55		NT1						●				主に森林に生息し、ネズミ等を捕食する。	
両生類	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	56		VU				●					主に低地から山地の森林や草地に生息するが、農耕地、公園、民家の庭などにも生息する。	
	アカガエル科	ニホンアカガエル	57		VU	●					●		●	周辺に樹林地、草地のある池沼や水田に生息する。	
		トウキョウダルマガエル	58	NT	NT1					●	●	●	●	●	池沼、水田に生息する。
		ツチガエル	59		CR						●				池沼、水田に生息する。
アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	60		NT1						●				水田、草地に生息し水辺周辺の土中に産卵する。	
魚類	ウナギ科	ニホンウナギ	61	EN	NT2					●				河川や湖沼に生息し、海洋で産卵する。	
	コイ科	キンブナ	62	VU	VU						●				流れの緩やかな川、池に生息する。
		ヤリタナゴ	63	NT	CR		●								やや流れのある川や水路に生息し、二枚貝に産卵する。
	ドジョウ科	ドジョウ	64	NT					●	●	●	●		水田や水路などに生息する。	
	フクドジョウ科	ホトケドジョウ	65	EN	CR	●								湧き水由来の細流に生息する。	
	ギギ科	ギバチ	66	VU	※7	●								水質が良好な川に生息し、岩陰や水際植生に潜む。	
	ナマズ科	ナマズ	67		※7		●			●	●	●	●	河川、池等に生息し、水田等の浅場で産卵する。	
	メダカ科	ミナミメダカ	68	VU	NT2	●				●	●	●	●	水路や池に生息し、水生植物等に産卵する。	
	ハゼ科	ウキゴリ	69		※7						●				河川の中下流の流れの緩い箇所に生息する。
		ジュズカケハゼ または ムサシノジュズカケハゼ	70	※8 ※9	※7						●				一般に中下流や湖沼に生息する。
甲殻類	ヌマエビ科	ヌカエビ	71		NT2	●				●	●	●	●	水質が良好な池や河川に生息する。	
	モクズガニ科	モクズガニ	72		※7	●				●	●		●	河川の上流域まで生息し、河口域で繁殖する。	
貝類	タニシ科	マルタニシ	73	VU	VU							●		水田や溜池などに生息する。	
	モノアラガイ科	ヒメモノアラガイ	74		※7						●	●	●	池、小川に生息する。	
		モノアラガイ	75	NT	DD		●				●			池、小川に生息する。	
	カワコザラガイ科	カワコザラガイ	76		VU					●				池、小川に生息する。	
	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ	77	NT	VU					●				水辺の挺水植物などの茎や葉上で、水面より上部に生息する。	
イシガイ科	ドブガイ※10	78		NT2		●							池や河川、用水路などの泥底に生息する。		
クモ類	コガネグモ科	コガネグモ	79		NT1					●	●	●	●	水田や草地の周辺に生息する。	
		オオトリノフンダマン	80		(NT1)						●	●		低山帯や丘陵地の林や草原に生息する。	
		シロオビトリノフンダマン	81		NT1						●	●		低山帯や丘陵地の林や草原に生息する。	
昆虫	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	82	NT	NT2					●	●			抽水植物の茂った池沼に生息する。	
		アオヤンマ	83	NT	VU						●			ヨシが繁茂する池沼に生息する。	
	トンボ科	ハラビロトンボ	84		NT2						●		●	浅い池沼や湿地、休耕田に生息する。	
		ヒメアカネ	85		VU						●			水生植物が繁茂する湿地などに生息する。	
		オオキトンボ	86	EN	EX			○(エリア不明)						ヨシなどが繁茂する池沼に生息する。	
	クギヌキハサミムシ科	クギヌキハサミムシ	87		(NT2)					●			●	河畔林やヨシ群落などに生息する。	
	ツユムシ科	エゾツユムシ	88		NT1					●	●	●	●	まとまった樹林地に生息する。	
	ギリギリス科	オナガササキリ	89		NT1					●	●			ススキやチガヤが優占する乾性草地に生息する。	
	マツムシ科	スズムシ	90		NT1					●				草地、樹林地に生息する。	
	コオロギ科	クマコオロギ	91		NT1						●			湿性草地に生息する。	
	バッタ科	クルマバッタ	92		NT2						●		●		草地に生息する。
		ショウリヨウバッタモドキ	93		NT1					●			●		ススキ草原に生息する。
	サンガメ科	ピロウドサンガメ	94		(VU)									●	林縁などの落ち葉の下などに生息する。
		トゲサンガメ	95		NT1						●				休耕田などやや湿った環境に生息する。
	カメムシ科	ヒメナガメ	96		(NT2)					●	●	●	●	●	ダイコンなどアブラナ科の草地に生息する。
	アメンボ科	エサキアメンボ	97	NT	NT1						●	●			ヨシなど抽水植物がある水域に生息する。
		ハネナシアメンボ	98		※7						●	●	●	●	ヒシなど浮葉植物の生息する池沼の開放水面に生息する。
ミズムシ科	ミヤケミズムシ	99	NT	CR						●				池・沼に生息する。	
ガガンボモドキ科	ホシガガンボモドキ	100	DD	(DD)					●					平野部の雑木林に生息する。	
シリアゲムシ科	ヤマトシリアゲ	101		※7					●	●	●	●	●	樹林地や草地に生息する。	

表 1-4(3) 太郎右衛門自然再生地で確認された希少種

確認種			NO.	希少種の指定状況		昭和15～45年頃 (1940～1970年頃) に見られた種※4			平成8～平成17年度 (1996年～2005年) 確認種 ※5			平成18～平成29年度 (2006年～2017年) 確認種 ※6			生息・生育環境
類	科	種※1		環境省RL※2	埼玉県RDB ※3	上池	中池	下池	上池	中池	下池	上池	中池	下池	
昆虫	セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ	102	NT	NT2				●	●	●	●	●	●	ススキなど、イネ科の草地に生息する。
		オオチャバネセセリ	103		NT2					●					日当たりの良い草原や笹原に生息する。
		コチャバネセセリ	104		NT2							●			竹林や笹藪に生息する。
	シジミチョウ科	ウラナミアカシジミ	105		※7								●		落葉広葉樹林に生息する。
		ミドリシジミ	106		NT1		●	●		●	●			●	ハンノキ林に生息する。
		ゴイシジミ	107		NT2									●	竹林や笹藪に生息する。
	タテハチョウ科	コムラサキ	108		※7					●	●		●	●	ヤナギ林に生息する。
		アサマイチモンジ	109		(NT2)				●	●	●	●	●	●	成虫は溪流沿いの樹林周辺に生息する。
		ジャノメチョウ	110		NT2						●				ススキ草原に生息する。
		ヒオドシチョウ	111		VU					●	●				雑木林等落葉広葉樹林に生息する。
	アゲハチョウ科	ジャコウアゲハ	112		※7				●	●	●		●	●	草地に生息する。
	ヤママユガ科	オナガミズアオ	113	NT	LP						●			●	ハンノキ林に生息する。
	ドクガ科	スゲドクガ	114	NT										●	スゲ類の草地に生息する。
	ヤガ科	コシロシタバ	115	NT					●	●	●		●	●	落葉二次林に生息する。
		ギンモンアカトウ	116	VU										●	低湿地や河川敷、火山草地などに生息する。
		イチモジヒメトウ	117	VU	(NT2)				●						休耕地や河川敷などに生息する。
	ハナアブ科	ヒサマツハチモドキハナアブ	118		NT2				●		●				雑木林等に生息する。
		ハチモドキハナアブ	119		NT2					●			●	●	クヌギ林に生息する。
		ハナナガモモトハナアブ	120		※7						●	●		●	河川敷などの湿地に生息する。
	オサムシ科	オオトクリゴミムシ	121	NT	VU						●				水辺に生息する。
	ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ	122	VU	(CR)	●									池沼に生息する。
		キペリマメゲンゴロウ	123	NT										●	清流に生息する。
	ガムシ科	コガムシ	124	DD								●	●	●	平野部から丘陵部の浅い池沼、湿地、水田に生息する。
	ホタル科	ヘイケボタル	125		NT1					●					浅い止水に生息する。
	カミキリムシ科	アカアシオオアカミキリ	126		(NT2)					●					雑木林に生息する。
		トラフカミキリ	127		(NT2)					●	●				クワ林に生息する。
	ゾウムシ科	オナガカツゾウムシ	128		CR						●				湿地のドクゼリの生育場所に生息する。
	セイボウ科	オオセイボウ	129	DD						●		●			平地から低山地で寄生対象となるスズバチ等の生息場所に生息する。
	スズメバチ科	モンズメバチ	130	DD						●	●		●	●	樹洞、人家の天井や壁の間などの巣が作られる場所の周辺に生息する。
	ツチバチ科	オオハラナガツチバチ	131		(NT2)								●	●	草地に生息する。
植物	シャジクモ科	シャジクモ	132	VU	VU						●	●	●	水田や湿地に生育する。	
	ウキゴケ科	ウキゴケ	133		VU								●	●	湿地に生育する。
		イチョウウキゴケ	134	NT	VU					●		●	●	●	水田や池の水面に生育する。
	トクサ科	イヌスギナ	135		NT							●	●	●	水田や湿地に生育する。
	ミズワラビ科	ミズワラビ	136		NT					●		●	●	●	水田や湿地に生育する。
	タデ科	ホソバヌタデ	137	NT	EN							●			水際など氾濫原に生育する。
		シロバナサクラタデ	138		NT					●	●		●	●	湿地や休耕地に生育する。
		コギシギシ	139	VU	VU									●	畑地や海岸に生育する。
	マツモ科	マツモ	140		VU					●					止水域に生育する。
	ドクダミ科	ハンゲショウ	141		VU					●	●		●	●	湿地に生育する。
	アブラナ科	コイヌガラシ	142	NT	NT							●	●	●	水田畔や湿地に生育する。
	ユキノシタ科	タコノアシ	143	NT	VU					●	●	●	●	●	水際など氾濫原の植物として、水田や水田周辺に生育する。
	バラ科	ナガボノワレモコウ ※11	144		NT				●						水際など氾濫原の植物として、水田や水田周辺に生育する。
	トウダイグサ科	ノウルシ	145	NT	VU				●	●	●			●	水際など氾濫原の植物として、水田や水田周辺に生育する。
	ウリ科	ゴキヅル	146		VU								●		湿地や水辺に生育する。
	ミソハギ科	ヒメミソハギ	147		NT								●	●	水田や湿地に生育する。
	ヒシ科	ヒシ	148		NT		●	●	●	●	●	●	●	●	池沼に生育する。
		オニビシ	149		NT					●				●	池沼に生育する。
	アカバナ科	ウスゲチョウジタデ	150	NT	VU								●	●	水田や湿地に生育する。
	アリトウグサ科	ホザキノフサモ	151		EN	●	●			●					川や池の水中に生育する。
	セリ科	エキサイゼリ	152	NT	CR				●			●			水際など氾濫原の植物として、水田や水田周辺に生育する。
	サクランソウ科	ヌマトラノオ	153		NT						●				湿地に生育する。
		サクランソウ	154	NT	CR		●								川岸の低湿原野に生育する。
	ミツガシワ科	ヒメシロアサザ	155	VU	EN							●			止水の浅水域に生育する。
		アサザ	156	NT	VU					●			●		池沼に生育する。
	クマツヅラ科	クマツヅラ	157		VU						●	●	●	●	草原や路傍に生育する。
	シソ科	ミソコウジュ	158	NT	NT					●	●	●	●	●	水際など氾濫原の植物として、水田や水田周辺に生育する。
		スズメトウガラシ	159		EN									●	水際など氾濫原の植物として、水田や水田周辺に生育する。
	ゴマノハグサ科	キクモ	160		NT							●			水田や湿地に生育する。
		カワヂシャ	161	NT	VU							●	●	●	湿地や水辺に生育する。

表 1-4(4) 太郎右衛門自然再生地で確認された希少種

確認種			NO.	希少種の指定状況		昭和15～45年頃 (1940～1970年頃) に見られた種※4			平成8～平成17年度 (1996年～2005年) 確認種 ※5			平成18～平成29年度 (2006年～2017年) 確認種 ※6			生息・生育環境	
類	科	種※1		環境省RL※2	埼玉県RDB ※3	上池	中池	下池	上池	中池	下池	上池	中池	下池		
植物	スイカズラ科	ゴマギ	162		NT				●	●	●	●	●	●	やや湿潤な樹林地に生育する。	
	キク科	カワランジシ	163		※7				●	●	●	●	●	●	水際など汎濫原の植物として、水辺や水田周辺に生育する。	
		タウコギ	164		NT								●		水田や湿地に生育する。	
		フジバカマ	165	NT	NT						●				水際など汎濫原の植物として、水辺や水田周辺に生育する。	
		オグルマ	166		NT								●	●	湿地に生育する。	
		ホソバオグルマ	167	VU	EN								●	●	湿地に生育する。	
		ノニガナ	168		NT				●	●	●	●			水際など汎濫原に生育する。	
		オナモミ	169	VU	VU				●			●			湿地や川岸などに生育する。	
		オモダカ科	ウリカフ	170		NT									●	水田や湿地に生育する。
	ヒルムシロ科	エビモ	171		NT					●	●	●		●	川や池の水中に生育する。	
	イバラモ科	トリゲモ	172	VU	EN							●			止水の水中に生育する。	
	ミクリ科	ミクリ	173	NT	NT					●					川の浅水域や池の水際に生育する。	
	カヤツリグサ科	ジョウロウスゲ	174	VU	CR									●		湿地に生育する。
		ウマスゲ	175		NT				●	●	●	●	●	●	●	湿地に生育する。
		ヤガミスゲ	176		※7					●	●	●	●	●	●	湿地に生育する。
		オニナルコスゲ	177		EN					●	●			●		湿地に生育する。
		カンエンガヤツリ	178	VU	VU									●	●	湿地に生育する。
		シロガヤツリ	179		VU									●		湿地に生育する。
コツヌマハリイ		180	VU	CR									●		湿地に生育する。	
コアゼテンツキ		181		NT										●	湿地に生育する。	
アゼテンツキ		182		EN				●		●	●				湿地に生育する。	
タタラカンガレイ		183		CR										●	湿地に生育する。	
マツカサススキ	184		NT					●	●		●	●		湿地に生育する。		
合計	10類107科184種		-	60種	175種※12	12種	14種	3種	56種	91種	89種	63種	80種	82種		
				[61種]※13	[176種]※13	22種[23種]※13			132種			122種				

全体構想H18年版時点で確認されていなかった種

- ※1: 種名は河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成30年度生物リスト(河川環境データベース 国土交通省 2018年)に従ったが、一部については図鑑等の文献を参考にした。
- ※2: 環境省レッドリスト2018(環境省RL)
 <カテゴリー>
 絶滅(EX) 絶滅危惧Ⅰ類(GR+EN) 絶滅危惧ⅠA類(GR) 絶滅危惧ⅠB類(EN) 絶滅危惧Ⅱ類(VU)
 準絶滅危惧(NT) 情報不足(DD) 絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
- ※3: 埼玉県レッドデータブック(動物編:2018年、植物編:2011年)(埼玉県RDB)
 カテゴリーの分類は環境省RLと同じ。但し動物編では準絶滅危惧(NT1、NT2)、地帯別危惧種(RT)。
 また、哺乳類、甲殻類、魚類・円口類以外の動物は地域別の区分がされているため低地帯(荒川以西)の評価を記載し、低地帯(荒川以西)の記載が無い場合は、全県評価を()で示した。
 哺乳類、甲殻類、魚類・円口類は地域別の区分が無いので、全県評価を記載した。
 鳥類: ランクは「繁殖鳥/越冬鳥」で表記した。
- ※4: 市史編集者、観察会開催者、猟師の方等、地元の生物に詳しい方へのヒアリング調査による。
- ※5
 埼玉県「平成8年度 川島都市林(仮称)自然環境調査報告書(確認地点データ) 平成9年3月」
 荒川上流河川事務所「平成14年度 荒川生態系モニタリング調査業務報告書 平成15年3月」
 荒川上流河川事務所「平成15年度 荒川生態系モニタリング調査業務報告書 平成16年3月」
 荒川上流河川事務所「平成16年度 荒川生態系モニタリング調査業務報告書 平成17年3月」
 荒川上流河川事務所「平成17年度 荒川生態系モニタリング調査業務報告書 平成18年3月」
 なお、平成8年度調査では、上池は調査されていない。
- ※6
 荒川上流河川事務所「平成18年度 荒川生態系モニタリング調査業務報告書 平成19年3月」
 荒川上流河川事務所「平成19年度 荒川上流生態系保全手法検討業務報告書 平成20年3月」
 荒川上流河川事務所「平成20年度 荒川上流生態系保全手法検討業務報告書 平成21年3月」
 荒川上流河川事務所「平成21年度 荒川自然再生地環境調査検討業務報告書 平成22年3月」
 荒川上流河川事務所「平成22年度 荒川上流環境整備事業評価検討業務報告書 平成23年3月」
 荒川上流河川事務所「平成23年度 H23荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務報告書 平成24年3月」
 荒川上流河川事務所「平成24年度 H24荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務報告書 平成25年3月」
 荒川上流河川事務所「平成25年度 H25荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務報告書 平成26年3月」
 荒川上流河川事務所「平成26年度 H26荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務報告書 平成27年3月」
 荒川上流河川事務所「平成27年度 H27荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務報告書 平成28年3月」
 荒川上流河川事務所「平成28年度 H28荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務報告書 平成29年3月」
 荒川上流河川事務所「平成29年度 H29荒川太郎右衛門地区自然再生検討業務報告書 平成30年3月」
- ※7: 旧版のRDBで地域別の区分の低地帯(荒川以西)では記載されたが、最新版では記載されていない。
- ※8: ジュズカケハゼ(環境省RL)にはジュズカケハゼ広域分布種と記載の場合はNT。
- ※9: ムサンジュズカケハゼ(環境省RL)にはジュズカケハゼ関東固有種、埼玉県RDBIにはウキギリ属の1種(ジュズカケハゼ(関東型))と記載の場合はEN。
- ※10: ドブガイは、現在はタガイとヌマガイに区分されている。
- ※11: 出典の文献によっては「ナガボソノワレモコウ」と記載があるが、現在は「ナガボソノワレモコウ」と種名が変更となっている。
- ※12: 埼玉県の旧版RDBでは記載されたが、最新版(動物編:2018年、植物編:2017年)では選出されなかった種(※7)も含んだ種数。
- ※13: 【 】内の種数は、聞き取り調査によって昭和15～45年頃に生息していたとされるオオキトンボを含んだ種数。



ホンドギツネ



ヨシゴイ



サクラソウ



サシバ



ミナミメダカ



ナガボノワレモコウ



カワセミ



ハネナシアメンボ



ノウルシ



タマシギ



コムラサキ



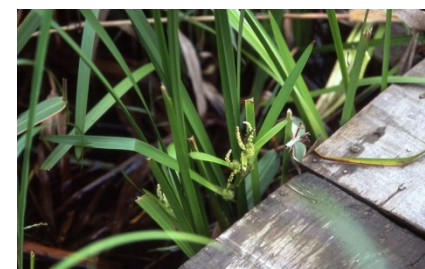
エキサイゼリ



ヒクイナ



ミドリシジミ



ミクリ

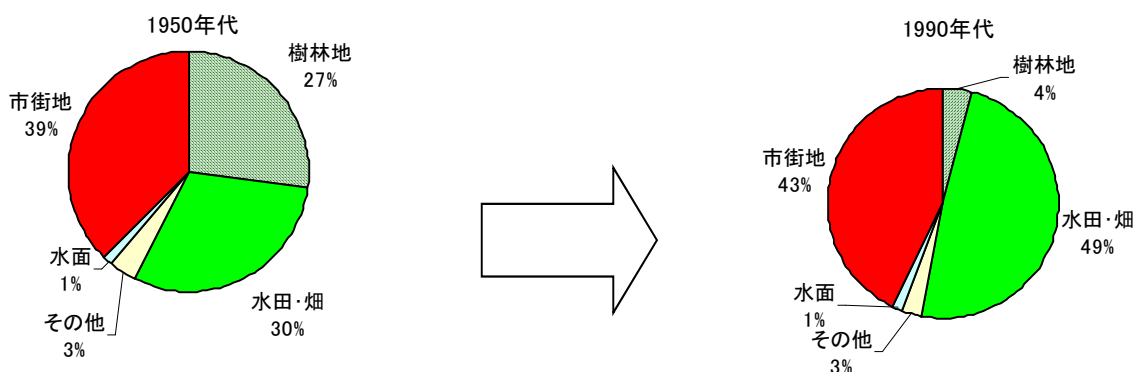
※ヒクイナ、ヨシゴイ写真はリバーフロント整備センター「川の生物図典」より

図 1-16 太郎右衛門自然再生地で確認された代表的な希少種の写真

(3) 土地利用

ア. 土地利用の変遷

荒川下流域は、江戸時代から都市化が進んでいたが、昭和30年(1955年)以降の高度経済成長により中流域でも都市化が進み自然環境は喪失していった。太郎右衛門自然再生地周辺では、1950年代には樹林地が27%、水田が30%、市街地が39%であったが、1990年代には樹林地が4%、水田が49%、市街地が43%と、樹林地が著しく減少し、現状では荒川の河川部のみが連続した自然環境となっている。



※荒川流域みらい会議資料より

図 1-17 荒川中流域太郎右衛門周辺地区の土地利用の変遷

イ. 太郎右衛門自然再生地の土地利用状況

太郎右衛門自然再生地周辺の近年の土地利用状況は、畑・牧草地が31%、水田が23%、人工地が13%であり、水田や畑といった耕作地が全体の5割以上を占め、特に、旧流路の右岸側のほとんどは農用地区域に設定されている。

また、太郎右衛門自然再生地は全域が近郊緑地保全区域、市街化調整区域として指定されている。

(4) 治水・河川環境に関する計画

ア. 荒川水系河川整備基本方針

平成9年(1997年)の河川法改正に伴い、今後、荒川を整備・維持管理していくに当たっての長期的な目標となる洪水の流量などの基本的な事項を定めた「荒川水系河川整備基本方針」が平成19年(2007年)3月に策定された。

「荒川水系河川整備基本方針」では、基準地点岩淵(東京都北区)において200年に1回程度起きる洪水を想定し、基本高水を $14,800\text{m}^3/\text{sec}$ としている。しかし、この流量に対して下流では引堤などによる流下能力の増大を図ることが困難なことから、上流にダム群を、中流には調節池群を建設する。これにより $7,800\text{m}^3/\text{sec}$ の洪水調節を行い、また河道は堤防を整備するなどして、岩淵地点における計画高水流量を $7,000\text{m}^3/\text{sec}$ としている。

荒川本川の計画高水流量は、洪水調節施設により洪水調節して、寄居において $7,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、支川入間川等の流量を合わせ、中流部における洪水調節施設により洪水調節して、岩淵において $7,000\text{m}^3/\text{s}$ 、小名木において $7,700\text{m}^3/\text{s}$ とし、河口まで同量とするものである。

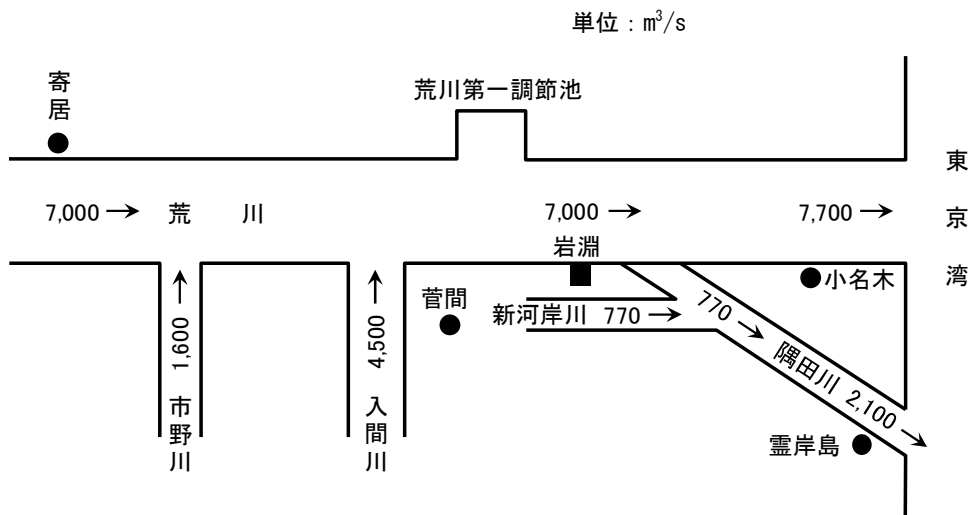
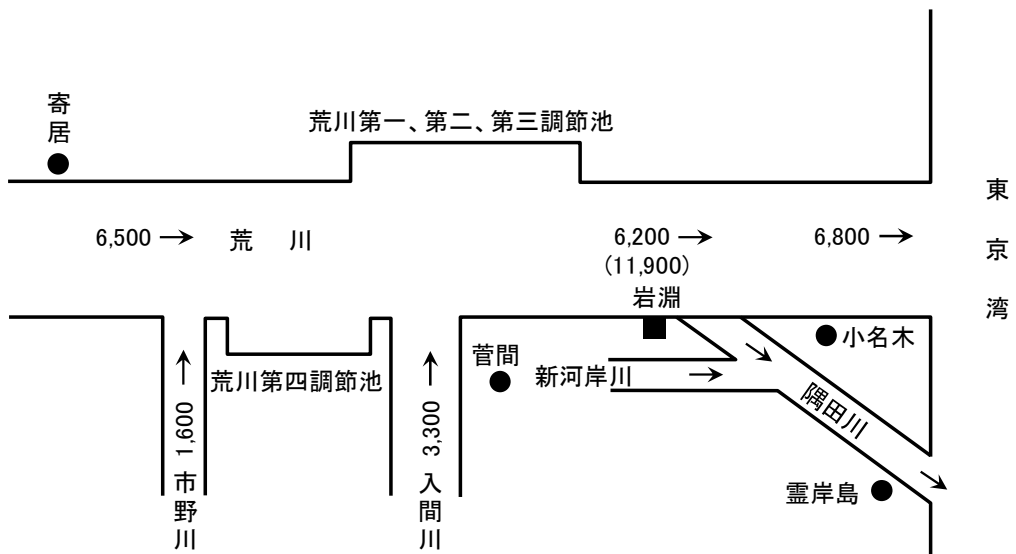


図 1-18 荒川計画高水流量図

イ. 荒川水系河川整備計画

「河川整備基本方針」に基づき今後 20～30 年間の具体的な河川整備の目標や内容を定めた「荒川水系河川整備計画」が平成 28 年(2016 年)3 月に策定された。

「洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」としては、戦後最大洪水である昭和 22 年(1947 年)9 月洪水(カスリーン台風)と同規模の洪水が発生しても災害の発生の防止を図ることとしている。



※()は、ダム等の洪水調節施設がない場合の流量

単位：m³/s

図 1-19 荒川整備計画流量図

ウ. 荒川水系河川環境管理基本計画

河川環境管理基本計画は、昭和56年(1981年)12月の河川審議会の答申により、河川環境の保全と創造に係わる施策を総合的かつ計画的に実施するため河川環境管理の基本計画を作成することとされている。

荒川では平成2年(1990年)3月に、河川管理者である旧建設省関東地方建設局、埼玉県並びに東京都によって、流域の動向や将来の見通しに基づいた長期的かつ広域的な視野に立って、荒川水系の望ましい河川環境を保全・創造するための「荒川水系河川環境管理基本計画」を作成している。策定に当たっては、河川環境に関わる各分野の学識者、沿川自治体、河川管理者並びに水資源開発公団で構成する「荒川水系河川環境管理協議会」を設置し、その意見を求めた。

また、「荒川水系河川環境管理基本計画」に基づき、河川空間環境の保全と利用を適性に行うため、河川区間を計画対象区域として、「荒川水系河川空間管理計画」が策定され、その後平成9年(1997年)3月に改訂された。

当該地区は、河川敷に分布する旧河道、ヨシ原、砂洲、樹林地等の変化に富んだ自然環境の保全を図るとともに必要に応じ、自然地の復元・拡大を行う「保全ゾーン」と自然度の高い保全ゾーンを保護する緩衝機能を有し、またその間の生物の移動経路となるゾーンとして、その機能の維持が図れるよう適切な管理を行う「緩衝・移行ゾーン」に区分されている。

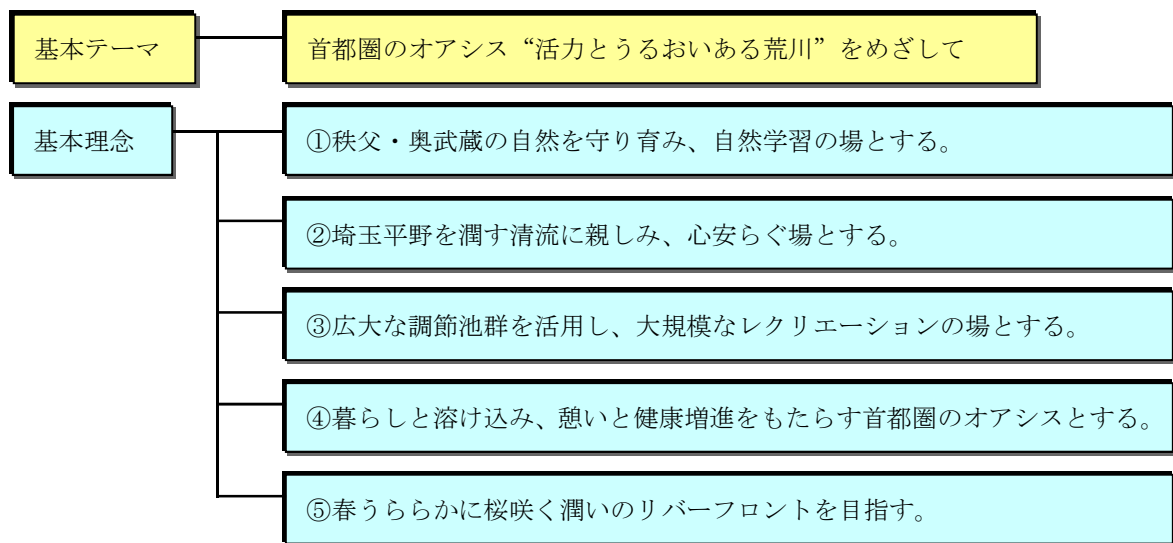


図 1-20 荒川水系河川環境管理基本計画の基本テーマ及び5つの基本理念



(5) その他当該地区に係わる構想等

ア. 自然環境の総点検等に関する協議会

政府が進める都市再生プロジェクトに関連して、平成13年(2001年)12月4日に都市再生本部で決定された都市再生プロジェクト「まとまりのある自然環境の保全」を具体的に推進するため、国土交通省をはじめとした関係省庁と東京都など七都県市による「自然環境の総点検等に関する協議会」が設立された。

この協議会の中間報告として、首都圏50km圏内を対象とし、生物多様性保全の場や人とのふれあいの場といった自然の多面的な機能を評価した、「保全すべき自然環境の総点検」において、太郎右衛門地区を含む「荒川・江川ゾーン」は、首都圏の保全すべき自然環境の1つとして選出されている。

イ. 荒川エコロジカル・ネットワーク

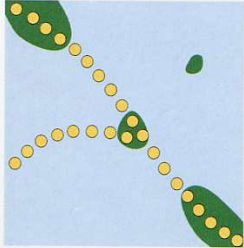

荒川上流河川事務所では、荒川ビオトープや三ツ又沼など、自然の拠点の保全・整備を進めている。荒川流域全体の自然のつながりを強化するためには、第一段階として、生態系が健全に機能する、ある程度まとまった「核」となる自然の拠点を守り、その自然を回復させることが重要である。さらに第二段階として、それらを川、谷地、傾斜林などを軸として互いに結び、市街地の自然とつなげていくことで、荒川流域全体の自然を豊かにしていくことを計画している。

太郎右衛門自然再生地は、上下流に位置する荒川ビオトープ、三ツ又沼ビオトープや周辺の北本自然公園などをつなぐエコロジカル・ネットワークの核として重要な地域である。

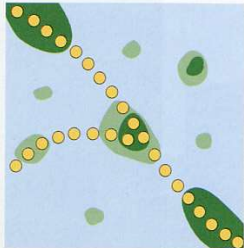
エコロジカル・ネットワーク

多くの生物はエサを採る、繁殖するなどの目的によって、あるいは1日・1年・一生のライフサイクルに応じて違うタイプのビオトープを必要とします。また、生きものは同じ集団だけで遺伝子の交換を続けていると、環境の変化に適応できない弱い個体が増えて種を維持できなくなります。

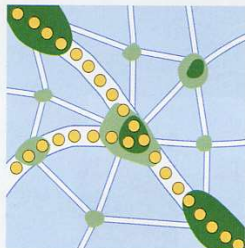
そうした理由から、様々なタイプのビオトープを設け、行き来できるようにするとともに、同タイプのビオトープをつなげていくことが必要になります。



生態系が健全に機能した、ある程度まとまりを持った「核」となる自然を守る



点々となっている「核」の間に中つぎとなるような緑地や湿地を復元する



さらに大小の川、自然堤防上の屋敷林、谷地などの湿地、台地の緑の斜面林などでつなぎネットワーク化する

図1-21 エコロジカル・ネットワークの考え方

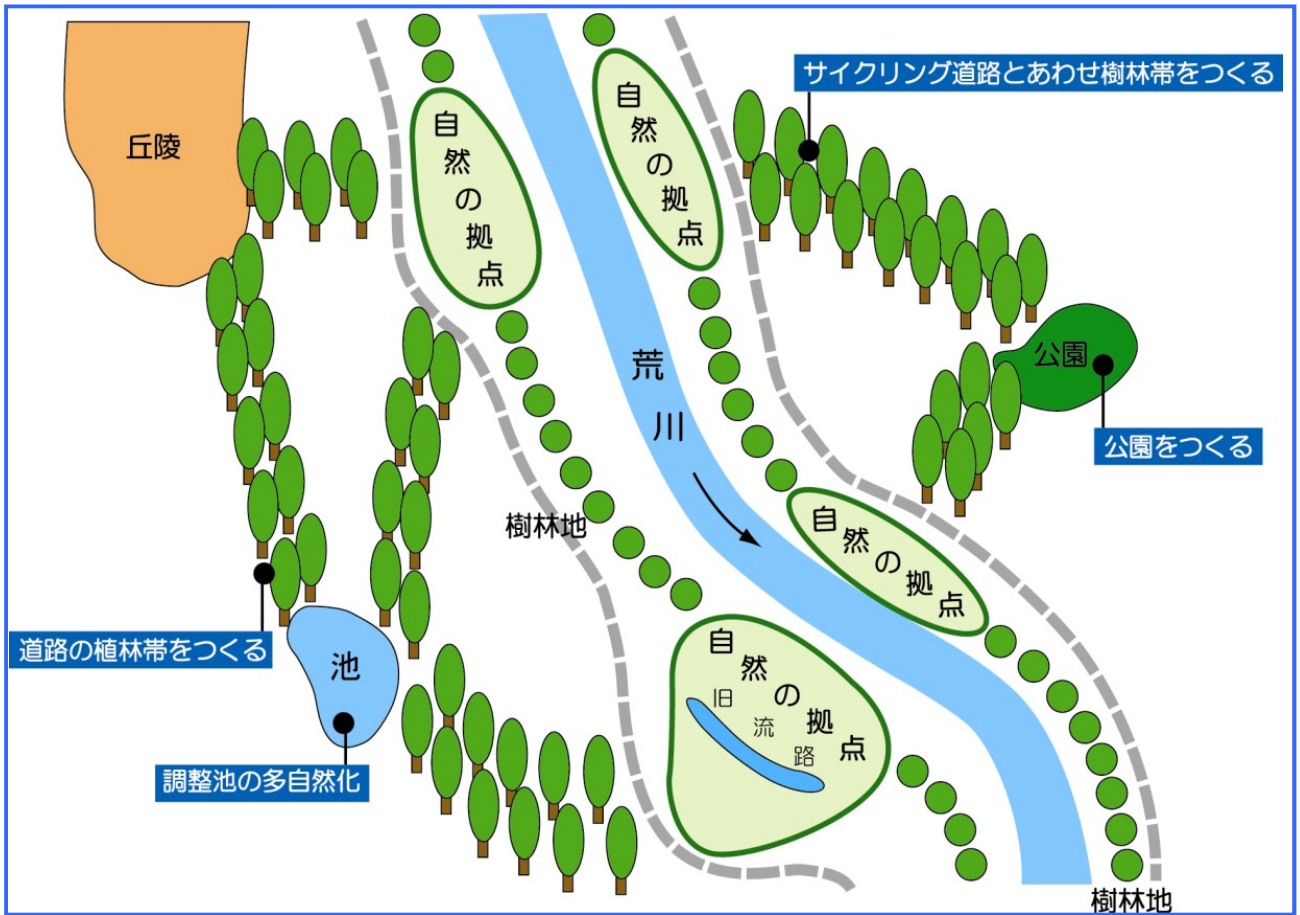


図 1-22 荒川流域でのエコロジカル・ネットワークの概念図

第4節 太郎右衛門自然再生地の課題

(1) 自然環境の課題

現状で考える自然環境に対する主な課題を図 1-23 に整理する。

- ・ 乾燥化により、池を中心とした湿地が減少してきている。
- ・ 池周辺に発達した樹林地が高木・壮齢樹化して低木が減少し単調な環境となってきた。

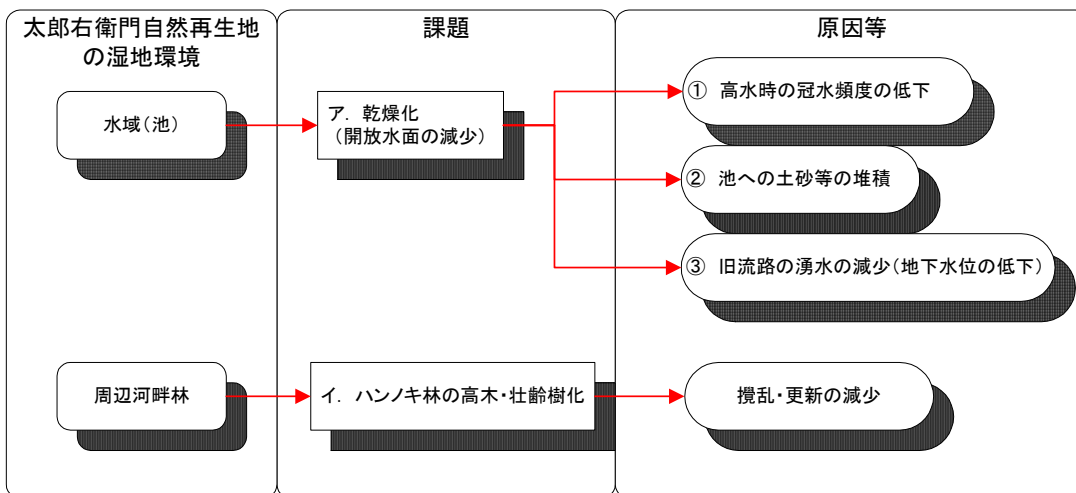


図 1-23 太郎右衛門自然再生地の課題と原因

ア. 乾燥化(開放水面の減少)

上池、中池では、開放水面の減少が特に著しい。昭和 20 年代からの空中写真よりもとめた、上池および中池の開放水面の面積変化を図 1-24 に示す。その原因として、本文 35 ページ以降に挙げる①から③が考えられる。

表 1-5 空中写真による開放水面の

面積の推定 単位：ha

年代	上池	中池	下池
昭和 20 年代	5.45	8.88	1.34
昭和 30 年代	3.99	7.74	2.10
昭和 40 年代	3.17	6.73	1.62
平成 5 年	1.97	5.33	0.93
平成 12 年	0.99	5.37	1.04

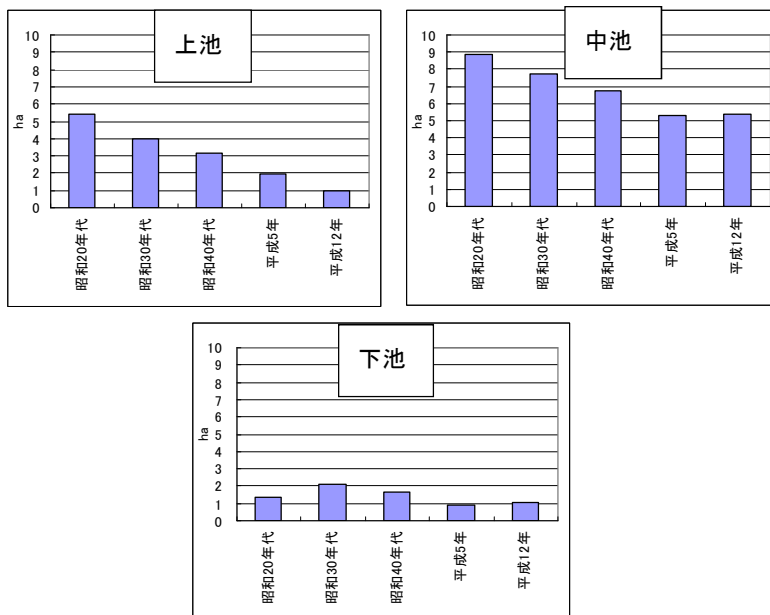
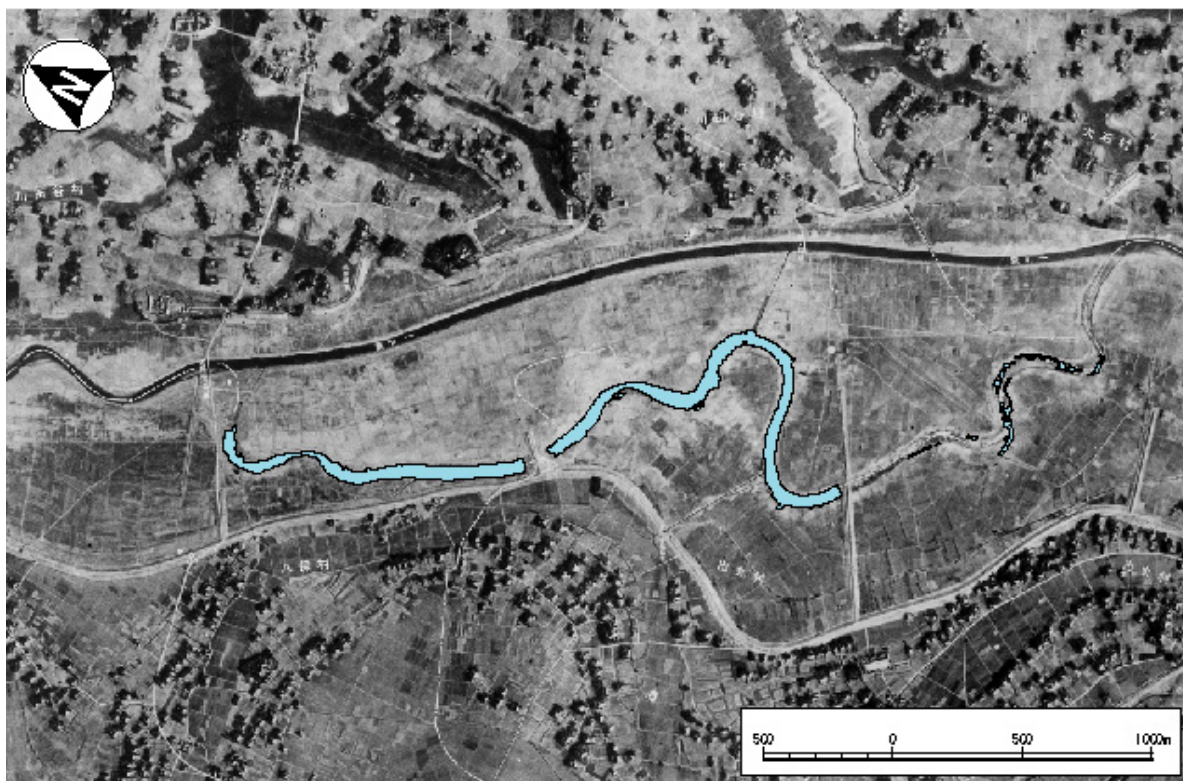


図 1-24 空中写真による各池の開放水面の面積の推移

昭和 20 年代からの空中写真による開放水面の面積の推定では、上池及び中池に関しては年代を追う毎に減少している。下池に関しては、旧流路の下流端として本川と繋がっているため、水が溜まりにくい形状となっていることにより、昭和 20 年代より開放水面は比較して少なく、明確な減少傾向は見られない。



昭和 20 年代



平成 12 年(2000 年)

図 1-25 空中写真による開放水面の推定

①高水時の冠水頻度（水供給）の低下

昭和 20 年代から 50 年代にかけて、荒川で盛んに行われた川砂の採掘により河床が著しく低下した結果、本川と旧流路との河床高の差は現在 5～9m になっている。そのため、高水時における旧流路への冠水頻度(本川水の流入頻度)が低下していると推測される。昭和 50 年代(1975～1984 年)以降では、冠水が起きて上池に流入したと考えられる回数は 10 年間で 10 回前後、下池に流入したと考えられる回数は 10 年間で 15～19 回と少ない。なお、河床低下の度合いは昭和 50 年代以降安定化している。

表 1-6 冠水回数の比較

期間	上池への流入回数※	下池への流入回数※
昭和 44～50 年	3	7
昭和 51～60 年	9	16
昭和 61～平成 7 年	6	15
平成 8～17 年	11	19

※水位が上池及び下池それぞれの荒川との接続水路の最高河床高 A. P. +11.07m 及び A. P. +9.17m を超えた回数を集計した。

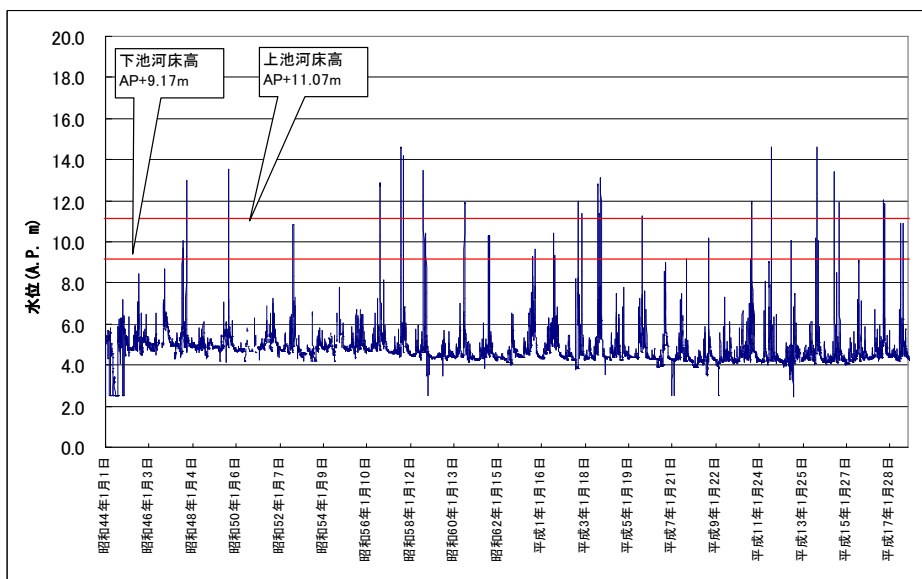


図 1-26 太郎右衛門橋水位測定所での日水位変化
昭和 44 年～平成 17 年 (1969～2005 年)

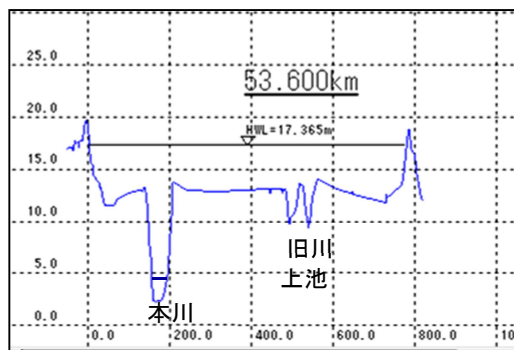
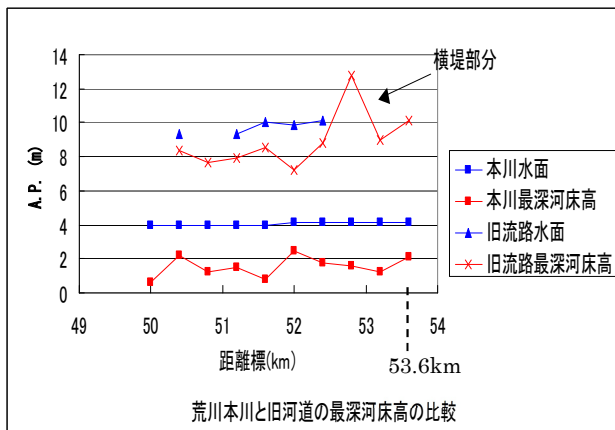


図 1-27 現状の旧流路と本川河床高

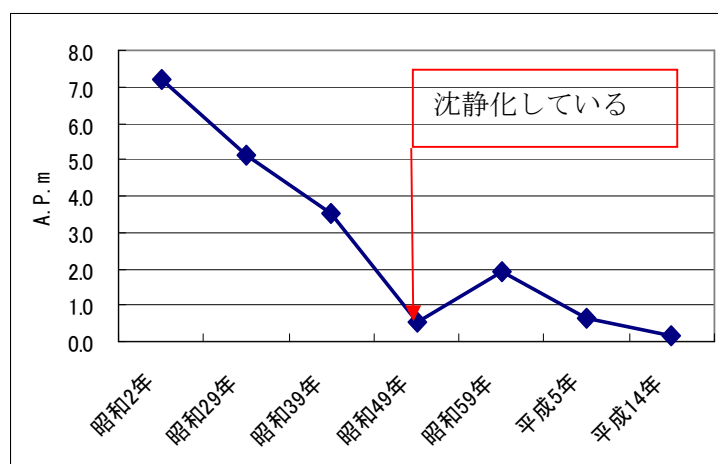


図 1-28 50km 地点の最深河床高の変遷

②池への土砂等の流入

ボーリング結果から、旧流路の各池には平均で上池 0.73m、中池 0.57m、下池 1.59m の堆積物が、本川との分離後の約 70 年間に堆積したものと考えられる(本文 19 ページ参照)。これらの土砂は、降雨や冠水等の水流により、池の周辺から池の中に流入したもの及び洪水時上流より運ばれた土砂の堆積によるものと考えられる。近年、冠水頻度は減少しているものの、池周辺の農地では盛土や造成等により裸地化している場所が多く、土砂が流出しやすい状況となっている。降雨等により池に土砂が流入する機会も多いものと考えられ、今後の影響が懸念される。

③流路の湧水の減少（地下水位の低下）

中池及び下池において水収支の調査を行ったところ、中池及び下池では現状でも湧水が出ていることが確認された。表 1-7 に示すように、冬期には、湧水が中池への供給水のうちの約 2 割から 3 割を、下池への供給水のうちの約 8 割から 9 割を、占めているものといえるものと考えられる。

中池及び下池では、河床高に対して 2m 以上高い位置で地下水が確認されている(本文 21 ページ参照)。しかし、上池周辺では、上池の河床高と比較的近い高さに地下水位があるために、湧水が上池に供給されないものと考えられる。

現在の上池では乾燥化が著しく、その開放水面は小さいものの、ヒアリング結果から、かつては上池でも湧水によって水域が維持されていたものと考えられる。

表 1-7 中池及び下池における水収支

池	流入水量 (A)	流出水量 (B)	湧水量 (A)-(B)	湧水が流出水量に 占める割合
	m ³ /日			%
中池	2592	3456	864	25
下池	86	691	605	88

イ. ハンノキ林の高木・壮齡樹化

下池の周辺を代表するハンノキ林は、放棄水田にハンノキが生育したものであるが、現状では攪乱・更新が減少し、ミドリシジミが食草とする若齡樹が少なくなっている。

下池右岸側に広がるハンノキ林は、昭和49年(1974年)頃からの減反政策などにより耕作が放棄された田畑に発達したものと考えられる。

本来河川に発達するハンノキ林は、洪水毎に浸食や倒伏により攪乱・更新され、更新された場所に新たに萌芽や種子から若齡樹が生育する。そのため、河川のハンノキ林は様々な世代の樹林が混在することから、林床の光条件は多様となり、それら条件にあった多様な下草や、それらに応じた様々な生物が生息することにより、多様な樹林環境を形成する。

しかし、現状のハンノキ林は攪乱・更新が減少しているため、高木・壮齡樹化が進んでおり、樹林環境としては単調化(極相化)してきている。

当該地区では、治水整備の進展等から今後自然の状態での攪乱・更新は望めないと考えられるため、若齡樹が生育し、ミドリシジミが生息するような多様な樹林環境を維持していくためには、人為的な管理等が必要であると考えられる。

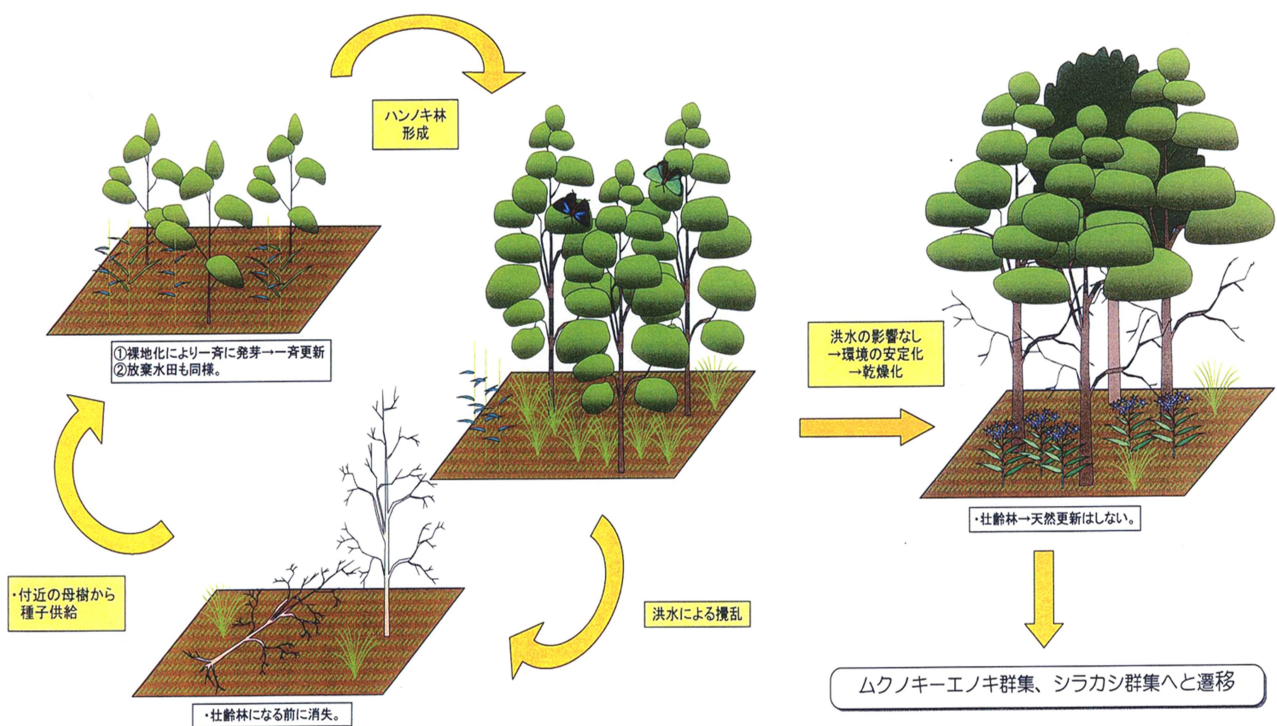


図 1-29 河川敷におけるハンノキ林の世代交代モデル

(2) その他の課題

自然環境以外の課題としては、以下の項目が協議会において提起されている。

- ・ **農地の盛土**

周辺の水田や田畑について冠水被害軽減のため盛土が行われており、水田の畑作化による周辺も含めた湿地環境の減少や遊水地としての機能の低下が懸念される。

- ・ **ゴミ問題**

放棄水田や道路端へのゴミの投棄が問題となっている。投棄されるゴミは、一般家庭ゴミのみならず、家具やテレビといった粗大ゴミも多く捨てられている。

- ・ **騒音**

サーキット場や空港などの騒音についても、生物への影響や、今後環境学習や自然とのふれあいの場として利用していく上での環境の質の悪化等が懸念されている。

- ・ **池の水質汚染**

周辺農地での農薬等の使用による、池の生態系に対する影響や、過去に埋められている可能性がある産業廃棄物などによる水質汚染が懸念される。

第2章 太郎右衛門自然再生地の自然再生目標と自然再生事業の概要

第1節 自然再生目標

太郎右衛門自然再生地では次のような目標を設定し、自然再生の実現に取り組んでいくものである。

<湿地環境の保全・再生>

I. 太郎右衛門自然再生地固有の多様な生き物とそれらが生育・生息できる自然環境を保全・再生する。特に、多様性、自然性が高い湿地環境については全体のバランスを考慮し拡大を図る。

<過去に確認された生物やコウノトリが住める環境の再生>

II. 過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物や、関東全域における生態系ネットワークの指標種（コウノトリ）が住めるような環境の再生を目指すものとする。

<蛇行河川の復元>

III. 荒川本川と連続させた流水路として蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成する。

<荒川エコロジカル・ネットワークの形成>

IV. 周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。

<治水面からもプラス>

V. 将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。

＜湿地環境の保全・再生＞

I. 太郎右衛門自然再生地固有の多様な生き物とそれらが生育・生息できる自然環境を保全・再生する。特に、多様性、自然性が高い湿地環境については全体のバランスを考慮し拡大を図る。

現状及び課題について

- ・ 太郎右衛門自然再生地には、旧流路の池を中心に水辺のヨシ原から、中池のクヌギームクノキエノキ林や下池のハンノキ林といった河畔林が連続し、まとまった自然が残っている。
- ・ 現状の太郎右衛門自然再生地周辺の樹林地や自然草地は私有地であり、伐採や土地の改変、ゴミの不法投棄などによる影響が懸念される。
- ・ また、放棄水田に発達した下池のハンノキ林は、本来河川における洪水による攪乱・更新がないため、将来的に壮齢樹化が進み、ミドリシジミの食葉となる若齢樹が少なくなることが懸念される。
- ・ 乾燥化により開放水面や湿地の面積が減少しているため、それらの維持及び拡大を図る必要がある。

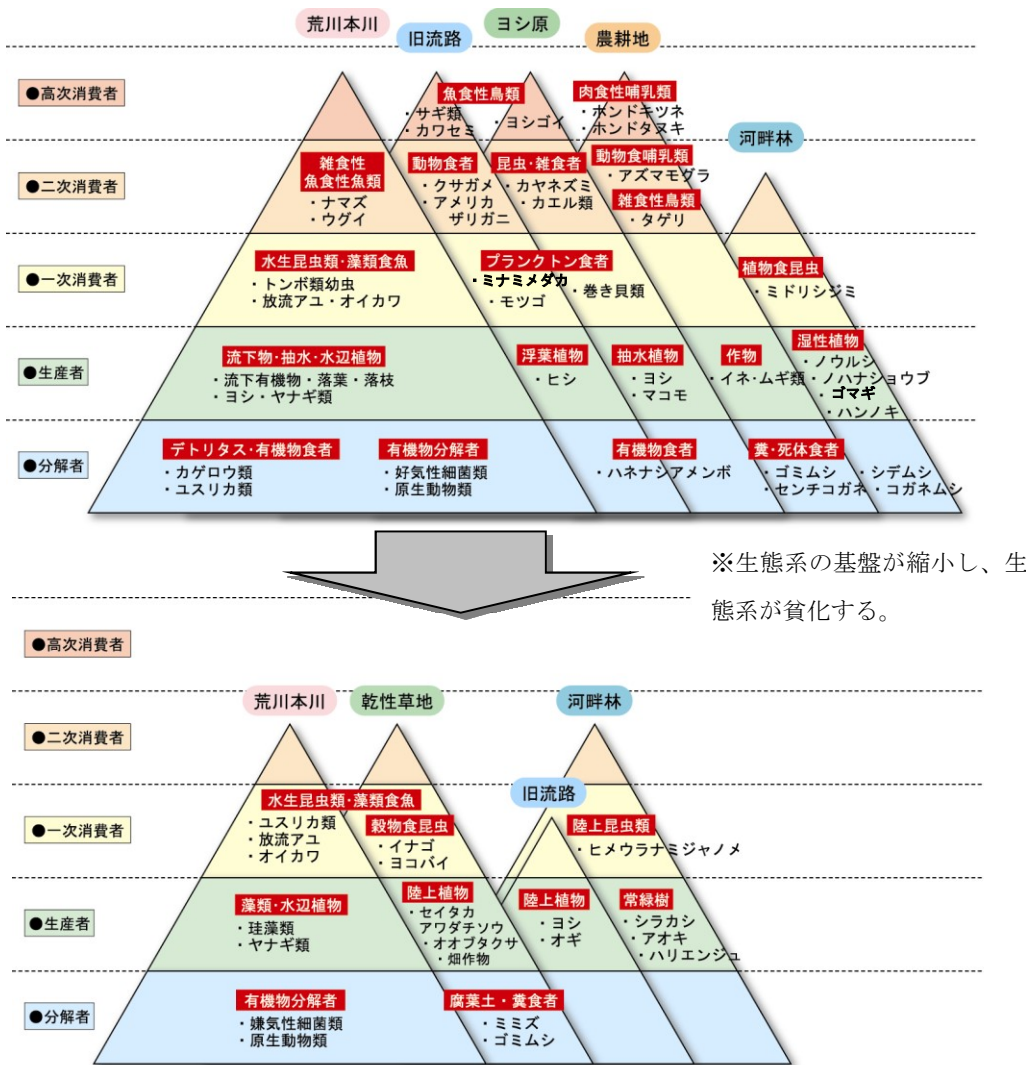


図 2-1 現状及び事業を行わない場合に予測される生態系のイメージ

目標について

- ・ 太郎右衛門自然再生地で近年確認されている希少種が生息可能な自然環境を保全していくことを目指すものである。
- ・ 現状の良好な止水及び湿地環境を保全し、周辺にも拡大していく。
- ・ 水面だけでなく、キツネやタヌキ等の移動距離が長い動物が生息できる旧流路周辺のまとまった樹林地や草地を保全し、湿地等を中心としたバランスの良い多様な自然環境の形成を目指すものである。



図 2-2 太郎右衛門自然再生地斜め空中写真(平成 14 年度(2002 年))

表 2-1 平成 8～平成 17 年度(1996～2005 年度)までに確認されている希少種と保全すべき環境

池	平成 8～平成 17 年度 (1996～2005 年度) までに確認されてい る希少種	代表的な希少種と保全すべき環境
上池	56 種	ヌカエビなど水生生物が生息できる開放水面 エキサイゼリが生育する湿性地
中池	91 種	モノアラガイやヘイケボタルが生息できる清澄な開放水面 キツネやサシバが生息できるまとまった樹林地
下池	89 種	ハネナシアメンボなどが生息し、ヒシが繁茂する開放水面 ミドリシジミが生息するハンノキの若齢樹が生育する河畔林
全体	132 種	—

＜過去に確認された生物やコウノトリが住める環境の再生＞

Ⅱ. 過去に確認された当該区域の固有かつ多様な生き物や、関東全域における生態系ネットワークの指標種（コウノトリ）が住めるような環境の再生を目指すものとする。

現状及び課題について

- ・ 太郎右衛門自然再生地では、現状よりも豊かな湿地環境があったとされている。特に現在乾燥化著しい上池でもかつては湧水によって開放水面が維持されていたとされる。
- ・ 過去に確認され近年確認記録のないタマシギ、サクラソウなどが普通に見られるような湿地環境の再生が望まれる。
- ・ 荒川流域や利根川・江戸川流域で、関東地域における生態系ネットワークの形成を図るため、コウノトリを指標種とした自然再生が広域的に取り組まれており、太郎右衛門自然再生地でも同様の取り組みが望まれる。



タマシギ



サクラソウ

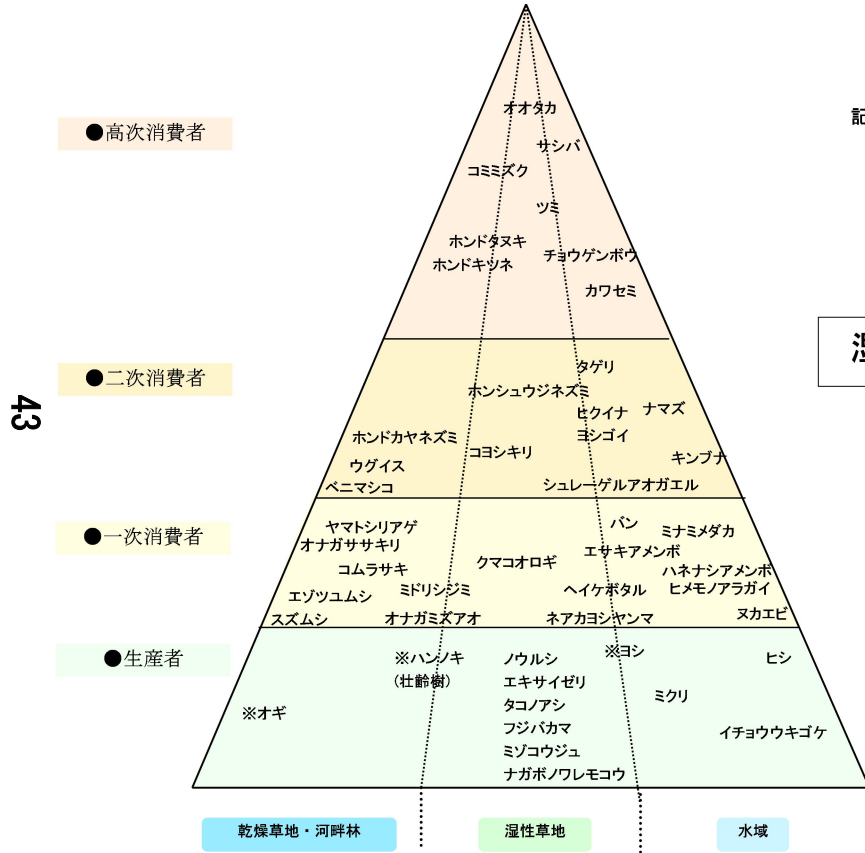


コウノトリ

図 2-3 過去に確認され、近年記録がない代表的な生物

整備後に期待される豊かな生態系

現状の生態系



記載種：確認された希少種のうち、代表種のみ

湿地環境の整備

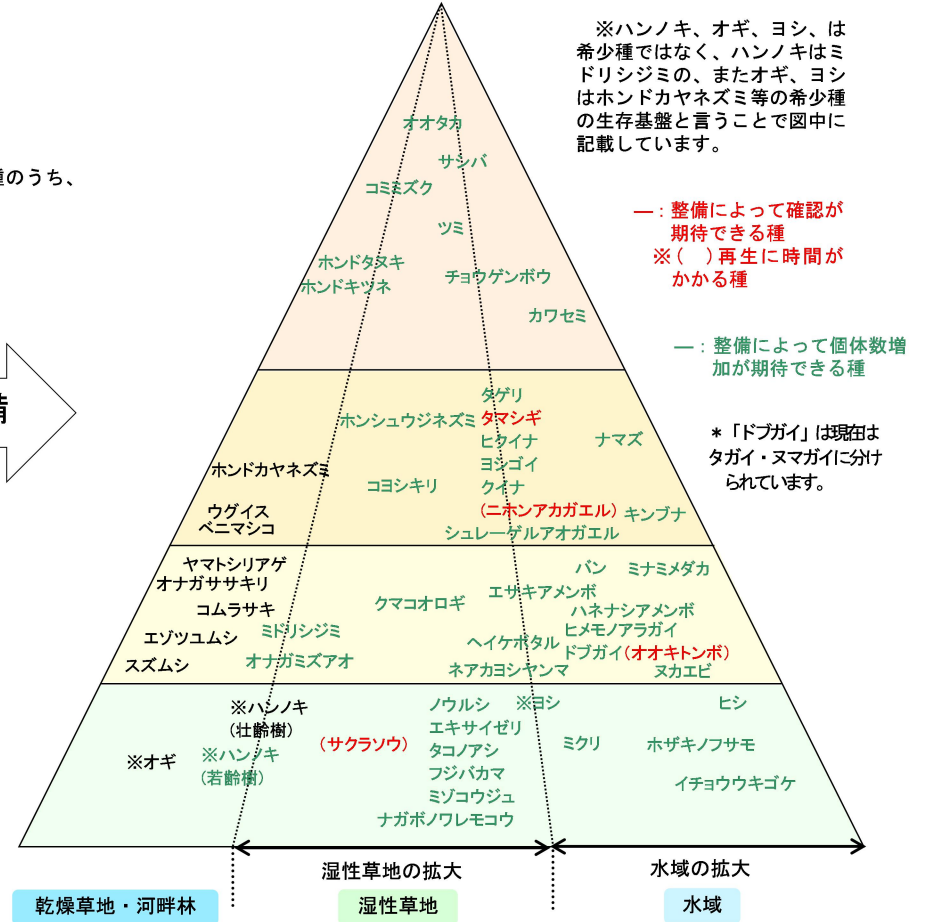


図 2-4 再生によって期待する生態系のイメージ

目標について

- ・ 太郎右衛門自然再生地で昭和 15～45 年(1940～1970 年)頃に確認され、平成 17 年度(2005 年度)までに確認されていない希少種再生を目指すものである。ただし、平成 17 年度(2005 年度)までに確認されている希少種が生息可能な自然環境を保全する事を前提とする。
- ・ 開放水面等湿地を再生することにより、「当該地区」でかつて確認されていた湿地に生息する種が生育・生息できる場を再生することを目指すものである。
- ・ 荒川水系河川整備計画では、流域住民や関係機関と連携し、コウノトリ等を指標としたエコロジカル・ネットワーク形成のための整備を推進し、また地域の活性化を推進するとされているため、これに整合する取り組みを進める。

表 2-2 過去に確認され、平成 17 年度(2005 年度)までに確認されていない希少種の減少理由等

No	種	生息・生育環境	確認時期	水質悪化			開発行為				採集行為	備考
				農業汚染	富栄養化	湧水枯渇	湿地の開拓・造成	草地の開拓・造成	耕地の整理・嵩上げ	道路・側溝の整備		
1	ニホンアナグマ	森林や灌木林に生息し、巣穴は斜面や大岩、木の根本を利用して掘る。	50 年前にはいた。	●							●	県 RDB では、森林の減少、農業による餌となる土壌生物の減少、野良イヌの増加が減少要因とされ、当該地周辺では絶滅したとされる。
2	タマシギ	広い水田地帯で繁殖・越冬する。	30 年前までは見られた。				●	●	●			県 RDB では、生息環境である耕地整理による水田など湿地の減少が主な減少要因とされている。
3	ニホンアカガエル	周辺に樹林地、草地のある池沼や水田に生息。	30 年前には普通に見られた。	●	●		●	●	●	●		県 RDB では、主な脅威として水域・湿性林の減少が挙げられ、水位の安定した浅い水域のある水辺が生息には必要である。
4	ヤリタナゴ	小川や農業用水路に生息し、二枚貝に産卵する。	30 年前には普通に見られた。	●	●							県 RDB では、中小河川・用水路の改修・護岸整備等により二枚貝が減少したことが主な減少要因とされている。
5	ホトケドジョウ	湧き水由来の細流に生息。	30 年前には普通に見られた。	●	●	●						県 RDB では、湧水枯渇、小河川の浅瀬を生息場とするため、河川工事による掘り下げ、護岸整備が減少の要因とされている。
6	ギバチ	岩陰や水際植生に潜む。	30 年前には普通に見られた。	●	●							県 RDB では、本川中流域の河川改修が主な減少要因とされている。本川での減少が当該地区の絶滅要因と考えられる。
7	オオキトンボ	ヨシなどが繁茂する池沼に生息する。	30 年前までは見られた。	●	●		●					県 RDB では、水生植物群落の衰退や水質悪化、外来魚による捕食圧等が減少要因として挙げられている。
8	ドブガイ	ヘドロの堆積していないプランクトンの豊富な止水域に生息する。	30 年前には普通に見られた。	●	●							県 RDB では、主な脅威として水質悪化が挙げられている。ヘドロが堆積する環境では生息は不可能である。
9	ゲンゴロウ	池沼やため池に生息する。	30 年前には普通に見られた。	●			●				●	県 RDB では、農業汚染、埋め立てによる生息環境悪化、採集行為が減少要因とされている。当該地周辺では絶滅したとされる。
10	サクラソウ	川岸の低湿原野に生息する。	30 年前に生き残り地区として知られていた。				●				●	県 RDB では、湿地の農地化等による減少、園芸採集が減少要因とされている。

表 2-3 再生が期待できる種のリスト

種	再生が期待できる理由
タマシギ	当該地周辺の荒川中流部を生息環境とする種であり、また移動性に富むことから、湿地環境の拡大によって、最適な環境が整備されれば当該地にも飛来し、餌場や営巣地として利用する可能性が高い種
ニホンアカガエル	
オオキトンボ	
ドブガイ	
サクラソウ	

- ・ 表 2-2 の希少種のうち、選出されなかった 5 種の理由は下記の通りである。
 - ニホンアナグマ、ゲンゴロウ：当該地周辺では絶滅し、近隣に種の供給源が見当たらないため、再生の可能性が無いと考えられる。
 - ホトケドジョウは湧水、ヤリタナゴは用水路や小川、ギバチは本川に主に生息する種であり、現状の止水を中心とした湿地環境の再生では、好適な生息環境とはならないと考えられる。

<蛇行河川の復元>

Ⅲ. 荒川本川と連続させた流水路として蛇行河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成する。

現状及び課題について

- ・ 現在の太郎右衛門地区には、上池、中池及び下池が存在し、止水環境が形成されている。また、湿地、樹林地、草地など様々なハビタットが成立しているものの、冠水を受ける頻度が少なく、自然地全体に乾燥化が進行している。これにより、開放水面を有した止水環境と、樹林化が進行した陸域環境との両極化が進行し、陸域と水域をつなぐ湿地が減少している。
- ・ 流域では都市化が進捗するなか、荒川の河川敷には過去の蛇行形状がそのまま残り、かつての荒川の自然や生きもの、風景が今に受け継がれている。このような状況は歴史的にも文化財的価値があるほか、かつての自然環境が今も残されていることは、地域にとっても貴重な財産といえる。

目標について

- ・ 現状の良好な自然環境を保全することはもちろん、荒川本川と連続させた流水路として蛇行河川とその機能を復元することにより、多様な生物が生息できる本来の河川環境を形成する。
- ・ 蛇行河川の復元に当たっては、現況の希少種等の分布状況及びそれらの移植・再生の可能性を踏まえ、必要に応じて旧流路を保全する。

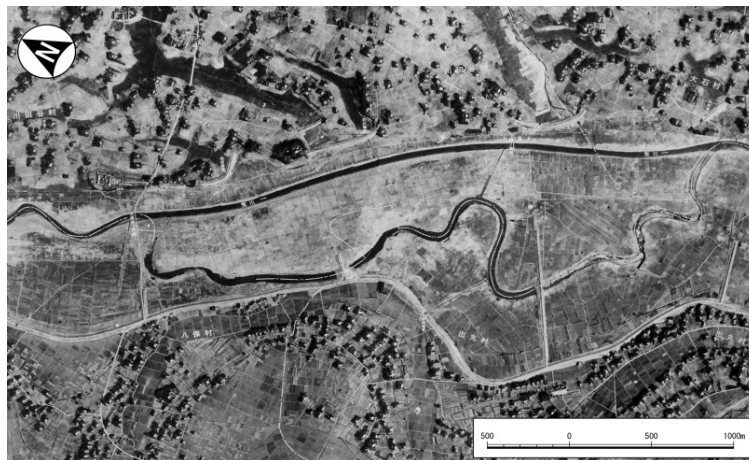


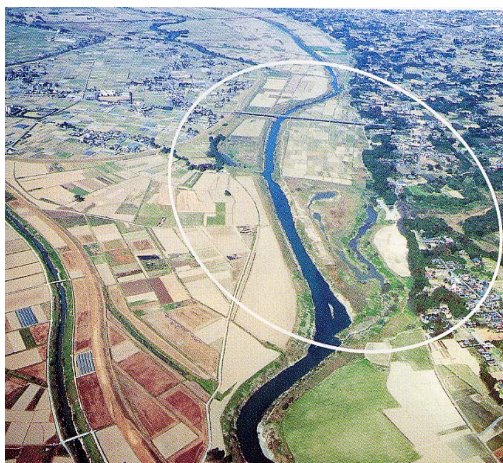
図 2-5 昭和 20 年代と平成 16 年(2004 年)空中写真

<荒川エコロジカル・ネットワークの形成>

Ⅳ. 周辺地域とのエコロジカル・ネットワークの核となるよう、自然環境の質的向上を目指す。

現状及び課題について

- ・ 流域の開発が進むことによって、自然環境が分断・縮小され、生態系の健全性が損なわれる可能性がある。
- ・ 太郎右衛門自然再生地周辺は上流に荒川ビオトープ、下流に三ツ又沼ビオトープがあり、荒川を軸としたエコロジカル・ネットワークの自然の拠点となっているが、当地区は乾燥化により、生物生息環境としての機能が低下している。
- ・ 荒川の自然を構成する旧流路、樹林地、多自然農地などの様々な機能を保全し、それら相互の連続性を確保することが望まれる。



<荒川ビオトープ>



<三ツ又沼ビオトープ>

図 2-6 上下流の自然の拠点であるビオトープ



図 2-7 中池周辺に広がる水田

目標について

- ・ 荒川ビオトープ・三ツ又沼ビオトープ等の自然の拠点をつなぐ縦軸のネットワークや、江川流域・近隣都市公園等の周辺地域をつなぐ横軸のネットワークの「核」となる太郎右衛門自然再生地の湿地環境を保全・再生することにより自然環境全体の質的向上を図り、エコロジカル・ネットワーク化を推進するものである。
- ・ エコロジカル・ネットワークの構築に当たっては、堤内地の土地利用に関して関係諸機関と連携した取り組みを目指すものである。

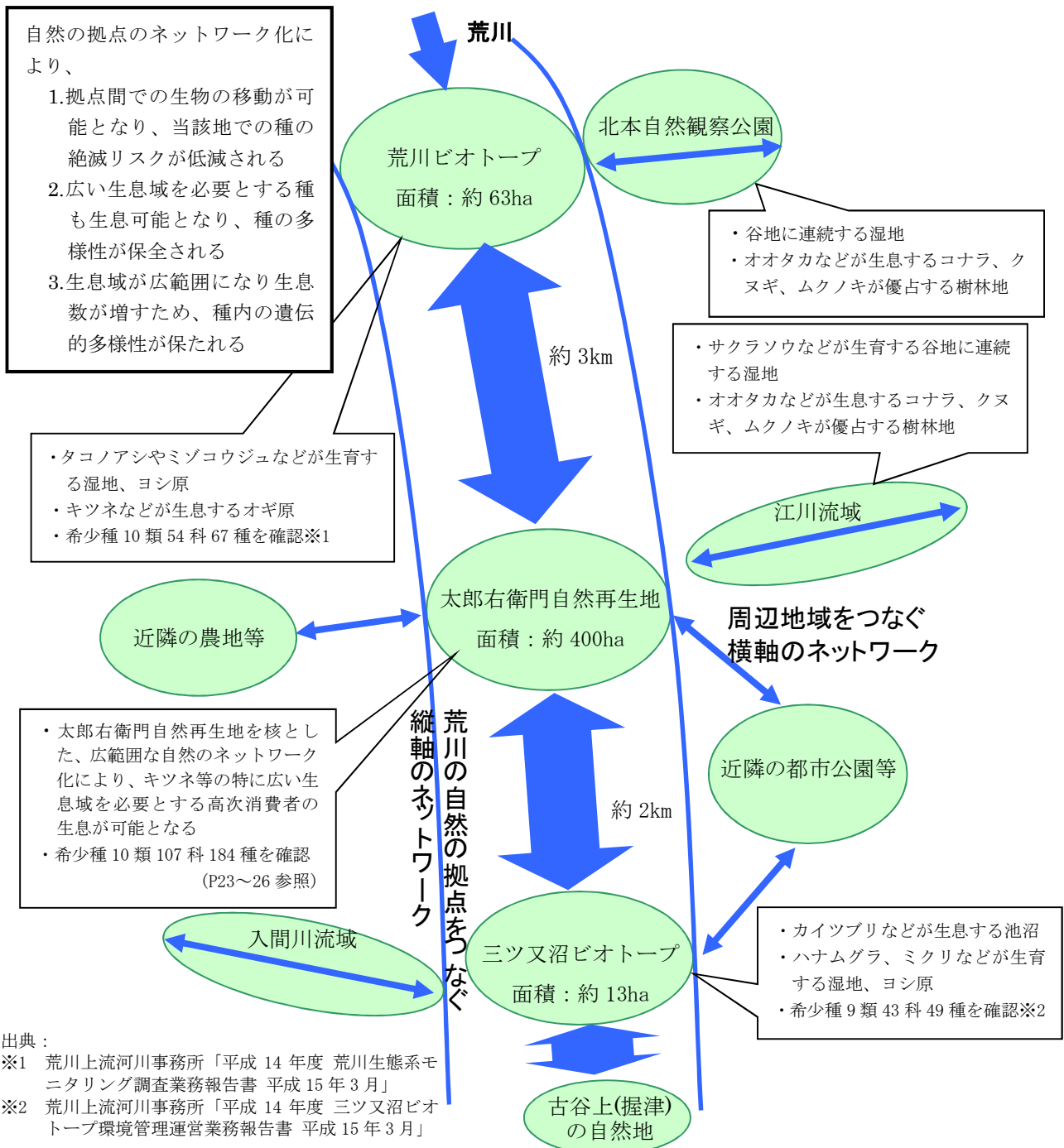


図 2-8 太郎右衛門自然再生地周辺のエコロジカル・ネットワーク

＜治水面からもプラス＞

V. 将来にわたり治水の面からもプラスとなるような自然再生事業とする。

現状及び課題について

- ・ 東京・埼玉の稠密な市街地が広がる下流部は、川幅が限られ、流れる洪水にも限界がある。そのため、川幅の広い中流部に 4 つの調節池群を計画し、下流への洪水量を調節する治水機能の役目を果たすこととしている。当地区は、このうち、荒川第四調節池に位置し、洪水時の流水を一時貯留して、ピーク流量を減ずるための地域で洪水による災害の発生を防止するための重要な地区である。
- ・ 当地区は荒川第四調節池の計画地であり、治水計画との整合性を図る必要がある。
- ・ 湿地化にともなう掘削により発生する土砂の有効活用が求められる。

目標について

- ・ 湿地化に伴う掘削により自然再生を図ることで治水容量の増大が期待できる。
- ・ 掘削土については支川の改修や高規格堤防等への有効活用を図る。
- ・ 横堤の遊水機能については、治水上の機能を損なわないよう、自然再生事業との整合を図る。
- ・ 流水の作用に対して安全であるよう、工作物の設置を行うものとし、自然再生事業との整合を図る。

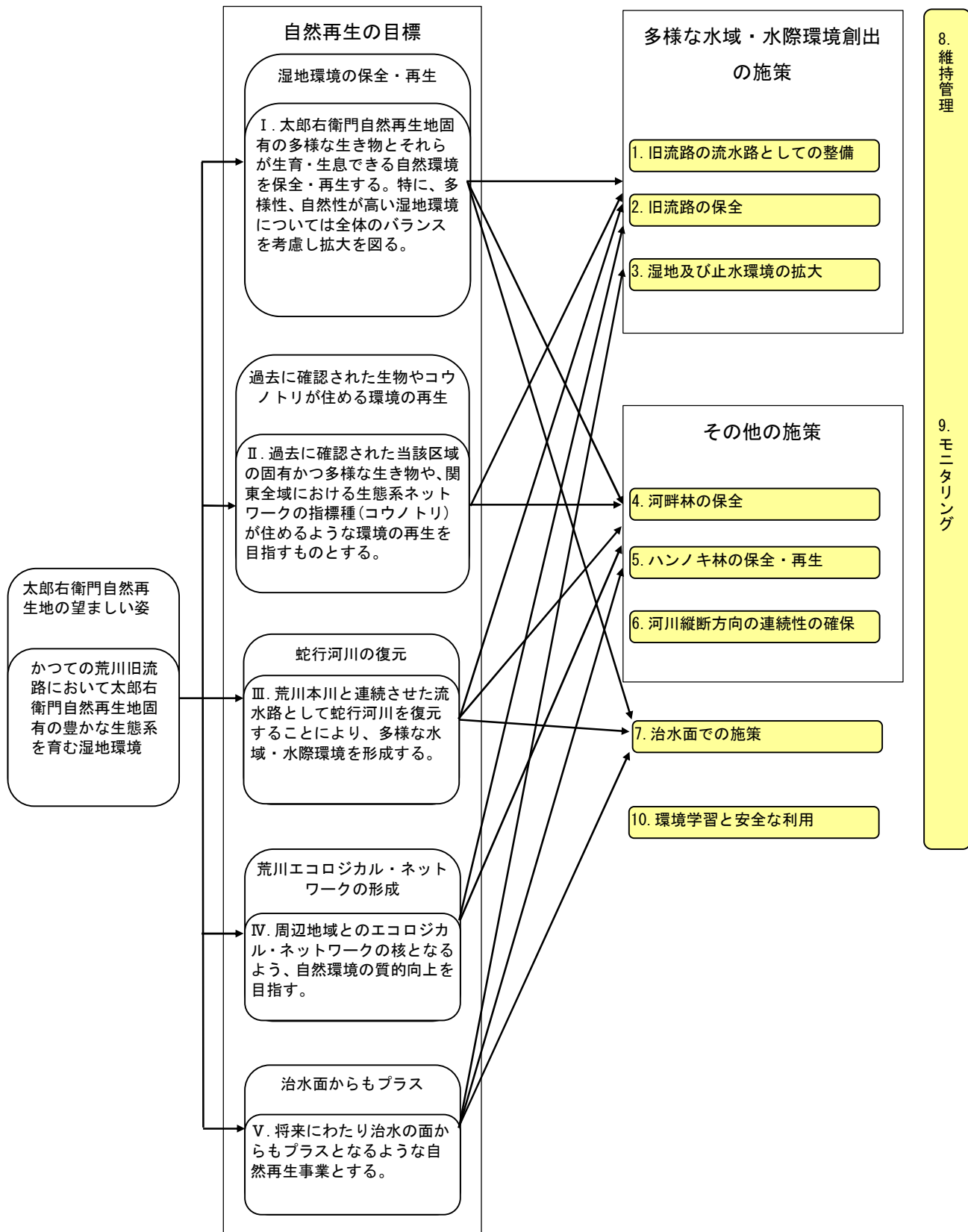


※上の図は荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】、附図 15 より

図 2-9 調節池計画

第2節 自然再生目標を達成するための施策

今回示す施策については、現時点で考えられるメニューを提示したものですべてを実施するものではなく、各施策はモニタリングを行いながら段階的に事業を行っていくものである。また、地域に貢献できる自然再生事業とする。



<多様な水域・水際環境創出の施策>

1. 旧流路の流水路としての整備

荒川本川と連続した低水路を整備し、流水を有した本来の河川環境を復元する。

流水路の平面線形は、旧流路の形状をできるだけ活かすこととするが、現況の希少種等の生育・生息範囲を考慮して設定する。

<多様な水域・水際環境創出の施策>

2. 旧流路の保全

太郎右衛門地区に現存する特徴的な自然環境及びそこに生息する希少種等を保全する。希少種等の保全に当たっては、保全・代替の難易を考慮してミティゲーションを図るものとする。

<多様な水域・水際環境創出の施策>

3. 湿地及び止水環境の拡大

多様な水域・水際環境を創出するために、流水路周辺を掘削し、湿地や止水環境を拡大する。掘削範囲は、流水路の線形、現況の土地利用及び地形、希少種の分布状況等を勘案して設定する。

<その他の施策>

4. 河畔林の保全(中池)

中池右岸側のムクノキ・エノキ林から成る河畔林の保全及びまとまった自然地を確保するため、民有地を公有地化し、適切な管理を行う。

<その他の施策>

5. ハンノキ林の保全・再生(下池)

下池に現存するハンノキ林を含む周辺地区を公有地化し、適切な保全・管理を行っていく。
また現状では自然による攪乱・更新が望めないため、人為的にハンノキが発芽、生育に適する湿性を新たに創出する等の検討も行う。

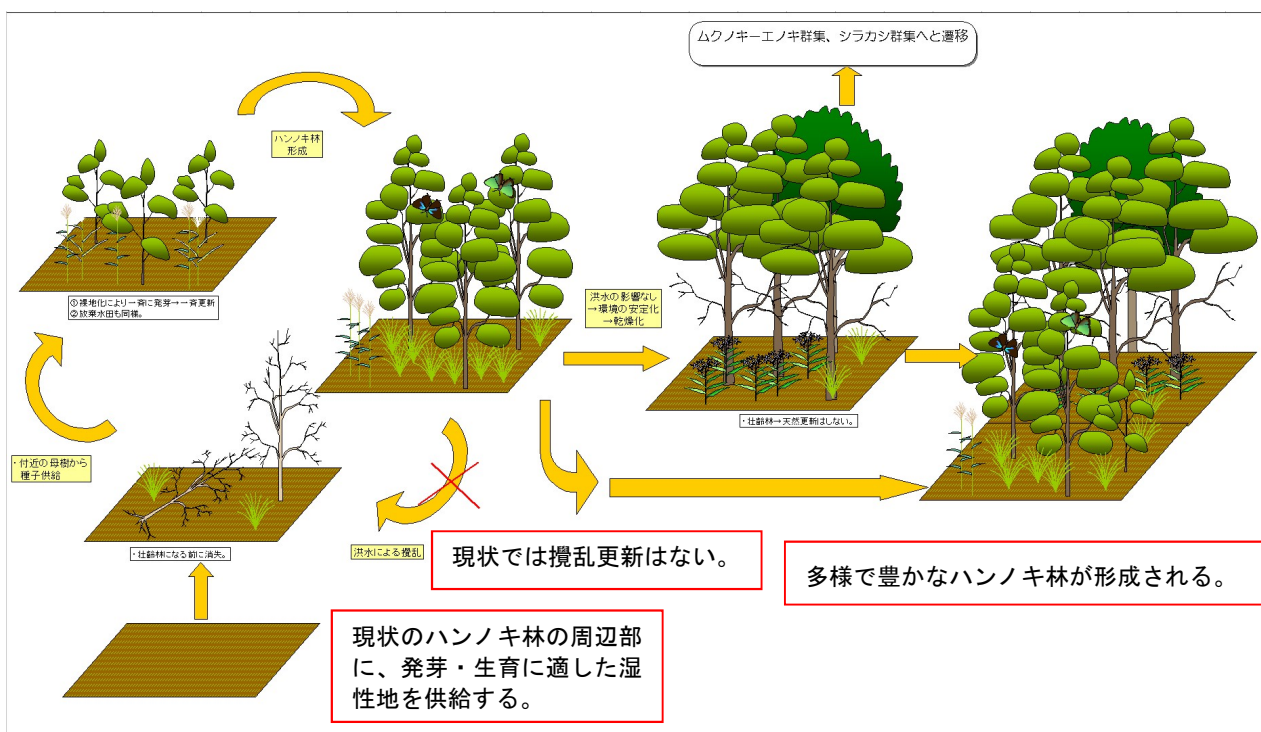


図 2-10 ハンノキ発芽・生育適地(更新サイト)の供給イメージ

<その他の施策>

6. 河川縦断方向の連続性の確保

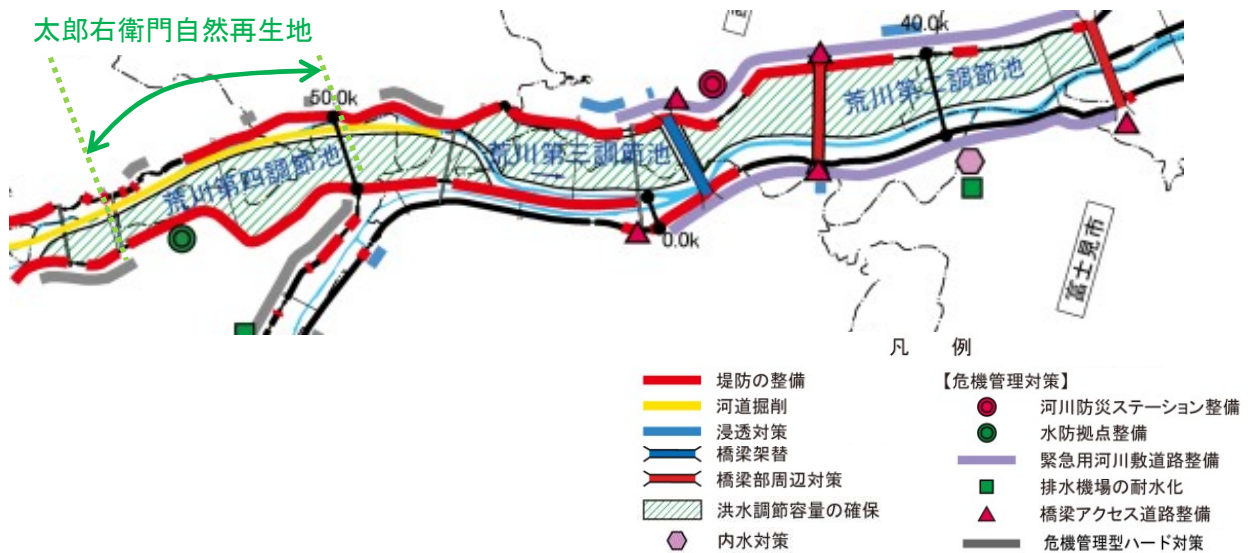
荒川本川と流水路の間に落差が生じた場合、魚類をはじめとする水生生物の移動障害とならないよう河川縦断方向の連続性を確保する。

取水施設を整備する場合は、自然環境への影響を抑制するように努める。

7. 治水面での施策

調整池計画との整合、整備により生じた土砂の有効活用などを実施していく。

今後、自然再生事業を実施するに当たって、荒川第四調節池計画との整合を図り、整備を進めていくものである。



※荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】、附図 15 より

図 2-11 太郎右衛門自然再生地と荒川第二～四調節池予定地

8. 維持管理

自然再生事業を推進する上で必要となる維持管理項目を抽出し、管理内容や役割分担、仕組み等を検討した上で、多様な主体の連携・参加のもと実施していく。



中池周辺のゴミ

(平成 15 年(2003 年)6 月 3 日撮影)



下池内のゴミ

(平成 15 年(2003 年)12 月 22 日撮影)

図 2-12 太郎右衛門自然再生地におけるゴミの状況



図 2-13 ミツ又沼ビオトープにおける外来植物の除草等管理風景

9. モニタリング

自然再生の事業を進める上で、常に科学的知見に基づき物理環境や生物環境についてモニタリングを行い、その結果の評価を踏まえ、維持管理や整備を段階的に進めるものである。モニタリングは、調査方針、評価方針を明確にした上で取り組む必要がある。

10. 環境学習と安全な利用

荒川太郎右衛門地区自然再生事業における環境学習は、地域と自然について体験し、学ぶことにより、当地区の環境を守り育てることが目的である。このため、環境学習をはじめとする利活用推進方を検討する。

また、地域の生活環境に悪い影響を及ぼさないことはもちろん、自然再生を通じて地域に貢献できる事業とする。

第3章 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会組織及び役割分担

第1節 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱の概要



第1章 総則

(設置)

第1条 自然再生推進法(平成14年法律第148号(12月11日公布))第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

(名称)

第2条 この自然再生協議会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会(以下「協議会」と称する)という。

(自然再生事業対象地区)

第3条 協議会で、協議対象とする自然再生事業対象地区は、荒川水系荒川50.4kmから54.0km間右岸に存する荒川旧流路および連担する地区とする。

2 自然再生事業対象地区の名称を太郎右衛門自然再生地という。

第2章 目的および協議会所掌事務

(目的)

第4条 太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するに当たり、構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、必要となる協議を行うことを目的とする。

(協議会所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 太郎右衛門自然再生地の自然再生全体構想の作成を行う。
- (2) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業実施計画の案の協議を行う。
- (3) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施に係る連絡調整を行う。
- (4) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整を行う。

第3章 委員

(委員)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 公募による地域住民および団体若しくは法人の代表者
 - (2) 地域の自然環境に関し専門的知識を有する者
 - (3) 関係地方公共団体の職員
 - (4) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、本要綱を規定する日から平成30年3月31日までとする。ただし、任期経過後、新たな委員が決定するまでの間は、会長が必要と認めた場合、当該任期の終了した委

員がその職務を行うことができるものとする。

3 第1項第1号に掲げる委員の任期期限を経過した後の委員は、任期が経過する日までに、地域住民および団体若しくは法人の代表者に対し公募を行う。

4 委員の再任は、妨げない。

(途中参加委員)

第7条 途中参加委員となろうとする者が、第16条に規定する事務局に、途中参加委員となる意志を規定の書式により提出し、かつ資格条件を満たした場合に委員となることができる。

2 途中参加委員の任期は、第6条に規定する委員の任期と同じとする。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 辞任

(2) 死亡、失踪の宣告又は委員が属する団体若しくは法人の解散

(3) 解任

(辞任)

第9条 委員は、何時でも辞任することができる。なお、辞任しようとする者は、第16条に規定する事務局に、辞任について文章を提出しなければならない。

(解任)

第10条 この協議会の名誉を傷つけまたはこの協議会の目的若しくは、自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があったときは、第12条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数以上で議決し、解任することができる。

2 除名されようとする者には、第12条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会が与えられなければならない。

第4章 会長および副会長

(会長および副会長)

第11条 協議会に会長および副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを規定する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

4 任期経過後、後任の会長および副会長が決定するまでは、その職務を継続する。

第5章 会議および専門委員会

(協議会の会議)

第12条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合若しくは、委員より専門的知見を有する者の意見聴取の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、委員より専門的協議の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議と別に専門委員会を設置し専門的協議を要請することができる。

(専門委員会)

第13条 専門委員会の専門委員は、協議会に参加するものから選任する。

- 2 専門委員会は、議事の進行に際し必要となる専門的知見を有する者の意見を聴取することができる。
- 3 専門委員会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、第12条に規定する協議会の会議に報告する。

(公開)

第14条 協議会の会議および専門委員会は、原則公開とする。

- 2 協議会の会議および専門委員会の開催について、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行うとともに、記者発表を行う。
- 3 協議会の会議および専門委員会の資料は、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。
- 4 協議会の会議および専門委員会の議事録は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。

(守秘義務)

第15条 協議会委員は、協議会で知り得た生物に関する情報のうち、保護の観点から非公開とした情報を外部へ漏らしてはならない。この守秘義務は委員を辞した後も同様とする。協議会の会議および専門委員会は、原則公開とする。

第6章 運営委員会

(運営委員会)

第16条 協議会の円滑な運営に資するために運営委員会を設ける。詳細については、別途、運営委員会規約を定める。

第7章 事務局

(事務局)

第17条 協議会の会務を処理するために荒川上流河川事務所に事務局を設ける。

(事務局の所掌事務)

第18条 事務局は、協議会の庶務を行う。

第8章 補則

第19条 協議会は荒川太郎右衛門地区の自然再生のために、寄付金等を得ることができる。

2 前項の場合、使途を明確にした予算を作成し、協議会で合意を得るものとする。

(要綱施行)

第20条 この要綱に規定することの外、要綱施行および協議会の運営に関して必要な事項は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第21条 この要綱は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経なければ、改正することはできない。

2 改正に関する協議をするときは、以下に掲げるときとする。

(1) 協議会の委員の発議により第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得たとき。

附 則

1. この要綱は、平成15年7月5日から施行する。
2. この要綱は、平成17年6月11日から施行する。
3. この要綱は、平成19年10月21日から施行する。
4. この要綱は、平成21年8月1日から施行する。
5. この要綱は、平成23年6月19日から施行する。
6. この要綱は、平成25年7月29日から施行する。
7. この要綱は、平成25年12月3日から施行する。
8. この要綱は、平成26年8月29日から施行する。
9. この要綱は、平成30年1月10日から施行する。
10. この要綱の施行後、委員の任期については、第6条第2項の規定に関わらず、平成34年3月31日までとする。

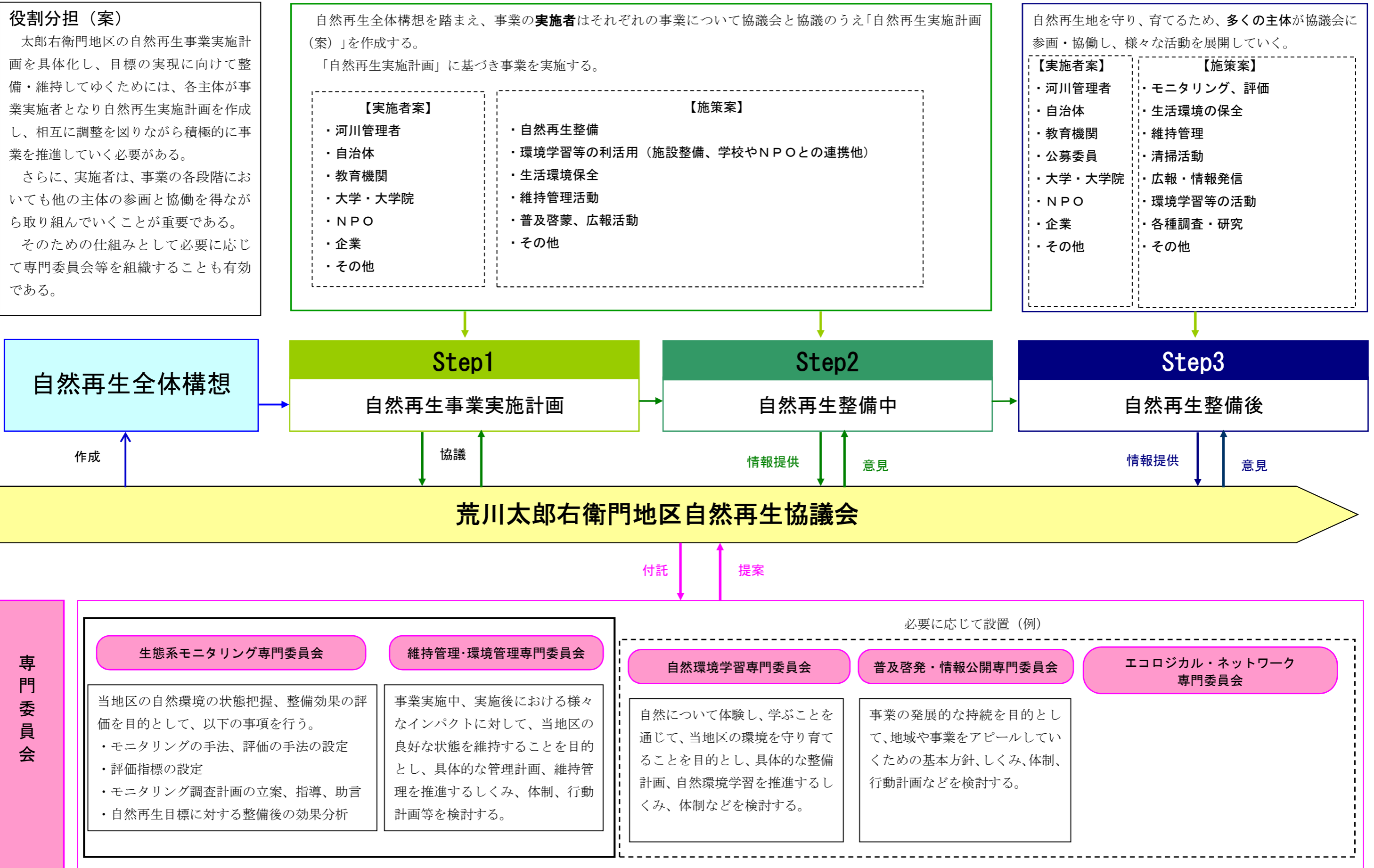
第2節 協議会委員名簿

委員名簿（令和元年●月●日時点）

他●名

※この委員名簿は、各委員に氏名の記載について確認し了承を得られた方を記載しています。

第3節 役割分担



太郎右衛門地区自然再生事業の役割分担のイメージ

第4章 その他必要な事項

第1節 荒川全体の自然再生について

荒川全体の自然再生は、荒川旧流路の太郎右衛門地区をスタートとして着手し、その結果を見ながら順次、流域全体に拡大を図っていくよう努めるものとする。

実際の計画づくりにおいては多くの時間を費やすため、荒川の自然再生事業の第一歩としては、比較的規模が小さく、まとまりのある範囲を対象とした。そこで、良好な湿地環境が失われつつある荒川旧流路を対象として、事業をスタートするものとする。そして、将来的には上流から下流までの流域全体として広い範囲を対象としながら総合的な自然再生事業に発展させていくこととする。

第2節 太郎右衛門自然再生地の荒川本川の自然再生について

太郎右衛門自然再生地の自然再生は、荒川旧流路を早急に着手することとし、いずれは荒川本川の環境についても今後の課題としていくものとする。

河川の整備は、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、総合的管理のもと計画的に河川整備を実施していくものである。本川の自然再生については、この整備計画と調整を図り、荒川流域全体を視野に入れながら、段階的に自然再生を行っていくこととなる。

第3節 エコロジカル・ネットワークに向けた施策について

エコロジカル・ネットワークの構築には、生態系が健全に機能する「核」となる自然の拠点を保全・回復させるとともに、公園や丘陵地の自然等、堤内地の自然も含めて、それぞれの「核」を互いに連携させていくことが重要である。そこで、周辺地域の分断・縮小された自然環境を回復するためには、公園、道路、農地、都市などの関係諸機関との連携が必要となる。

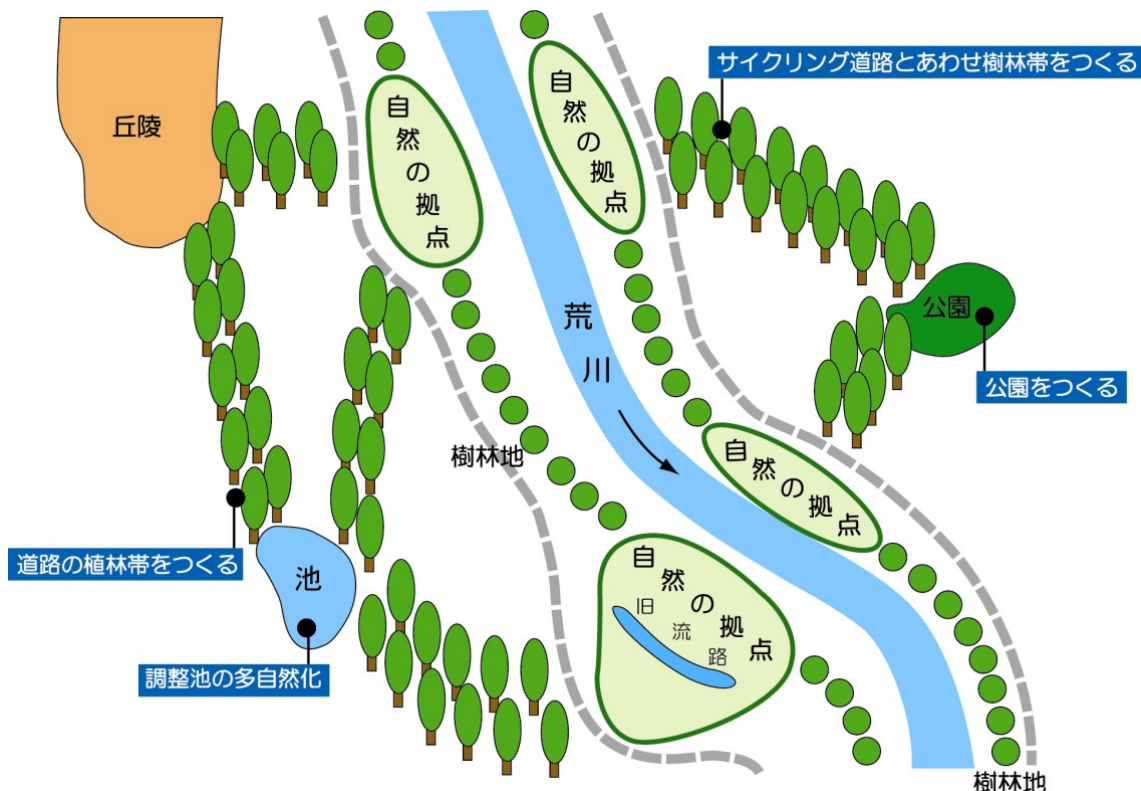


図 4-1 エコロジカル・ネットワークに向けた施策のイメージ図

第4節 河川敷の盛土に対する考え方について

1. 荒川の現状

- 河川敷は、その6割が民有地であり、その多くが農耕地
- 旧来より冠水頻度の軽減目的から、農耕地の盛土要望が強い
- 平成5年頃から産業廃棄物の不法投棄及び不法盛土が横行
- 平成7年(1995年)11月「荒川河川敷盛土等協議会」設置
盛土等の適正化並びに産業廃棄物等の不法投棄防止の為、関係機関が連携

2. 河川法の考え方

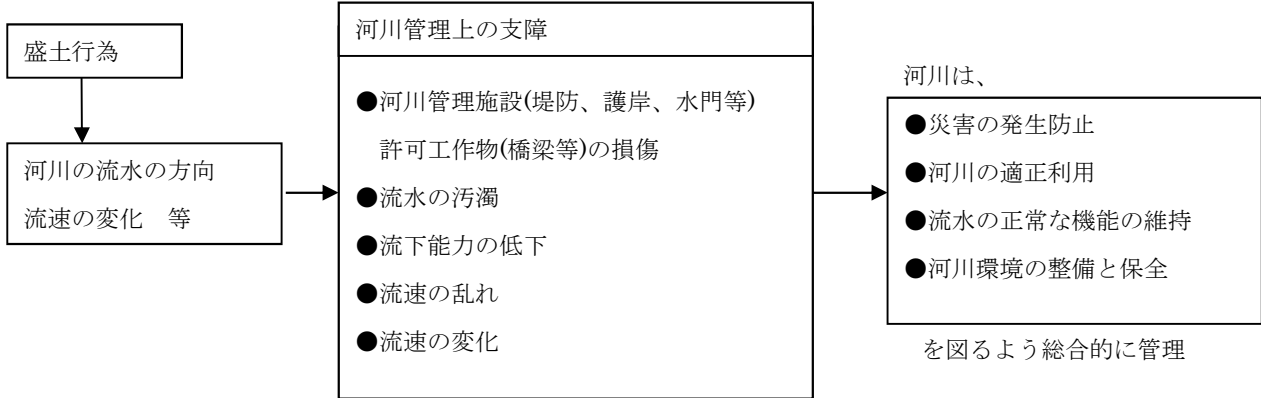
河川法第27条(土地の掘削等の許可)

河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

<審査基準>

当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷する恐れや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。

※行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河川局長通達)



3. 太郎右衛門自然再生地での対応

平成16年(2004年)1月22日 「荒川河川敷盛土等協議会」に諮り、当地区の河川区域内の盛土については、今後盛土を認めない方針とした。

理由

- 湿地環境の保全・再生と相反する行為であること。
- 調整池機能の低下が危惧されること。



上池周辺



下池周辺

図 4-2 太郎右衛門自然再生地周辺河川敷の盛土状況

第5節 水質汚染及び騒音に対する考え方について

<産業廃棄物による水質汚染>

当地区の河川敷は、過去の不法投棄等により産業廃棄物が埋められている可能性がある。このため、当自然再生事業による地形の改変により旧流路の水質が汚染される可能性がある。

そこで、水質の保全対策としては、今後モニタリングを行い水質監視するとともに、汚染源対策が必要となる場合には、関係諸機関との連携のもと土壌汚染対策法等に基づく対応を行うものとする。

<農薬による水質汚染>

当地区の河川敷及び周辺の堤内地では、農業が盛んに行われているため、農地からの農薬等によって旧流路の水質が汚染され動植物等の生態系に影響を与える可能性がある。

そこで、今後モニタリングを行い水質監視するとともに、汚染源対策が必要となる場合には、地元自治体の農業関連部局との連携を図っていくものとする。

<騒音>

サーキット場や飛行場からの騒音については、長期的な課題として関係諸機関との連携及び地権者等との調整のもと改善に向けた働きかけを行っていくものである。

参 考 資 料

- ・ 自然再生全体構想の追補の経緯・・・・・・・・・・・・・・1
- ・ 自然再生推進法のあらまし(パンフレット)・・・・・・・・・・・・2

「自然再生全体構想」の追補の経緯

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会では、平成 16 年(2004 年)3 月に自然再生全体構想をとりまとめた。その後、流水環境を加えより多様性に富んだ自然環境の再生を目標として、自然再生全体構想の追補を行った。さらにその後、コウノトリ等を指標としたエコロジカル・ネットワークへの取り組み課題を目標に追加するとともに、関連情報や協議会の組織体制についての情報更新をして一部改定を行った。以下に追補の経緯を示す。

協議会	内 容
第 10 回協議会 (H17. 6. 11)	○ネクスト荒川プランについて（説明） ・荒川の現状及び課題 ・調節池事業と一体となった自然再生事業について ・旧川を活かした流水環境の復元について
第 11 回協議会 (H17. 7. 30)	○荒川における治水の課題と計画について（説明） ○自然再生の方向性について（説明及び討議） ・止水環境を中心とした従来案と流水環境を中心とした新提案との比較
第 12 回協議会 (H17. 11. 6)	○調節池の役割としくみについて（説明） ○自然再生の方向性について（討議） ・止水環境掘削あり・掘削なしと止水環境＋流水環境の 3 案について比較
第 13 回協議会 (H18. 1. 28)	○自然再生の方向性について（討議） →流水＋止水環境案で自然再生事業を行うことを合意
第 14 回協議会 (H18. 3. 19)	○自然再生全体構想追補（案）について、討議、了承
H18. 4. 18 ～ H18. 4. 26	○第 14 回協議会の合意をふまえて、学識者委員へ意見照会の上、自然再生全体構想を作成
第 15 回協議会 (H18. 5. 28)	「自然再生全体構想」を公表
第 47 回協議会 (H29. 3. 7)	「自然再生全体構想」の一部改定を決定（コウノトリ等を指標としたエコロジカル・ネットワークへの取り組み課題を目標に追加）
H31. ●	情報の時点更新を行った上で「自然再生全体構想」（一部改定）を公表

問い合わせ先

自然再生推進法は、環境省、農林水産省、国土交通省の3省が共同で担当しています。
ご質問・ご意見等がございましたら、下記の窓口あるいはお近くの関係機関
(地方環境事務所、地方農政局、森林管理局、地方整備局等)にお問い合わせください。

環境省

自然環境局
自然環境計画課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5521-8343 FAX：03-3591-3228

農林水産省

大臣官房
環境政策課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL：03-6744-2017 FAX：03-3591-6640

国土交通省

総合政策局
環境政策課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL：03-5253-8262 FAX：03-5253-1550

自然再生に関する情報は、環境省ホームページ
<http://www.env.go.jp/seisaku/list/nature-saisei.html>
にも掲載しています。

地域の和

科学の目

自然の力



自然再生推進法のあらまし

はじめに	1
1. 自然再生推進法の制定まで	2
2. 自然再生とは何か	3
3. 自然再生推進法の概要	4
●自然再生事業実施の流れ	5
4. 自然再生基本方針について	6
●自然再生基本方針の変更ポイント	7
5. 地域における自然再生事業の進め方	8
●自然再生協議会の組織化	8
●自然再生全体構想の作成	9
●自然再生事業実施計画の作成	9
●自然再生事業の実施	10
●その他自然再生の推進に当たって重要な視点	12
自然再生推進法（全文）	13
自然再生基本方針（全文）	15



はじめに

自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。しかし、これまで人間が行ってきた自然の再生産能力を超えた自然資源の過剰な利用などの行為により、自然環境が損なわれ衰退しつつあります。

わが国では、戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する安全性や生活水準は向上してきましたが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の増大によって自然環境に大きな負荷を与えてきたことも確かです。

現在、自然と共生する社会の実現は重要な課題であり、地域固有の生態系その他の自然環境について、その特性に応じた保全に努めるとともに、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を、自然再生に取り組むことで積極的に取り戻すことが必要です。

また、自然再生の取組は、地域の様々な主体と連携して行う取組であり、地域コミュニティの維持・再生、エコツーリズムなどの観光の促進など地域の活性化につながるものです。

これらを背景として、平成15年1月1日に自然再生推進法が施行され、地域の発意により多様な生態系を対象に自然再生の取組が進められています。なお、平成26年11月には、自然再生の一層の推進を図るため、自然再生基本方針について必要な変更を実施しています。

1

自然再生推進法の制定まで



【平成13年7月】

「21世紀『環^わの国』づくり会議」報告

「順応的管理の手法を取り入れて積極的に自然を再生する公共事業、すなわち「自然再生型公共事業」の推進が必要と提言。



【平成13年12月】

「総合規制改革会議」規制改革の推進に関する第1次答申

「自然の再生、修復の有力な手法の一つに地域住民、NPO等多様な主体の参画による自然再生事業があり、(略)省庁の枠を超えて自然再生を効果的・効率的に推進するための条件整備が必要」



【平成14年3月】

新・生物多様性国家戦略

(地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)

「自然再生」を今後展開すべき施策の大きな3つの方向の一つとして位置づけ。その具体策である「自然再生事業」の推進を規定。



【平成14年12月】

自然再生推進法が成立

2

自然再生とは何か

自然再生

過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること。(自然再生推進法第2条)

自然再生を目的として実施される自然再生事業は、開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のもをその近くに創出する代償措置としてではなく、過去の社会経済活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として行われるものです。

自然再生事業は、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他自然環境を対象とした次の4つの行為をいいます。

良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為

保全



再生

自然環境が損なわれた地域や二次的な自然環境が劣化した地域において損なわれた自然環境を取り戻す行為

大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為

創出

維持管理

再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為

自然再生事業の4つの視点

- ①生物の多様性確保を通じた自然との共生
- ②地域の多様な主体の参加・連携
- ③科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的取組
- ④残された自然の保全の優先と自然生態系の劣化の要因の除去

3

自然再生推進法の概要

目的

自然再生推進法の目的は、**自然再生に関する施策を総合的に推進し**、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することです。（第1条）

そのため、この法律には、

- ・自然再生についての基本理念、
 - ・実施者等の責務、
 - ・自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項
- を定めています。

基本理念

実施者（自然再生を行おうとする者）は、この基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組むこととなります。（第3条）

自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、**生物の多様性の確保**を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて**地球環境の保全に寄与**することを旨として適切に行われなければならない。

自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の**多様な主体が連携**するとともに、**透明性を確保**しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければなりません。

自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、**科学的知見に基づいて実施**されなければなりません。

自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても**自然再生の状況を監視**し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければなりません。

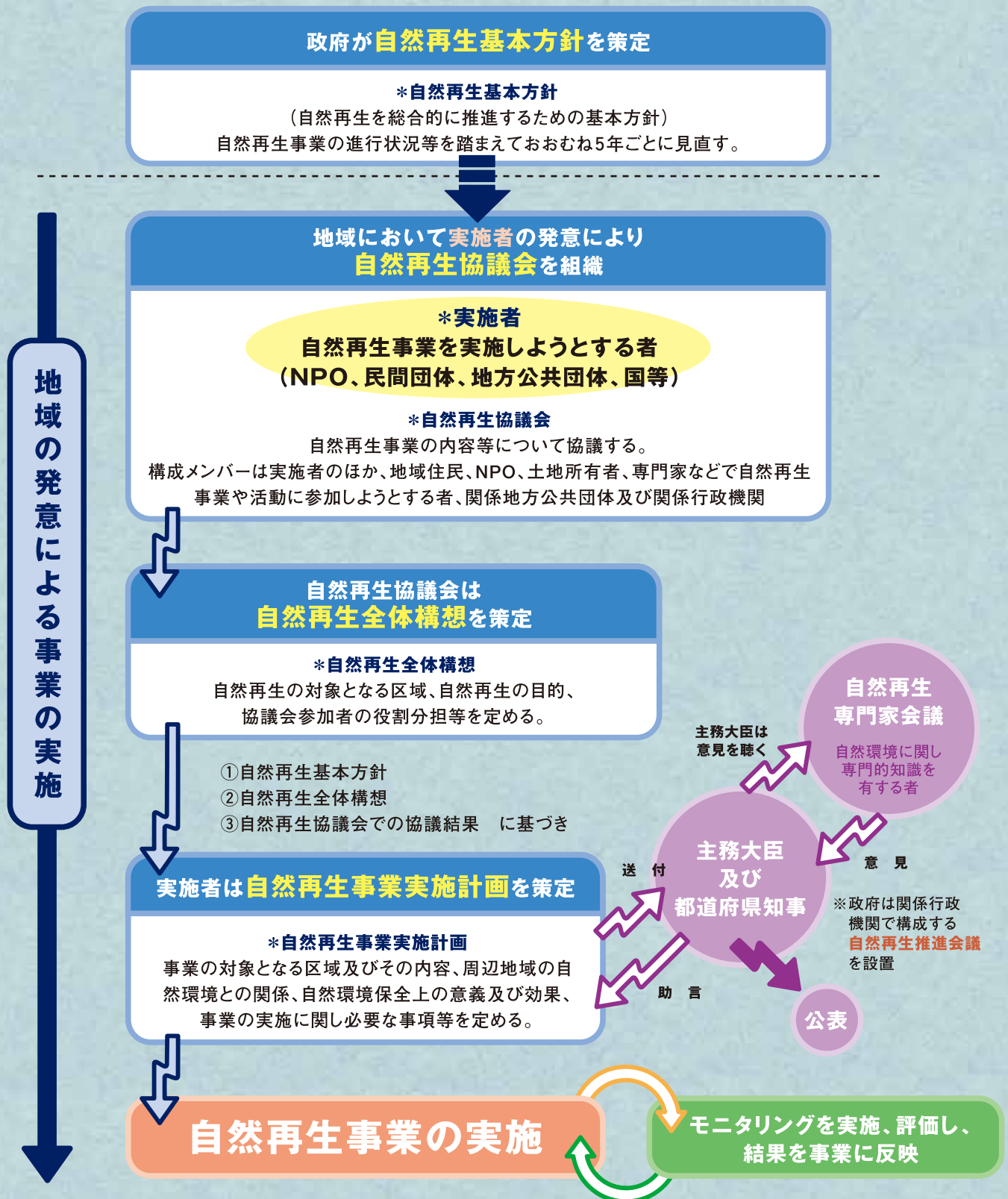
自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習の重要性にかんがみ、**自然環境学習の場**として活用が図られるよう配慮されなければなりません。

国または地方公共団体の支援・取組

国または地方公共団体は、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、以下の支援・取組に努めます。

- ・許認可等で適切な配慮
- ・実施者の相談に的確に応じることができる必要な体制の整備
- ・自然再生に関する情報の提供
- ・自然再生に関する研究開発の推進
- ・自然再生に関し行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報の充実
- ・自然再生事業の実施に関連して、地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進

自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ



4

自然再生基本方針について

【平成15年4月】

自然再生基本方針（閣議決定）

自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針。

【平成19年11月】

第三次生物多様性国家戦略（閣議決定）

自然再生を着実に実施することのほか、自然再生の新たな取り組みの推進に向けて、「全国的、広域的な視点に基づく自然再生の推進」などを規定。

【平成20年6月】

生物多様性基本法施行

地域の生物多様性の保全を図るための措置の一つとして「過去に損なわれた生態系の再生」を規定。

【平成20年10月】

自然再生基本方針の変更（閣議決定）

自然再生推進法施行後5年間の実施状況についての検証結果に加え、第三次生物多様性国家戦略、生物多様性基本法の内容を踏まえ、自然再生基本方針を変更。

【平成24年9月】

生物多様性国家戦略2012-2020（閣議決定）

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すことを目的として改定。

【平成26年11月】

自然再生基本方針の変更（閣議決定）

自然再生の更なる推進を図るため、前回見直しからの自然再生を取り巻く状況の変化等を踏まえ、自然再生基本方針を変更。

今回の変更(H26.11)のポイント

調査・計画段階から事業の実施段階に移行したことに伴う技術的課題、組織的課題が顕在化したこと、関係法の改正を踏まえた取り組みを行う必要があること、生物多様性国家戦略2012-2020が策定されたこと、など自然再生を取り巻く状況の変化等を踏まえ、主に以下のポイントにより基本方針を変更。

point 1 自然再生の本格実施に伴う課題の解決

自然再生の取組の継続性確保という課題に対し、担い手の育成や新たな協力者の確保、企業や大学との連携等の重要性 等

point 2 自然再生の広域的取組への展開

広域的取組の推進に向け、地域住民等が行う小さな自然再生や、民間団体が主導する取組を各地に広げていくことの必要性 等

point 3 「種の保存法」、「外来生物法」の改正に応じた自然再生

関係法令の改正を踏まえ、自然再生の中で希少種保全や外来種対策に取り組む際の留意点 等

point 4 東日本大震災を踏まえた自然再生

森・里・川・海のつながりを意識しながら、生態系の回復状況をモニタリングし、自然再生の手法や体制を検討していく重要性 等

point 5 生物多様性国家戦略2012-2020の促進

生物多様性国家戦略2012-2020の策定を踏まえ、自然再生の実施に際してはこれを基本として取り組んでいくこと 等

point 6 各省施策の反映

各省が推進する取組を踏まえ、自然資源を生かした観光の促進や、河川・都市公園など社会資本の整備と併せた生物の生息環境の確保の推進 等

point 7 自然再生の果たす役割

自然再生の認知度の向上に向け、地域コミュニティの再生や美しい景観の形成など、自然再生が果たす役割 等

point 8 自然環境学習の推進

自然環境学習の計画的・継続的な実施に向け、学校側のニーズや指導計画を踏まえた学習プログラムの作成の重要性 等

5 地域における自然再生事業の進め方

● 自然再生協議会の組織化

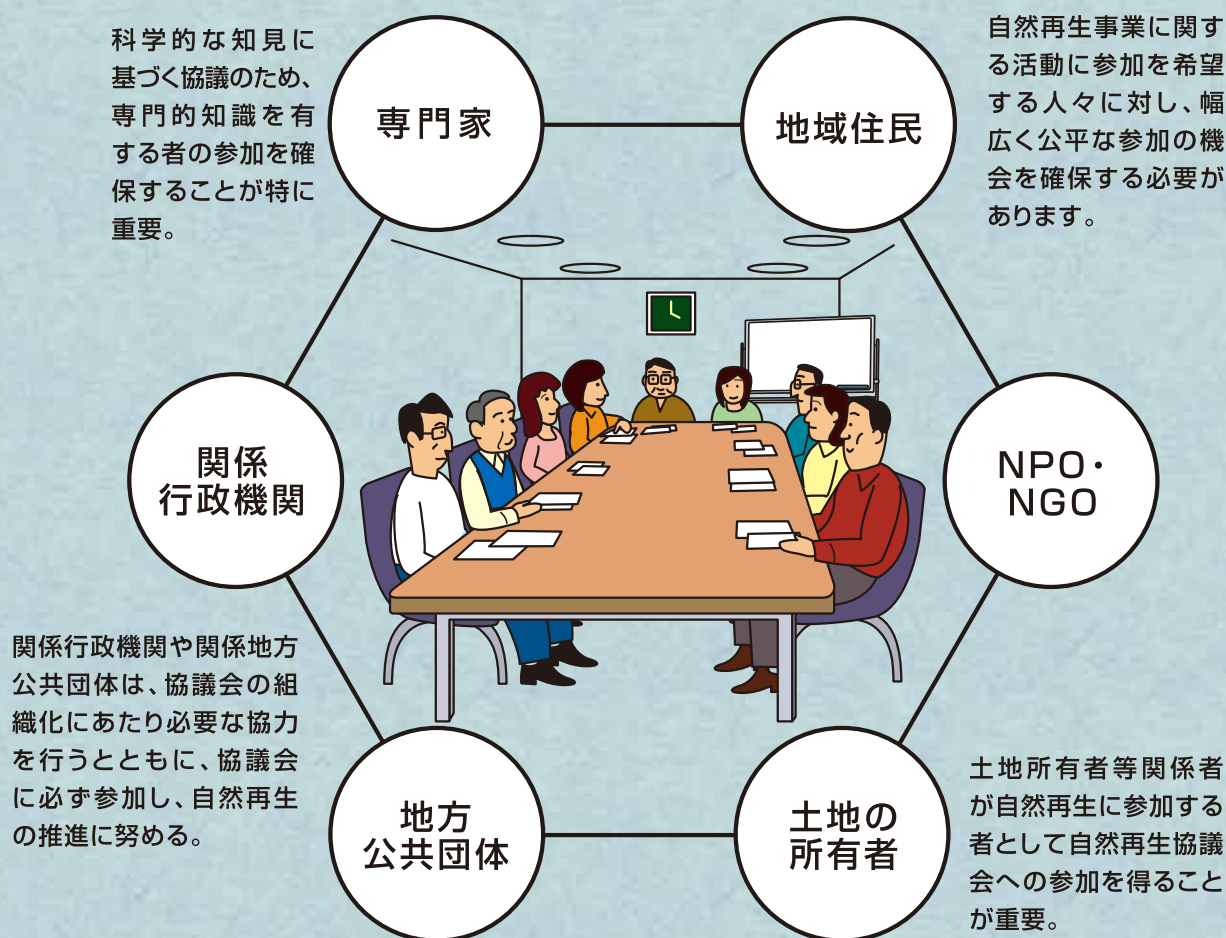
〈実施者による参加の呼びかけ〉

自然再生事業の**実施者**は、その事業の目的や内容を示し、その地域の自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に、広く自然再生協議会への参加を呼びかけます。

〈協議会のイメージ〉

科学的な知見に基づく協議のため、専門的知識を有する者の参加を確保することが特に重要。

※協議会を組織するにあたっては、その自然再生事業に関する活動に参加を希望する人々に対し、幅広く公平な参加の機会を確保する必要があります。



この協議会は、希少種の保護や個人情報の保護の観点から支障がある場合等を除き、原則公開で行われます。

■ 自然再生協議会における事務

- ・自然再生全体構想の作成
- ・自然再生事業実施計画の案に関する協議
- ・自然再生事業の実施に係る連絡調整
- ・モニタリングの結果の評価と、それを事業に適切に反映するための方法についての協議 等

●自然再生
全体構想の作成

自然再生協議会では、地域の自然再生の全体的な方向を定める「自然再生全体構想」を作成します。

■自然再生全体構想の内容

- ・ 自然再生の対象となる区域
- ・ 自然再生の目標
- ・ 協議会に参加する者の名称又は氏名とその役割分担
- ・ その他自然再生の推進に必要な事項

全体構想の作成に当たっては、事前に地域の自然環境に関する科学的なデータの収集や、社会的状況に関する調査を実施し、その結果をもとに協議会で協議します。

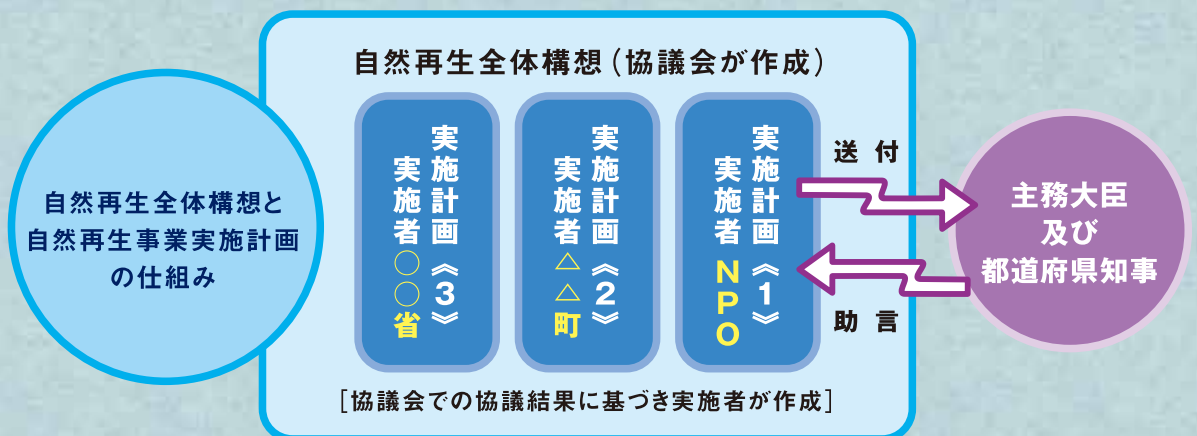
●自然再生
事業実施計画の作成

自然再生協議会で作成された自然再生全体構想を踏まえ、実施者はそれぞれの自然再生事業について定める「自然再生事業実施計画」を作成します。

■自然再生事業実施計画の内容

- ・ 個々の自然再生事業の対象となる区域
- ・ 個々の自然再生事業の内容
- ・ 周辺地域の自然環境との関係と自然環境の保全上の意義・効果
- ・ 事前調査や事業期間中・実施後のモニタリングの具体的な計画
- ・ その他自然再生事業の実施に必要な事項

実施計画の作成に当たっては、事前に科学的なデータを収集するとともに、必要に応じて詳細な現地調査を実施したうえで、地域における自然環境の特性に応じた適正な区域及び内容となるよう検討します。また、自然再生事業の対象地域に生息・生育していない動植物が導入されることなどにより地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう十分配慮することも大切です。



● 自然再生事業の実施



▲協議会の開催風景

■ 多様な主体の参加と連携

自然再生事業の構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理や監視（モニタリング）に至るまで、地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むことが重要です。



▲サンゴ群集の修復

■ 科学的知見に基づく実施

自然環境が損なわれた原因の全体像を社会経済活動等との関係を含めて科学的に明らかにすることが重要です。

また、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定め、実行し、それを検証するという過程に沿って実施することが大切です。



▲地下水位のモニタリング

■ 順応的な実施

事業を実施することによって対象区域の自然がどう変化していくかをモニタリングします。

その結果を科学的に評価し、全体構想や実施計画が適切でない場合は見直すなど、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、実情に沿った柔軟な事業を進めます。

モニタリングの結果によっては、事業の中止を含め柔軟な対応を行います。



▲環境学習(川の生き物調査)

■ 自然環境学習の推進

自然再生の対象となる区域を学校・地域・職場などにおいて生涯にわたる自然環境学習に積極的に活用・提供することが大切です。また、大学等において環境教育の研究と人材育成を行う場となり得るため、このことを認識し、連携することも大切です。

学校と連携した自然環境学習を実施する場合は、学校側のニーズや指導計画を踏まえた学習プログラムを作成し提示することが効果的です。



▲野草地における野焼き作業

■ 地域の産業と連携した取り組み

自然再生を持続的かつ効果的に進めるためには、地域の活性化につながる取組とすることが大切です。例えば、農林漁業など地域の産業との連携や、エコツーリズムなど自然資源を活かした観光の促進などが考えられます。

また、企業にとっては、社会貢献活動の効果的な情報発信につながるものなので、積極的に情報交換を行い、連携を図ることが重要です。



▲外来魚の駆除

■ 希少種の保全、外来種対策

自然再生の取組は、絶滅危惧種の生息地確保につながります。その生息状況を考慮して、必要に応じて「生息域外保全」ができる組織との連携を行い、絶滅危惧種を保全していくことが大切です。

また、外来種対策は国や地方公共団体等が提供する各種情報を参考としながら迅速に行うことが大切です。

●その他自然再生の
推進に当たって重要な視点

自然環境の再生状況の評価

必要に応じて有識者の協力を得て、自然環境の質的な変化を評価することに加え、自然再生に取り組む組織の成果や発展過程を明らかにすることが重要です。

自然再生後の自然環境の扱い

工事完了後においても、継続的なモニタリングを実施することにより自然環境を監視し、自然環境が安定するまで適切な措置をとることが重要です。

再生されつつある自然環境を再び劣化させないためには、利用に関するルール作りの検討や希少動植物の捕獲・採取を防止するための知識を普及することが重要です。

東日本大震災の経験を踏まえた取組

自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し自然と共生する知恵や自然観を培ってきたことを踏まえ自然再生に取り組むことが重要です。

また、自然生態系は地域を災害から守り、被害を軽減・緩衝する効果を有していることを認識し、自然生態系が有する防災・減災機能を踏まえて取り組むことが重要です。

地球規模の視野

地球規模で移動する野生動物の生息地・中継地の保全・再生など国際的な生態系ネットワーク形成への配慮が必要です。

森林、湿原、草原等の適正な管理と保全によって生じる草木質系バイオマスの利用等、地球温暖化対策への配慮が必要です。

自然再生の役割

我が国が有する文化は、自然環境の影響を色濃く受けて育まれているものであり、後世に継承するとともに、文化を継承できる豊かな自然環境を守っていくことが必要です。また、自然再生の取組は、地域コミュニティの維持・再生や豊かな景観の保全・再生につながるものであることを認識することが重要です。

地域における資源と

知見の把握と活用

間伐材や粗朶など自然資源の活用や、生物多様性の維持にとって重要な火入れや池さらい等の伝統的維持管理手法を活用するなど、地域における経験と実績に基づく知見を把握し活用することが重要です。

自然再生の継続実施

綿密な維持管理を行う場所と自然の遷移に委ねる場所を決めるなど維持管理作業の省力化を検討することをはじめ、地域の子供たちの参加を促し担い手の育成を行うことや新たな協力者を確保すること、企業や大学等と連携していくことが重要です。

全国的、広域的な視点に基づく取組の推進

間伐材や粗朶など自然資源の活用や、生物多様性の維持にとって重要な火入れや池さらい等の伝統的維持管理手法を活用するなど、地域における経験と実績に基づく知見を把握し活用することが重要です。

自然再生推進法（平成14年法律第148号）

（目的）

第一条 この法律は、自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「自然再生」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。

2 この法律において「自然再生事業」とは、自然再生を目的として実施される事業をいう。

3 この法律において「土地の所有者等」とは、土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。

（基本理念）

第三条 自然再生は、健全で恵み豊かな自然が将来の世代にわたって維持されるとともに、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨として適切に行われなければならない。

2 自然再生は、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない。

3 自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施されなければならない。

4 自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法により実施されなければならない。

5 自然再生事業の実施に当たっては、自然環境の保全に関する学習（以下「自然環境学習」という。）の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努めなければならない。

（実施者の責務）

第五条 この法律に基づいて自然再生事業を実施しようとする者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）その他の法律の規定に基

づき自然再生事業の対象となる区域の一部又は全部を管理する者からの委託を受けて自然再生事業を実施しようとする者を含む。以下「実施者」という。）は、基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組むよう努めなければならない。

（他の公益との調整）

第六条 自然再生は、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施されなければならない。

（自然再生基本方針）

第七条 政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針（以下「自然再生基本方針」という。）を定めなければならない。

2 自然再生基本方針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 自然再生の推進に関する基本的方向
- 二 次条第一項に規定する協議会に関する基本的事項
- 三 次条第二項第一号の自然再生全体構想及び第九条第一項に規定する自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
- 四 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
- 五 その他自然再生の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して自然再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、自然再生基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かななければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、自然再生基本方針を公表しなければならない。

6 自然再生基本方針は、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、自然再生基本方針の変更について準用する。

（自然再生協議会）

第八条 実施者は、次項に規定する事務を行うため、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の当該実施者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関からなる自然再生協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

- 一 自然再生全体構想を作成すること。
- 二 次条第一項に規定する自然再生事業実施計画の案について協議すること。
- 三 自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。

3 前項第一号の自然再生全体構想（以下「自然再生全体構想」という。）は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。

- 一 自然再生の対象となる区域
- 二 自然再生の目標
- 三 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
- 四 その他自然再生の推進に必要な事項

4 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

- 5 協議会の構成員は、相協力して、自然再生の推進に努めなければならない。

(自然再生事業実施計画)

第九条 実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画(以下「自然再生事業実施計画」という。)を作成しなければならない。

- 2 自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。
- 一 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称
 - 二 自然再生事業の対象となる区域及びその内容
 - 三 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果
 - 四 その他自然再生事業の実施に関し必要な事項
- 3 実施者は、自然再生事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について協議会において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならない。
- 4 自然再生事業実施計画は、自然再生全体構想と整合性のとれたものでなければならない。
- 5 実施者は、自然再生事業実施計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事に、当該自然再生事業実施計画の写し(当該自然再生事業実施計画の添付書類の写しを含む。以下同じ。)及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生全体構想の写し(当該自然再生全体構想の添付書類の写しを含む。以下同じ。)を送付しなければならない。
- 6 主務大臣及び都道府県知事は、前項の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し、当該自然再生事業実施計画に関し必要な助言をすることができる。この場合において、主務大臣は、第十七条第二項の自然再生専門家会議の意見を聴くものとする。
- 7 第三項から前項までの規定は、自然再生事業実施計画の変更について準用する。

(維持管理に関する協定)

第十条 自然再生事業の対象区域の全部又は一部について自然再生に係る維持管理を実施しようとする実施者は、当該区域の土地の所有者等と協定を締結して、その維持管理を行うことができる。

(実施者の相談に応じる体制の整備)

第十一条 主務大臣は、実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(自然再生事業の実施についての配慮)

第十二条 国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、自然再生事業実施計画に基づく自然再生事業の実施のため法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該自然再生事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

(自然再生事業の進捗状況等の公表)

第十三条 主務大臣は、毎年、自然再生事業の進捗状況を公表しなければならない。

- 2 主務大臣は、第九条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により自然再生事業実施計画の写

し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、これを公表しなければならない。

(自然再生事業実施計画の進捗状況の報告)

第十四条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、自然再生事業実施計画に基づき自然再生事業を実施する者に対し、当該自然再生事業実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

(財政上の措置等)

第十五条 国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然再生に関するその他の措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、自然再生に関して行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等が行う自然再生に関する活動の促進に資するため、自然再生に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、自然再生に関する研究開発の推進、その成果の普及その他の自然再生に関する科学技術の振興を図るものとする。

4 国及び地方公共団体は、自然再生事業の実施に関連して、地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進を図るものとする。

(自然再生推進会議)

第十七条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する自然再生推進会議を設け、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議を設け、前項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

(主務大臣等)

第十八条 この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

(自然再生事業に係る配慮)

2 この法律の施行後五年を経過するまでの間は、自然再生事業については、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の施行状況その他土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る自然環境の保全上の支障を防止するための措置の実施状況等に留意して、適正な配慮がなされるものとする。

(検討)

3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

自然再生基本方針

平成15年 4月閣議決定
平成20年10月閣議決定(第1回変更)
平成26年11月閣議決定(第2回変更)

目次

- 1 自然再生の推進に関する基本的方向
 - (1) わが国の自然環境を取り巻く状況
 - (2) 自然再生の方向性
 - ア 自然再生事業の対象
 - イ 地域の多様な主体の参加と連携
 - ウ 科学的知見に基づく実施
 - エ 順応的な進め方
 - オ 自然環境学習の推進
 - カ 地域の産業と連携した取組
 - キ 自然再生の継続実施
 - ク 自然再生後の自然環境の扱い
 - ケ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策
 - コ 東日本大震災の経験を踏まえた自然再生
 - サ 自然再生の役割
 - シ その他自然再生の実施に必要な事項
- 2 自然再生協議会に関する基本的事項
 - (1) 協議会の組織化
 - (2) 協議会の運営
- 3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項
 - (1) 科学的な調査及びその評価の方法
 - (2) 全体構想の内容
 - (3) 実施計画の内容
 - (4) 情報の公開
 - (5) 全体構想及び実施計画の見直し
- 4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項
 - (1) 自然環境学習プログラムの整備
 - (2) 人材の育成
 - (3) 情報の共有と提供
- 5 その他自然再生の推進に関する重要事項
 - (1) 自然再生推進会議・自然再生専門家会議
 - (2) 調査研究の推進
 - (3) 情報の収集と提供
 - (4) 普及啓発
 - (5) 協議会の支援
 - (6) 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進
 - (7) 小さな自然再生の推進

1 自然再生の推進に関する基本的方向

(1) わが国の自然環境を取り巻く状況

自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。そして、自然環境は、地球温暖化の防止、水環境の保全、大気環境の保全、野生生物の生息環境としての役割などの機能を有しており、現在及び将来の人間の生存に欠かすことのできない基盤となっています。また、自然環境は、社会、経済、科学、教育、文化、芸術、レクリエーションなど様々な観点から人間にとって有用な価値を有しています。

しかし、これまで人間が行ってきた自然の再生産能力を超えた自然資源の過度な利用などの行為により、自然環境の悪化が進んできました。その結果、生物多様性は減少し、人間生存の基盤である有限な自然環境が損なわれ、生態系は衰弱しつつあります。

わが国は、その地史や気候等を背景として、多様で豊かな自然環境を有しており、私たちは様々な恩恵を享受しています。一方、私たちは、地震、台風、豪雨などによる自然災害へ

の備えを怠ることはできません。

戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する安全性や物質的な生活水準は向上してきましたが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の増大に伴い、自然環境に大きな負荷を与えてきました。この中で急激な工業化とそれに伴う開発により、農地や林地の都市的土地利用への転換や沿岸域の埋立などの土地利用の変化が進んだ結果、国土の自然の質が低下し、多くの野生生物の生息・生育地が減少してきました。

また、薪炭材や落葉の利用、採草などの人為の働きかけによって二次的な自然環境が維持されてきた里地里山等においてもエネルギー源の化石燃料へのシフト、生活・生産様式の変化に伴う生物由来の資源の利用の低下、過疎化・高齢化の進行など、社会経済状況の変化が進みました。その結果、人為の働きかけが縮小撤退し、不適切な農業・化学肥料の使用や経済性・効率性を優先した基盤整備の進行とあまって、人と自然の相互作用により形成されてきた特有の生態系の質が変化してきました。

加えて、国境を越えた人や物の流れの増大などに伴い、野生生物の本来の移動能力を超えて人為的に導入された外来種が増加し、地域固有の生物相や生態系に対して大きな脅威を与えています。

このように、直接間接を問わず、様々な人間活動、人為の影響等によって、自然海岸や干潟、湿原などが減少しているほか、人工林や二次林の手入れ不足、耕作放棄地の拡大等により、わが国の生態系の質の劣化が進んでおり、多くの野生生物の生息・生育環境の悪化や個体数の減少がみられ、メダカに代表される身近な野生生物の絶滅のおそれが高まるなど、わが国の自然環境は大きく変化しています。

これらに加えて、温室効果ガスの人為的な増加によって、気候変動による生態系への深刻な影響が懸念されており、わが国においても、気候変動による影響の可能性も指摘されているさまざまな事例が観察されています。

平成20年6月に施行された生物多様性基本法に基づき、平成24年9月に生物多様性国家戦略2012-2020が策定され、生物多様性条約第10回締約国会議において採択された愛知目標(以下「愛知目標」という。)の達成に向けたわが国のロードマップが示されるとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を踏まえた今後の自然共生社会のあり方が示され、自然共生社会の構築や愛知目標の達成のための施策を推進することとなりました。

自然再生の実施に際しては、これらを基本として取り組んでいく必要があります。

(2) 自然再生の方向性

現在、自然と共生する社会の実現と地球環境の保全が重要な課題となっています。人間も生態系の一部であり、自然の恵みがあることではじめて暮らしていくことができ、また、私たちが地域ごとに有している食文化、工芸、郷土芸能などの多様な文化は、各地の豊かな自然環境に根ざしたものとと言えます。このような認識に立って、自然環境の価値を再認識し、長い歴史の中で育まれた地域固有の動植物や生態系その他の自然環境について、生態系の保全や生物種の保護のための取組を推進すべきことはもちろん、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻す自然再生によって地域の自然環境を蘇らせ、自然の恵みを享受できる地域社会を創りあげていくことが必要となっています。

日本の国土は、南北に長く、モンスーン地帯に位置することなどから、豊かな生物相を有するとともに、変化に富んだ美しい自然を有しています。同時に、狭い国土面積に稠密な人口を抱え、その地形、地質、気象などの条件から自然災害を受けやすいという特性があるほか、土地利用の転換圧力が強い都市地域、農林水産業等を通じ二次的な自然を維持形成してきた農山漁村地域など、地域によって、自然を取り巻く状況に大きな違いがあります。海域についても、黒潮、親潮などの海流と南北に長く連なる列島があいまって、多様な環境が形成されています。特に沿岸域には長く複雑な海岸線や砂浜、磯、干潟、藻場、サンゴ礁など多様な生態系がみられ、陸域と同様に豊かな生物相を有しています。その一方で、沿岸に人口や産業が集中したことから、浅海域や内湾を中心に埋立や汚濁負荷の流入などの影響を受けてきました。このため、わが国での自然再生を考える際には、地域の自然環境の特性や社会経済活動等、地域における自然を取り巻く状況をよく踏まえるとともに、これらの社会経済活動等と地域における自然再生とが相互に十分な連携を保って進められることが必要です。

さらに、森林、草原、農地、都市、河川、湿原、沿岸、海洋等の生態系は、流域の水循環、物質循環等を介して密接な関係を有していることや、広い範囲を移動する野生生物の生態学的特性を踏まえ、地域の自然再生を進めるに当たっては、周辺地域とのつながりや流域単位の視点などの広域性を考慮した生態系ネットワークの考え方を踏まえる必要があります。

また、気候変動をはじめとする地球環境の変化は、生態系に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、環境の変動に対する適応力の高い、地域に固有の健全な生態系を確保することが重要であるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資することを踏まえて、自然再生に取り組む必要があります。

持続可能な社会を目指すためには、自然共生社会、低炭素社会、循環型社会の3つの社会づくりに統合的に取り組んでいく必要があること、また、今後、人口減少や国土利用の再編が進む中で長期的視点に立って人と自然のより良いバランスを回復し、海洋を含む国土全体にわたって自然の質を向上させていく必要があること、さらには、生物多様性に関する科学と政策のつながりを強化し、科学を政策に反映させる必要性が国際的にも強調されてきていること、こうした認識のもとに地域の将来像を検討し、その実現に向けた広範な取組と連携しつつ、戦略的に自然再生を進めていくことが大切です。

これらの考えに加え、生物多様性基本法の基本原則を踏まえ、自然再生の視点として、次の4つを掲げます。

- ①過去の社会経済活動等により損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とし、健全で恵み豊かな自然が将来世代にわたって維持されるとともに、地域に固有の生物多様性の確保を通じて、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを旨とすべきこと。
- ②地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指す観点から地域の自主性を尊重し、透明性を確保しつつ、地域の多様な主体の参加・連携により進めていくべきこと。
- ③複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とすることを十分に認識し、科学的知見に基づいて、長期的な視点で順応的に取り組むべきこと。
- ④残された自然の保全を優先するとともに、自然生態系の

劣化の根本的な要因を取り除くことが重要であり、当面の局所的な絶滅を防ぐなどの短期的な対策と併せて、劣化要因とその複合作用の結果として生じる劣化状況を把握した上で対策の検討、実施に取り組むよう留意すべきこと。

これらの視点を踏まえた上で、自然再生の推進に関する基本的方向を次のとおり示します。

ア 自然再生事業の対象

自然再生を目的として実施される事業（以下「自然再生事業」という。）は、今後重視すべき先の4つの視点を明確にした新たな取組であり、開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のもをその近くに創出する代償措置としてではなく、過去に行われた事業や人間活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として行われるものです。陸域の森林、草原、里地里山、陸水域の河川、湖沼、湿原、海域の砂浜、干潟、藻場、サンゴ礁など、多様な生態系が事業の対象となります。

このような自然再生事業には、良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為としての「保全」、人間活動や開発等により自然環境が損なわれた地域、あるいは自然資源の利用や維持管理を通じた自然に対する人間の働きかけの減少により二次的な自然環境が劣化した地域において、それらの自然環境を取り戻す行為としての「再生」、大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為としての「創出」、再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為としての「維持管理」を含みます。

イ 地域の多様な主体の参加と連携

自然再生事業は、それぞれの地域に固有の生態系その他の自然環境の再生を目指すものです。このため、どのような自然環境を取り戻すのかという目標やどのように取り戻すのかという手法の検討等については、それぞれの地域の自主性・主体性が尊重されるべきです。

自然再生事業の実施に当たっては、当該自然再生事業の構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間団体（以下「NPO等」という。）、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むことが重要です。

ウ 科学的知見に基づく実施

自然再生事業は、科学的知見に基づいて実施すべきであり、地域における自然環境の特性や生態系に関する知見を活用し、自然環境が損なわれた原因の全体像を社会経済活動等との関係を含めて科学的に明らかにするなど、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生の必要性の検証を行うとともに、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定め、実行し、それを検証するという過程に沿って実施することが必要です。

この場合、自然再生の目標については、持続的に良好な状態を維持することが技術的にも社会経済的にも可能な

自然環境を目標として設定し、その中で、自然の復元力やサイクルを踏まえた持続可能性を考慮して、長期及び短期の目標を設定することが重要です。その際、自然の変動やかく乱が生ずることによって本来の生態系が維持される仕組みがあることを理解することも大切です。目標は、わかりやすく、出来る限り具体的なものとする必要があり、その設定に当たっては、自然再生事業の対象地の自然環境の変遷の分析を踏まえて検討を行い、過去の特定の時期の状況を目標とする、あるいは地域の特徴的な種や生態系の状態に着目して目標を設定するなどの方法が考えられます。

自然再生を行う方法については、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて行うことが重要であり、工事等を行うことを前提とせず自然の復元力に委ねる方法も考慮し、再生された自然環境が自律的に存続できるような方法を含め、十分検討すべきです。また、自然再生の取組による自然環境の再生状況について評価することも大切であり、必要に応じて有識者などの協力を得て自然環境の質的な変化を評価することに加え、自然再生に取り組む組織の成果や発展過程を明らかにしていくことも重要です。

また、わが国では、間伐材や粗朶などの地域の自然資源を用いたり、人力を十分に活用した作業を行うなど伝統的な手法を行ってきたことを踏まえ、このような手法のうち自然と調和したきめ細かで丁寧な手法について、地域における経験と実績に基づく知見の把握に努めるとともに、特に、地域によっては、火入れや池さらいなどの実施が自然のかく乱の代替として生物多様性の維持に必須であるなど、その有効性を確認しつつ、自然再生の手法として用いていくことも必要です。

エ 順応的な進め方

自然再生事業は、複雑で絶えず変化する生態系その他の自然環境を対象とした事業であることから、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行い、事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させる順応的な方法により実施することが必要です。

これを進めていくため、自然再生の実施者は、成功・失敗にかかわらず順応的な取組の情報を可能な限り公開することに努め、国は、順応的な取組の参考となる事例を集約し広く情報発信することに努める必要があります。

また、自然再生において、自然の復元力が十分に発揮されるよう条件を整えることにより回復の過程に導く場合や、その回復の過程の中で補助的に人の手を加える場合がありますが、生態系の健全性の回復には一般に長い期間が必要であることを十分に認識すべきです。

このため、自然再生事業の実施に当たっては、自然再生の目標とする生態系その他の自然環境の機能を損なうことのないよう、自然環境が再生していく状況を長期的・継続的にモニタリングし、必要に応じて自然再生事業の中止や中止した場合に周辺環境へ影響が及ばないようにすることを含め、計画や事業の内容を見直していく順応的な進め方によることが重要です。

オ 自然環境学習の推進

(自然環境学習への活用の重要性)

環境保全の推進のためには、課題を発見・解決する力や

コミュニケーション能力などの「未来を創る力」、環境の変化に気付く力や自然環境の不可逆性を理解する力などの「環境保全のための力」を有する人材を育む環境教育が必要であり、その実施に当たっては、地域を教材として実感を伴った学びの機会を提供すること、双方向型のコミュニケーションにより気付きを「引き出す」ことなどが重要です。

また、特に自然環境学習は、自然環境に対する関心を喚起し、共通の理解を深め、意識を向上させるとともに、希薄化した自然と人間との関係を再構築する上で重要であり、地域における自然環境の特性を踏まえ、科学的知見に基づいて実施される自然再生は、自然環境学習の対象として適切なものです。

このため、家庭、学校、地域、職場などにおける生涯にわたる質の高い環境教育・学習の機会の多様化を図るために、自然再生事業を実施している地域が自然環境学習に積極的に活用されることが大切であり、自然再生事業の実施に当たっては、学校教育機関や研究機関、博物館及び公民館等の社会教育施設、ビジターセンターなどの自然環境学習施設など、地域の関係機関との協力と連携を強化する必要があります。その際、過剰な利用により自然再生に悪影響が及ばないようなルール作りを併せて行うことも重要です。

(自然環境学習の実施に当たっての配慮事項)

自然環境学習を効果的に行うためには、単なる知識の伝達にとどまらず、「五感で感じる」原体験としての自然体験や保全活動への参画なども必要であり、また、そのための自然とふれあえる空間作りも重要です。このため、自然再生事業を実施している地域の自然環境学習への活用に当たっては、その地域の自然環境の特性、自然再生の技術及び自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場となるよう十分に配慮する必要があります。

また、自然再生事業は防災・減災や持続可能な社会づくりにも資するものであるため、自然環境学習の実施に当たっては、自然が豊かな恵みをもたらす一方で災害リスクも有することを踏まえた防災・減災の観点や、ものごとを主体的に考え行動できるような持続可能な社会づくりの担い手を育てる「持続可能な開発のための教育(ESD)」の観点を取り入れていくことも重要です。

さらに、学校と連携した自然環境学習の実施に当たっては、学校側と十分に調整を図り、学校側のニーズや指導計画を踏まえた学習プログラムを作成し提示することなどが効果的であり、計画的・継続的な活動にもつながることを認識しながら取り組むことが重要です。

カ 地域の産業と連携した取組

自然再生を持続的かつ効果的に進めるためには、地域の産業と連携しつつ対応することが必要です。特に農林水産業は自然の物質循環機能に依存した持続可能な生産活動であり、田園地域・里地里山等の二次的自然の形成に大きく寄与してきました。このことを踏まえ、自然再生事業に関連して、関係者の合意を得ながら、農業や化学肥料などの削減等による環境に配慮した農業生産活動、水と生態系のネットワークの保全に配慮した水路、ため池、水田のあぜ等の持続的な維持管理活動や基盤整備の実施、生物多様性に配慮した森林施業の実施、漁場環境の再生状況に応じた漁具の選定や漁期の設定など、地域の環境と調和のとれた取組を推進することが必要

です。これらの地域では、長年にわたる人の営みと自然の相互作用によって特有の生態系や文化が形成されてきたことを踏まえ、農林漁業者をはじめとする地域の知見を尊重し、生物多様性の維持にとって重要な伝統的維持管理の手法を活用しながら自然再生を進めるとともに、地域の産業や社会経済活動と自然再生を関連づけ、自然資源の循環利用やエコツーリズムなど自然資源を生かした観光の促進などにより、地域社会の活性化につなげることで、持続可能な取組としていくことが重要です。

また、企業と連携して自然再生を進めることも重要です。自然再生の実施者にとっては、資材や労力の面で支援を受けることにつながり、企業にとっては、社会貢献活動の効果的な情報発信や社員等への福利厚生に加え、活動で生じたバイオマスを燃料として利用することによる地球温暖化対策への貢献など様々な取組につながる可能性があります。このように、自然再生の実施者と企業の双方に利益をもたらし得るため、両者が積極的な情報交換を行い、連携を図ることが重要です。

キ 自然再生の継続実施

自然再生の実施には長期間を必要とすることから、綿密な維持管理を行う箇所と自然の遷移や復元力に委ねる箇所をゾーニングすることなどにより維持管理作業の省力化について検討することが重要です。また、再生された自然環境は、次世代も享受するものとなるため、自然環境の将来計画の検討や自然環境調査などを行う際は、地域の子供たちの参加を促し、次世代の実施を見据え、担い手の育成を図りながら、目指すべき自然環境の目標を共に考えていくことも重要です。

さらに、新たな実施者や協力者の獲得を図るためには、雑誌やインターネット等のツールを活用して若者や女性等に対しても情報発信を積極的に行うことや、地域住民の関心の高い取組と連携すること、大学等の学術機関との連携を図り研究者や学生の自然再生への参加を促すことが重要です。

ク 自然再生後の自然環境の扱い

工事実施中のみならず工事完了後においても、継続的なモニタリングを実施することにより自然環境を監視し、自然環境が再び劣化した場合には、必要に応じて科学的知見をもとに対応を行うことにより、自然環境が安定するまで適切な措置を講ずることが必要です。

また、再生されつつある自然環境を再び劣化させないためには、豊かな自然の適切な利用に関するルール作りなどの検討を行うことや希少動植物の捕獲・採取を防止するための知識の普及を行うことが重要です。

ケ 自然再生における希少種の保全及び外来種対策

今日、様々な人間活動による圧迫に起因し、多くの種が絶滅し、また、絶滅のおそれのある種が数多く生じており、現在と将来の人類の豊かな生活を確保するために、絶滅危惧種の保全の一層の促進が必要です。自然再生の取組は、絶滅危惧種の生息地の確保につながるものであり、平成26年4月に策定された絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略を踏まえ、絶滅危惧種に関する情報及び知見を参考としながら、国内希少野生動植物種等の指定状況も考慮して行うことが重要です。

また、自然再生を実施している地域に絶滅危惧種等が生息しており、緊急的な措置を講じないと種の存続が危ぶまれる場合、自然再生の取組と併せて、生物を自然の生息・生育地の外において保全する「生息域外保全」の考え方を取り入れることも重要であり、必要に応じて、動植物園、水族館、自然系博物館など生息域外保全を行うことが可能な組織と連携を図りながら自然再生を進めることが重要です。

これに加えて、地域に固有の生態系その他の自然環境の再生のため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制の対象である特定外来生物だけでなく、国内由来の外来種、更には他地域に生息・生育し遺伝的形質の異なる同種の生物導入による遺伝的かく乱により、問題が発生する可能性があることも考慮して、外来種の意図的な導入又は非意図的な侵入を未然に防ぐよう努めることが重要です。また、自然再生の対象となる区域に外来種の侵入や拡散が認められた場合、国や地方公共団体等が提供する外来種に関する情報や知見を参考としながら迅速に対応することが重要です。

コ 東日本大震災の経験を踏まえた自然再生

東日本大震災の発生により、豊かな恵みをもたらす自然は、時として大きな脅威となって災害をもたらすものであり、私たちはそうした両面性を持つ自然とともに生きていることを、改めて意識させられました。私たち日本人は、自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し自然と共生する知恵や自然観を培ってきたことを踏まえ、自然再生の取組を進めることが重要です。

自然再生事業の実施に当たっては、地震や津波の影響を受けた干潟や藻場等の生態系について、生き残った動植物個体や植物の栄養体、埋土種子などが生態系の回復に大きく貢献するといった自然の回復力を評価できるようモニタリングを実施し、その回復状況や地域の復興状況・意向を踏まえて、自然再生の手法や体制を検討していくことが重要です。

また、東日本大震災からの復興に当たっては、地域の暮らしを支える自然環境や森・里・川・海のつながりなどの重要性を多くの人に理解してもらうための取組や、自然環境の再生を通して森・里・川・海のつながりを再生していくことが必要です。また、自然生態系は、津波などの災害が発生した際に、地域を災害から守り、被害を軽減・緩衝する効果を有しており、このような自然生態系が有する防災・減災機能を踏まえて自然再生に取り組んでいくことが重要です。

カ 自然再生の役割

わが国が有する文化は、自然環境と密接な関係を持ち、国土全体にわたる豊かな自然は元より、地域が有する独特の自然環境の影響も色濃く受けて育まれているものです。例えば、小動物や草花を楽しみ季節を読みとる感性である「花鳥風月」や、花見、蛸狩り、月見、紅葉狩り、雪見などの文化、野焼きなどの維持管理手法、ふなずしなどの伝統的食文化は、地域の豊かな自然環境とともにあり、情緒豊かな心を育む源となるものです。

また、自然再生の取組は、地域住民とともに行うものであり、地域独特の自然や文化と密接な関わりを持つものであることから、地域コミュニティの維持・再生につな

がるものです。このため、地方公共団体等は、地域コミュニティの保全・再生に資する自然再生の取組に対して、必要な支援に努めることが重要です。

さらに、自然再生の取組は、自然環境を保全・再生していくものであると同時に、豊かな景観の保全・再生につながるものです。人間の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している原生的自然や農村の人々や生業などによって形成される田園地域や里地里山のような二次的自然など自然環境が織りなす美しい景観は、地域固有の資産であり、地方公共団体等は、その方向性を明らかにし、地域と一体となって、美しい景観を形成し、国民への提供に努めることが重要です。

シ その他自然再生の実施に必要な事項

自然再生を将来にわたって効果的に推進するため、国及び地方公共団体は、調査研究の推進と科学技術の振興を図るとともに、全国的な事例などの情報提供に努める必要があります。

自然再生に関する施策の実効を期するためには、地域住民等の理解と協力が不可欠であり、自然再生の取組に際しては、地域の協議会での話し合いを通じて合意の形成を図るとともに、自然再生の対象となる区域において一定の権原を持つ土地の所有者等の理解と協力を得ながら進めることが不可欠です。地域の民間団体や地域住民などの参加、協働という形をより一層活発化させていくため、民間団体などが民有地も含めて活動を展開していくことを地域全体で支えていくことが重要です。また、民間団体が主導する自然再生事業は、早期の事業実施や効果発現につながることを期待できるものであるため、国や地方公共団体は、民間団体が主導する自然再生事業が円滑に進むよう必要な情報を提供するとともに、活動の支援に努めることが重要です。

さらに、再生された自然とふれあい、その恵沢を享受する国民ひとりひとりにおいても、自然再生の取組が生態系サービスを提供するものであることを理解し、協力するよう努めることも重要です。国及び地方公共団体は、自然再生の重要性に関する理解を促進し、地域をはじめ、広く国民全体の自覚を高めるために、自然環境学習の効果的な実施を含め、普及啓発活動を積極的に推進する必要があります。

また、再生された自然環境が将来にわたって適切に維持されるよう、自然再生の実施に際しては、地域の実状に応じて、周辺地域も含む土地利用や自然環境の保全に関する様々な施策との広範な連携や必要な財政上の措置を講ずるよう努めることも必要です。

さらに、自然再生に当たっては、地球環境保全に寄与する観点から、地域の実状に応じて、地球規模で移動する野生動物の生息地・中継地の保全・再生など、国際的な生態系ネットワーク形成への配慮が必要です。また、多自然川づくり、干潟の再生、都市公園の整備等の社会資本整備と併せた生物の生息・生育環境の確保の取組や緑地の保全及び緑化の推進のための施策によって、自然環境の保全・再生・創出・維持管理を行い、生態系ネットワークの形成を進めていくことも重要です。そのほか、多くの炭素を樹木や土壌に固定している森林の適正な管理、泥炭や土壌に炭素を貯蔵している湿原、草原等の適正な保全、また、人工林の間伐、里山林の管理、二次草原における採草など

の生態系の適切な管理によって生じる草木質系バイオマスの利用や、温室効果ガスの排出を低減した工法の採用等を通じた地球温暖化対策への配慮が必要です。

2 自然再生協議会に関する基本的事項

地域における自然再生の推進に際しては、自然再生事業を実施しようとする者(以下「実施者」という。)が、地域住民、NPO等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の自然再生事業又はこれに関連する活動に参加しようとする者、関係行政機関及び関係地方公共団体により構成される自然再生協議会(以下「協議会」という。)を組織し、協議会において、自然再生全体構想の作成、自然再生事業実施計画の案の協議、自然再生事業の実施に係る様々な連絡調整が適切になされることが必要です。この際、自然再生が、地域の自然的社会的状況に応じて、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施されるよう、協議会において十分検討することが必要です。

協議会の組織化及び運営は、実施者及び協議会が責任を持って行うこととなりますが、その際、次の事項に留意するものとします。

(1) 協議会の組織化

ア 実施者は、その実施しようとする自然再生事業の目的や内容等を明示して協議会を組織する旨を広く公表し、NPO等地域において自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に対し、幅広くかつ公平な参加の機会を確保すること。

イ 自然再生は、地域の多様な主体が連携し実施されるものであり、協議会にはできるだけ、自然再生に参加する地域の多様な主体が参加するよう努めること。

この場合、協議会において科学的な知見に基づいた協議等が行われることが重要であることを踏まえ、地域の自然することが特に重要であること。

また、自然再生事業を円滑に推進する観点から、土地の所有者等の関係者についても自然再生の趣旨を理解し自然再生に参加する者として協議会への参加を得ることが重要であること。

ウ 関係行政機関が実施者の相談に的確に応じるなど、関係行政機関及び関係地方公共団体は、協議会の組織化に係る必要な協力を行うとともに、その構成員として協議会に参加し、自然再生を推進するための措置を講ずるよう努めること。

(2) 協議会の運営

ア 協議会の運営に際しては、自然再生事業の対象となる区域における自然再生に関する合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営を図ること。

イ 協議会においては、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て客観的かつ科学的なデータに基づいた協議等がなされるよう、地域の実状に応じた体制を整えることが重要であること。

ウ 協議会は、希少種の保全上又は個人情報保護上支障のある場合等を除き、原則公開とし、協議会の運営に係る透明性を確保すること。また、協議会の運営に当たっては、必要に応じ外部からの意見聴取も行うこと。

エ 協議会は、自然再生事業の実施に係る連絡調整の継続的な実施のための方法や当該自然再生事業のモニタリング

の結果の評価及び評価結果の事業への適切な反映のための方法について協議すること。

オ 協議会の運営等の事務の担い手は、協議会の合意のもと、協議会に参加する者から選任することとし、協議会に参加する者は積極的に運営に協力すること。

3 自然再生全体構想及び自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項

自然再生事業の実施に当たっては、自然再生全体構想(以下「全体構想」という。)及び自然再生事業実施計画(以下「実施計画」という。)を作成することが必要です。

全体構想は、自然再生基本方針に即して、自然再生の対象となる区域、自然再生の目標、協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担、その他自然の再生の推進に必要な事項を定めることとし、地域の自然再生の全体的な方向性を定めます。また、実施計画は、自然再生基本方針に基づき、個々の自然再生事業の対象となる区域及びその内容、当該区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果、その他自然再生事業の実施に関し必要な事項を定めることとし、全体構想の下、個々の自然再生事業の内容を明らかにするものです。

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとします。

(1) 科学的な調査及びその評価の方法

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、協議会において、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を行うことなどを通じて、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行うこと。

その際、実行可能なより良い技術や方法が取り入れられているか否かの検討等を通じて、全体構想及び実施計画の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理する必要があること。

(2) 全体構想の内容

ア 全体構想の作成に当たっては、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータの収集や社会的状況に関する調査を実施し、その結果を基に協議会において十分な協議を行うこと。

イ 全体構想は、地域の自然再生の対象となる区域における自然再生の全体的な方向性を定めることとし、当該地域で複数の実施計画が進められる場合には、個々の実施計画を束ねる内容とすること。

ウ 全体構想においては、自然再生の対象となる区域やその区域における自然再生の目標について、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定するとともに、その目標達成のために必要な自然再生事業の種類及び概要、協議会に参加する者による役割分担等を定めること。

(3) 実施計画の内容

ア 実施者は、実施計画の作成に当たっては、全体構想、地域の自然環境及び社会的状況に関する最新のデータに基づき、協議会における十分な協議の結果を踏まえて行うこと。

イ 自然再生事業の対象となる区域及びその内容については、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を

を得て、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータを収集するとともに、必要に応じて詳細な現地調査を実施し、その結果を基に、地域における自然環境の特性に応じた適正なものとなるよう十分検討すること。その際、事業の対象となる区域とその周辺地域との関係を分析した上で、周辺地域における様々な取組との連携の必要性について検討を行うこと。

ウ 実施計画には、自然再生事業の対象となる区域とその周辺における自然環境及び社会的状況に関する事前調査の実施並びに自然再生事業の実施期間中及び実施後の自然再生の状況のモニタリングに関して、その時期、頻度等具体的な計画を記載することとし、その内容については、協議会において協議すること。また、自然再生の状況のモニタリングの結果を科学的に評価し、これを当該自然再生事業に反映させるなど、順応的な進め方についても協議すること。

エ 自然再生事業の実施に関連して、自然再生事業の対象となる地域に生息・生育していない動植物が導入されることなどにより地域の生物多様性に悪影響を与えることのないよう十分配慮すること。

オ 全体構想の下、複数の実施計画が作成される場合には、各実施者は、協議会における情報交換等を通じて、自然再生に係る情報を互いに共有し、自然再生の効果が全体として発揮されるよう配慮すること。

(4) 情報の公開

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、その作成過程における案の内容に係る情報を原則公開とし、透明性を確保すること。

(5) 全体構想及び実施計画の見直し

実施者は、自然再生事業の実施期間中又は実施後のモニタリングの結果について、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ科学的に評価した上で、必要に応じ自然再生事業を中止することを含め、当該自然再生事業への反映について柔軟な対応を行うとともに、必要に応じて、全体構想については協議会が、実施計画については実施者が、それぞれ主体となって柔軟に見直すこと。この場合、実施計画の見直しについては、協議会での十分な協議の結果を踏まえて行うこと。

4 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項

自然再生の対象となる区域を自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地に学ぶ場とすることは有意義であることから、自然再生事業が実施されている地域を積極的に自然環境学習に活用・提供するものとします。また、全体構想の対象となる区域において自然環境学習を実施しようとする者は、自然環境学習の推進に関して、次の事項に留意するものとします。

(1) 自然環境学習プログラムの整備

自然環境学習を含めた自然環境の活用について十分検討し、実施計画において、対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備するよう努めること。

(2) 人材の育成

自然環境学習の円滑な推進のため、NPOやボランティア

等との連携を図りつつ、地域ごとに自然環境学習を担う人材の育成に努めること。

(3) 情報の共有と提供

自然環境学習の場、機会、人材、プログラム等に係る情報を地域の中で広く共有するよう努めるとともに、関連施策と連携することを含め、情報提供機能の充実に努めること。

5 その他自然再生の推進に関する重要事項

その他、自然再生の推進に当たっては、次の重要事項に留意するものとします。

(1) 自然再生推進会議・自然再生専門家会議

環境省、農林水産省、国土交通省は、自然再生を率先して進める観点から、自然再生推進会議での連絡調整などを通じて、その他の関係行政機関を含めた連携の一層の強化を図ること。

また、自然再生推進会議及び自然再生専門家会議については、原則公開とし、これらの会議の運営に係る透明性を確保すること。この観点から、その構成、事務局など、これらの会議の設置に関する事項は、それぞれの会議の設置の際に別途定め、公開すること。

(2) 調査研究の推進

国及び地方公共団体は、地域の自然環境データを長期的・継続的に把握し適切に提供するとともに、気候変動等による自然環境への影響評価を行い、自然再生事業の実施と連携しつつ、自然再生に関する技術の研究開発に努めること。

(3) 情報の収集と提供

国及び地方公共団体は、海外又は国内における自然再生に関する事業や活動の実例など、自然再生に関する情報を収集し、海外を含めて広く提供を行うこと。その際、国は、全国における多様な実施者により実施されている自然再生事業について、その概要と進捗状況を網羅的に紹介するホームページの作成など、効率的かつ効果的な情報の収集と提供がなされるよう手法の検討と体制整備に努めること。

(4) 普及啓発

国及び地方公共団体は、自然環境の現状やその保全・再生の重要性について、地域住民、NPO等のほか一般国民においてもその理解を促進し、自覚を高めるため、普及啓発活動を積極的に行うこと。

(5) 協議会の支援

実施者は、協議会を組織したとき、または、全体構想、実施計画を作成したときは、主務大臣及び当該自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を報告するとともに、関連する資料を送付し、技術的支援その他の必要な協力を求めることができること。

国は、協議会等に対する技術的支援を行うため必要に応じて自然再生専門家会議を開催するほか、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動等への支援を行うとともに、地方公共団体と協力して自然再生の推進に努めること。また、自然再生協議会の設立を検討している団体に対して、自然再生に活用できる事業制度や協議会の継続的取組に資する資金確保などの各種手法

についての情報を提供するなど必要な措置を講ずること。

(6) 全国的、広域的な視点に基づく取組の推進

国は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際的取組の動向を踏まえつつ、わが国の自然的社会的状況に応じた自然再生の取組の推進に努めること。また、各地域の特性を活かした取組とともに、わが国の生物多様性は海や空を介して周辺の各国とつながっているといった国際的な視点も含め、生物多様性から見た国土のランドデザインを考慮し、国土レベルの生物多様性の総合評価や生態系ネットワーク構想の具体的な進展も踏まえ、自然再生の必要性の高い地域を明らかにするための検討を進めるなど、全国的、広域的な視点に立った取組の計画的な推進に努めること。

このため、生物多様性の現状や危機の状況等を空間的に評価した地図化作業を進めていくことや地域における自然環境の現状や将来の姿を明確にすることが重要であり、国は地図化やそれを全国的に進めていくためマニュアル作成に努め、地方公共団体は地域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である生物多様性地域戦略の策定を進めるなど自然環境の現状や将来の姿を明確にするよう努めること。

また、大都市圏等、一つの地方公共団体の範囲を越えるような広範囲の地域において自然環境が減少又は劣化している場合には、国及び地方公共団体は、当該地域の多様な主体の参加を得て、生息範囲が広範な高次消費者等を指標種とすることや技術情報の共有などにより生態系のネットワーク化の必要性など広域的な観点からの共通の認識を形成し、計画的に自然再生に取り組むことが重要であること。

(7) 小さな自然再生の推進

地域住民等が行う小さな自然再生は、全国各地で展開されることにより、広域的な自然環境の保全・再生につながることを期待できるものであるため、国や地方公共団体は取組の参考となる事例の整理・情報発信に努めること。

小さな自然再生の実施に当たっては、地方公共団体が定める生物多様性地域戦略で示される地域の自然環境が目指す方向や内容を参考とするとともに地域の遺伝的特性に適合した種を用いることや外来種を持ち込むことのないよう努める必要があるため、必要に応じて国や地方公共団体、地域の自然環境の情報や知識を豊富に有する自然系博物館などに相談することも重要であること。

また、小さな自然再生の推進に当たり、広範囲かつ多様な主体で連携して行うことが効果的なものについては、協議会を設立するなどにより発展的に取り組むことが重要であること。

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会

事務局：国土交通省 関東地方整備局

荒川上流河川事務所 河川環境課

TEL 049-220-0145